

平成 2 9 年 度 環 境 省 重 点 施 策 集

平 成 2 8 年 8 月
環 境 省

平成29年度環境省重点施策集

事 項	平成29年度 概算要求・要望額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
東日本大震災からの復興・創生			
1. 福島県における取組			
(1) 中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入・適正管理、減容・再生利用			
中間貯蔵施設の整備等【復興特】	272,419	水・大気環境局中間貯蔵施設担当参事官室	1
除去土壌等の適正管理・搬出等の実施【復興特】	309,796	水・大気環境局放射性物質汚染対策担当参事官室、総務課除染渉外広報室	3
(2) フォローアップ除染及び森林放射線量低減対策のモデル事業等の実施			
除去土壌等の適正管理・搬出等の実施【復興特】	309,796	水・大気環境局放射性物質汚染対策担当参事官室、総務課除染渉外広報室	3
(3) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理の実施等			
放射性物質汚染廃棄物処理事業【復興特】	177,457	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物担当参事官室	4
旧警戒区域内等における鳥獣捕獲等緊急対策事業【復興特】	192	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室	5
(4) 放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策の実施			
放射線の健康影響、被ばく線量評価等に関する調査研究事業【エネ特】	1,329	環境保健部放射線健康管理担当参事官室	6
住民の個人被ばく線量把握事業【エネ特】	398	環境保健部放射線健康管理担当参事官室	7
放射線被ばくによる健康不安対策事業【エネ特】	467	環境保健部放射線健康管理担当参事官室	8
(5) 帰還困難区域における必要な措置の実施(事項要求)			
2. 福島県以外における取組			
放射性物質汚染廃棄物処理事業【復興特】	177,457	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物担当参事官室	4
3. 放射性物質汚染対策の加速化に向けた組織改革(事項要求)			
4. グリーン復興等の推進			
三陸復興国立公園等復興事業【復興特】	580	自然環境局国立公園課、自然環境整備課	9
循環共生型社会の構築			
1. 次世代につなげる暮らし・社会の変革による地球温暖化対策			
(1) 2030年度目標の実現			
① 2030年度目標の実現に向けた地球温暖化対策計画の着実な実施			
再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業(経済産業省連携事業)【エネ特】	7,500	総合環境政策局環境計画課、地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室、自然環境局自然環境整備課温泉地保護利用推進室	10
(新) 風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業【エネ特】	300	総合環境政策局環境影響評価課	11
上下水道システムにおける省CO2化推進事業(一部厚生労働省・国土交通省連携事業)【エネ特】	3,400	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	12
低炭素型廃棄物処理・リサイクル設備導入の支援【エネ特】	3,900	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課、企画課循環型社会推進室、リサイクル推進室、廃棄物対策課	13
廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業【エネ特】	500	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	14
賃貸住宅における省CO2促進モデル事業(国土交通省連携事業)【エネ特】	4,500	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	15

平成29年度環境省重点施策集

事 項	平成29年度 概算要求・要望額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
業務用施設等における省CO2促進事業（一部経済産業省・国土交通省・厚生労働省・農林水産省連携事業）【エネ特】	8,000	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	16
(新) 廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による低炭素社会システム整備推進事業【エネ特】	2,550	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	17
(新) 脱フロン社会構築に向けた業務用冷凍空調機器省エネ化推進事業（一部国土交通省連携事業）【エネ特】	6,300	地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室	18
物流分野におけるCO2削減対策促進事業（国土交通省連携事業）【エネ特】	5,200	地球環境局地球温暖化対策課低炭素物流推進室	19
トラック・バスにおける低炭素化の推進（国土交通省・経済産業省連携事業）【エネ特】	3,965	水・大気環境局自動車環境対策課	21
地域低炭素投資促進ファンド事業【エネ特】	8,000	総合環境政策局環境経済課	22
ESG投資など環境金融の充実・強化【一部エネ特】	4,868	総合環境政策局環境経済課	23
② 国民運動「COOL CHOICE」の抜本的強化等			
(新) 省エネ家電等COOL CHOICE推進事業【エネ特】	9,888	地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室	24
地球温暖化対策の推進・国民運動「COOL CHOICE」強化事業【エネ特】	2,000	地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室	25
「国連ESDの10年」後の環境教育推進費	316	総合環境政策局環境経済課環境教育推進室	26
(2) 中長期的取組			
① カーボンプライシングの検討			
(新) カーボンプライシング導入可能性調査事業【エネ特】	250	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	27
税制全体のグリーン化推進検討経費	26	総合環境政策局環境経済課	28
② 長期の大幅排出削減に向けた戦略的取組			
未来のあるべき社会・ライフスタイルを創造する技術イノベーション事業【エネ特】	2,500	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	29
セルロースナノファイバー（CNF）等の次世代素材活用推進事業（経済産業省・農林水産省連携事業）【エネ特】	4,400	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	30
再エネ等を活用した水素社会推進事業（一部経済産業省連携事業）【エネ特】	9,000	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、水・大気環境局自動車環境対策課	31
(新) 低炭素型の行動変容を促す情報発信（ナッジ）による家庭等の自発的対策推進事業【エネ特】	2,000	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	32
環境研究総合推進費関係経費	6,006	総合環境政策局総務課環境研究技術室	33
CCSによるカーボンマイナス社会推進事業（一部経済産業省連携事業）【エネ特】	6,000	地球環境局総務課低炭素社会推進室	34
(新) パリ協定等を受けた中長期的温室効果ガス排出削減対策検討調査費	552	地球環境局総務課低炭素社会推進室	35
(3) 適応策			
気候変動影響評価・適応推進事業	1,169	地球環境局総務課研究調査室	36
国立研究開発法人国立環境研究所運営費交付金（うち、適応関連研究経費）	13,817	総合環境政策局総務課環境研究技術室	37
環境研究総合推進費関係経費（うち、適応関連研究経費）	6,006	総合環境政策局総務課環境研究技術室	38
(新) オリンピック・パラリンピック暑熱環境測定事業	31	水・大気環境局大気環境課大気生活環境室	39
クールシティ推進事業	42	水・大気環境局大気環境課大気生活環境室	40
熱中症対策推進事業	71	環境保健部環境安全課	41
(新) 廃棄物・リサイクル分野における気候変動影響の分析及び適応策の検討	25	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	42
(4) 国際的取組			
① 環境技術・産業の海外展開			
温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）シリーズによる地球環境観測事業等【一部エネ特】	4,645	地球環境局総務課研究調査室	43

平成29年度環境省重点施策集

事 項	平成29年度 概算要求・要望額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
二国間クレジット制度(JCM)資金支援事業及び基盤整備事業【エネ特】	12,420	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室、国際連携課国際地球温暖化対策室、国際協力室	45
我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業	415	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室、リサイクル推進室、廃棄物対策課浄化槽推進室	49
環境技術実証事業	110	総合環境政策局総務課環境研究技術室	50
② パリ協定及びG7の成果を踏まえた国際貢献			
パリ協定の実施に向けた検討経費	156	地球環境局国際連携課国際地球温暖化対策室	51
(新) パリ協定実施に向けた途上国能力開発支援拠出金	200	地球環境局国際連携課国際地球温暖化対策室	52
(新) G7が牽引するCO2削減に貢献する持続可能な開発目標の実施【エネ特】	200	地球環境局国際連携課	53
国連持続可能な消費と生産10年計画枠組み基金への拠出等による国際的な民生部門対策【エネ特】	600	地球環境局国際連携課	54
(新) アジア・太平洋地域の災害廃棄物対策強化支援事業	30	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課災害廃棄物対策室	55
2. 魅力ある我が国の自然の保全・活用といきものとの共生			
(1) 優れた自然の保全・活用等			
(新) 国立公園満喫プロジェクト等推進事業等	10,114	自然環境局国立公園課、国立公園利用推進室、自然環境整備課、温泉地保護利用推進室	56
日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費	428	自然環境局自然環境計画課、国立公園課、国立公園利用推進室	58
(2) 生物多様性の確保等			
① 希少ないきものの保全や遺伝子組換え生物に係る規制等を通じた生態系の保全			
希少種保護推進費	463	自然環境局野生生物課希少種保全推進室	59
国際希少野生動植物種流通管理対策費	42	自然環境局野生生物課	60
遺伝子組換え生物対策事業	25	自然環境局野生生物課外来生物対策室	61
(新) 西之島総合学術調査事業費	33	自然環境局自然環境計画課	62
② 鳥獣管理の推進、外来種の防除、動物の適正飼養の推進			
指定管理鳥獣捕獲等事業費	1,500	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室	63
鳥獣保護管理強化総合対策事業費	790	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室、国立公園課	64
外来生物対策費	94	自然環境局野生生物課外来生物対策室	65
特定外来生物防除等推進事業	486	自然環境局野生生物課外来生物対策室	66
動物愛護管理推進費	261	自然環境局総務課動物愛護管理室	67
③ 森里川海プロジェクトの展開等			
地域循環共生圏構築事業	120	自然環境局自然環境計画課、生物多様性地球戦略企画室、生物多様性施策推進室	68
生物多様性保全推進支援事業	75	自然環境局生物多様性施策推進室	69
3. 将来の暮らしを支える資源循環の実現と安心・安全の確保			
(1) 資源循環の実現に向けた取組等			
① 廃棄物処理施設・浄化槽の整備			
一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】	81,585	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	70
浄化槽整備の推進	11,000	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室	71

平成29年度環境省重点施策集

事 項	平成29年度 概算要求・要望額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
② 大規模災害に備えた防災・減災			
大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業	872	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課災害廃棄物対策室	72
③ 国内外の適正な資源循環の推進に向けた施策の充実			
富山物質循環フレームワーク等国際動向を踏まえた、次期循環型社会形成推進基本計画等検討事業	114	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室、廃棄物対策課	73
食品廃棄物等リデュース・リサイクル推進事業費	80	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	74
ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業	97	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	75
産業廃棄物処理業のグリーン成長・地域魅力創出促進支援事業	100	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	76
(2) 安心・安全を確保するための取組等			
① 環境リスク低減等のための施策の充実			
化学物質緊急安全点検調査費	248	環境保健部企画課化学物質審査室	77
化学物質環境実態調査費及びPRTR制度運用・データ活用事業	569	環境保健部環境安全課	78
土壌汚染対策費	311	水・大気環境局土壌環境課	80
② 人の健康と良好な環境を守るための取組の推進			
子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）	5,606	環境保健部環境安全課環境リスク評価室	81
水銀に関する水俣条約実施推進事業	319	環境保健部環境安全課	82
PCB廃棄物の適正な処理の推進等	8,030	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	83
広域大気環境対策費	543	水・大気環境局大気環境課	84
自動車排出ガス・騒音規制強化等推進費	243	水・大気環境局総務課環境管理技術室	86
海岸漂着物等地域対策推進事業	3,850	水・大気環境局水環境課海洋環境室	87
漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業費	157	水・大気環境局水環境課海洋環境室	88
豊かさを実感できる海の再生事業	135	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	90
(新) 琵琶湖保全再生等推進費	32	水・大気環境局水環境課	91
③ 公害健康被害対策等			
水俣病総合対策関係経費	11,611	環境保健部企画課特殊疾病対策室、水俣病発生地域環境福祉推進室	92
水俣病の治療向上に関する研究調査	67	国立水俣病総合研究センター	93
石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査	222	環境保健部企画課石綿健康被害対策室	94
環境保健サーベイランス調査費（健康影響等調査）	193	環境保健部企画課保健業務室	95



中間貯蔵施設の整備等

平成29年度要求額
272,419百万円（134,616百万円）

背景・目的

- ・福島県内では、除染に伴い放射性物質を含む土壌や廃棄物が大量に発生。現時点で、これらの最終処分の方法を明らかにすることは困難。
- ・除染後の土壌等は、各地で仮置きされている状態であり、一刻も早くこれを解消する必要。
- ・福島県内で発生した放射性物質を含む土壌や廃棄物を、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する中間貯蔵施設等について、引き続き地元の御理解を得ながら、整備等を着実に実施するため政府として全力を尽くす。

事業概要

- (1) 中間貯蔵施設の建設に必要な基礎調査、用地の取得
- (2) 中間貯蔵施設の建設、管理運営、輸送等
- (3) 最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用等に関する技術開発等(詳細別紙)
- (4) 関係住民等の不安の払拭と理解の醸成を目的とした丁寧な情報提供

事業目的・概要等

事業スキーム

国による整備

※整備工事、管理運営等については、民間事業者や、中間貯蔵・環境安全事業(株)等に請負等にて実施

期待される効果

引き続き地元の御理解を得ながら、中間貯蔵施設の整備等を着実に実施することで、除染を迅速に進め、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減し、復興に資する。



仮置場からの搬出作業



保管場への搬入・定置作業



中間貯蔵施設の整備等 (うち中間貯蔵後除去土壌等の減容・再生利用等技術開発等)

平成29年度要求額 272,419百万円 (134,616百万円)
うち1,467百万円 (1,428百万円)

背景・目的

中間貯蔵開始後30年以内に、除去土壌等の福島県外での最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとしていることを踏まえ、除去土壌等の減容・再生利用等に関する事業を実施する。

事業目的・概要等

事業概要

(1)技術開発戦略策定調査(1億円)

専門家による委員会を設置し、①減容技術の現状及び課題とその対応案、②再生利用に関する課題の検討、③減容・再生利用等技術開発戦略の検討等を行う。

(2)直轄研究開発・実証(10億円)

除去土壌等の減容・再生利用の早期実現に向け、ベンチスケールの分級プラント等により、①機器の性能評価、②処理後の土壌性状や濃縮残渣の各種試験、③土木資材等へのモデル的活用等を行う。

(3)再生利用の促進に関する調査研究(1億円)

除去土壌等の再生利用に向け、関係省庁の研究機関や学会等とも連携し、①再生利用先の用途、②再生資材の品質、③放射線安全に関する評価項目の考え方等の検討を行う。

(4)減容・除染等技術実証事業(2.6億円)

将来活用可能性のある技術の小規模実証・評価等を行う。



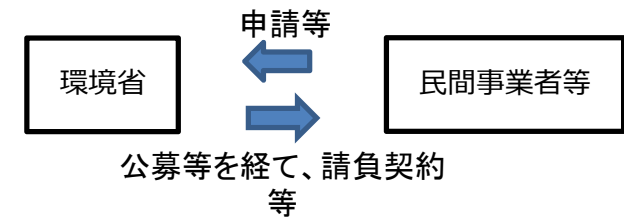
土壌分級プラントの例
(※)分級とは、セシウムが細粒分に付着しやすい特性を踏まえ、除去土壌をふるい等につけ、粒度別(シルト、年度、砂、レキ)に分離する技術



再生利用の例
(左：道路の路盤材、右：防潮堤の芯部)

イメージ

事業スキーム



期待される効果

除去土壌等の県外最終処分に向けた検討への反映

<5年間(27~31年度)の技術開発計画>

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
技術開発戦略策定	全体戦略の検討	全体戦略の精緻化・進捗状況のレビュー・戦略の見直し				
研究開発・実証 (公募型・直轄)	直轄型	分級技術の実証による各種評価と低濃度生成物のモデル的資材活用 (分級技術の更なる高度化、土壌の化学処理や熱処理、焼却灰を対象とした減容処理(洗浄、熱処理)等の実証も段階的に実施予定)				
	公募型	減容・除染等技術実証事業(将来活用可能性のある技術の小規模実証・評価を実施)				
再生利用の促進 に関する調査研究	再生利用のための要求品質・安全評価手法の検討 再生利用の考え方(指針等)の策定		再生利用促進方策の検討・とりまとめ 要求品質・安全評価のための実証試験			



除去土壌等の適正管理・搬出等の実施

平成29年度要求額
309,796百万円 (522,393百万円)

背景・目的

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染実施計画の策定及び除染を行い、除染によって生じた除去土壌等を仮置場等で一時的に保管してきた。平成29年度以降は、面的除染終了後の事後処理を実施する。

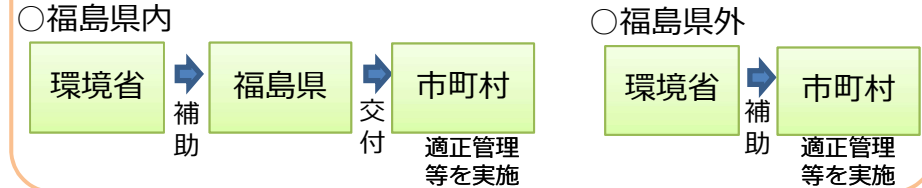
事業概要

- (1) 除染特別地域における除去土壌等の適正管理・搬出等 (151,786百万円)
〔 除去土壌等の適正管理・搬出等、除染廃棄物の減容化、面的除染後のフォローアップ除染、放射線量の監視、環境回復に向けた調査 等 〕
- (2) 地方公共団体による除去土壌等の適正管理・搬出等に対する財政措置 (158,011百万円)
- (3) (1) (2) のうち森林放射線量低減対策のモデル事業 (1,336百万円)

主な事業スキーム

【除染特別地域】 国（環境省）が適正管理等を実施

【除染実施区域】

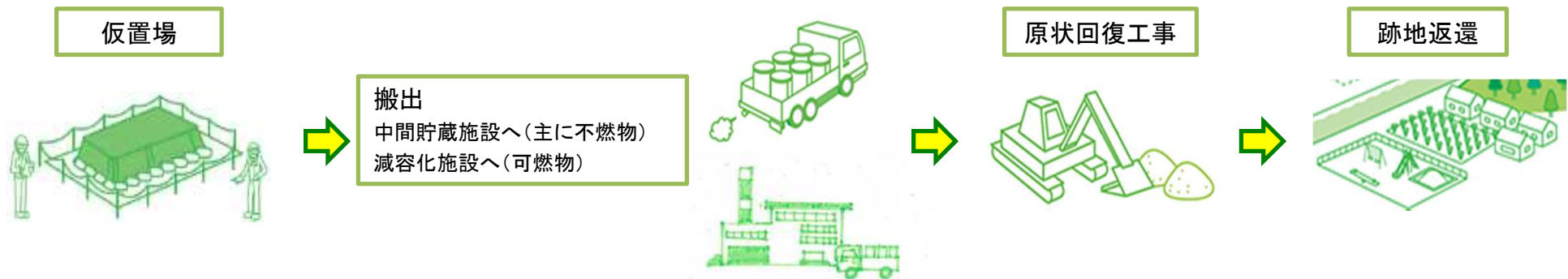


期待される効果

放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響の速やかな低減。福島県を始めとする被災地への帰還促進及び被災地での復興の本格化。

イメージ

仮置場での保管～搬出～原状回復～跡地返還までの流れ





放射性物質汚染廃棄物処理事業

平成29年度要求額	177,457百万円 (209,021百万円)
うち福島県分	135,501百万円 (167,373百万円)
うち福島県以外分	41,956百万円 (41,648百万円)

背景・目的

【背景】

- ①平成23年3月11日に東日本大震災が発生。
- ②東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が環境中に放出。
- ③放射性物質が風によって広い地域に移動・拡散し、雨等により地表や建物、樹木等に降下。
- ④これが、生活ごみの焼却灰、浄水発生土、下水汚泥、稲わらやたい肥等に付着し、放射性物質により汚染された廃棄物が発生。

【目的】

放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が放射性物質汚染廃棄物の処理を着実に進める。

事業スキーム

【対策地域内廃棄物・指定廃棄物の処理】

国が直轄で処理を実施。

【農林業系廃棄物（8千Bq/kg以下）の処理】

国が市町村等に補助を実施。

期待される効果

放射性物質による環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する。

事業概要

○対策地域内廃棄物の処理

- 汚染廃棄物対策地域（旧警戒区域及び旧計画的避難区域等）の災害廃棄物等（対策地域内廃棄物）は、国が直轄で処理を行う。
- 仮置場への搬入及び仮設焼却施設における処理等を行う。

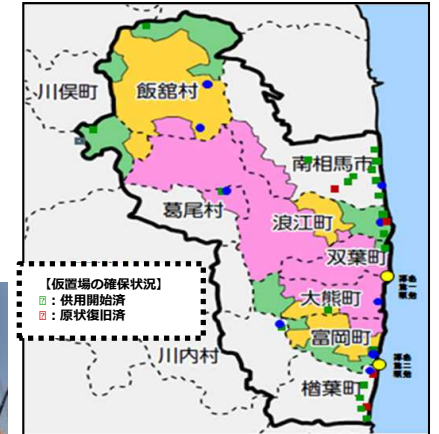


葛尾村の仮設焼却施設
(平成27年4月)



浪江町の仮設焼却施設
(平成27年4月)

汚染廃棄物対策地域の状況
(平成28年7月12日時点)



○指定廃棄物の処理

- 放射性物質による汚染状態が基準（8千Bq/kg）を超え、環境大臣の指定を受けたもの(指定廃棄物)については、国が直轄で処理を行う。
- 焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めている。
- 一時的に分散保管されている指定廃棄物を集約して処理するため、長期管理施設等を整備するとともに必要な環境整備を行う。



飯舘村藤平地区
仮設焼却施設
(平成28年1月)

○農林業系廃棄物（8千Bq/kg以下）の処理

- 市町村等による8千Bq/kg以下の農林業系廃棄物処理を支援。
- 補助対象者：市町村等 補助率：1/2





旧警戒区域内等における鳥獣捕獲等緊急対策事業

平成29年度要求額
192百万円 (192百万円)

背景・目的

旧警戒区域内で狩猟や有害鳥獣捕獲を行うことが出来ない

↓
イノシシ等の野生鳥獣が増加

↓
生活環境、農林地等への被害が発生

↓
住民の帰還に向けた環境整備のため、イノシシ等の捕獲

↓
一時埋設・新規捕獲イノシシ等の処理

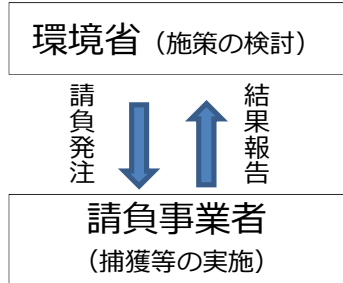


事業目的・概要等

イメージ



事業スキーム



事業概要

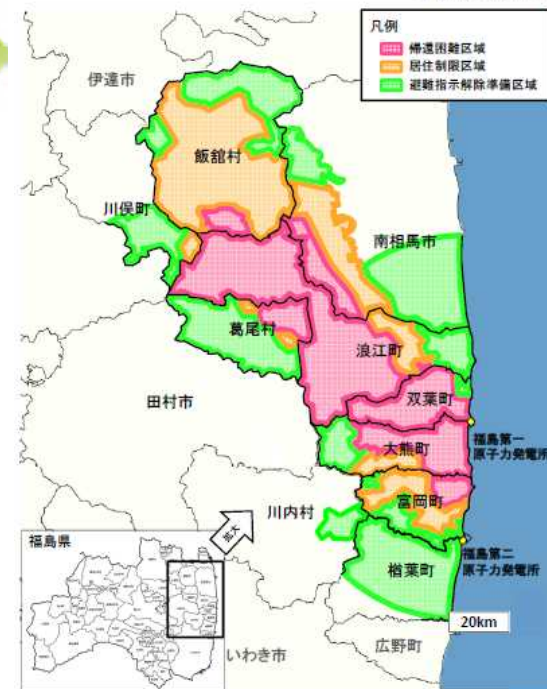
- ・ 捕獲等の実施
- ・ 一時埋設イノシシ等の処理
- ・ 生息動向調査

期待される効果

- ・ 区域内の鳥獣被害の軽減防止
- ・ 避難されている住民の方々の円滑な帰還を促進

避難指示区域の概念図

平成26年10月1日時点



H29年度は、旧警戒区域(帰還困難区域)等の内、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村で実施。



放射線の健康影響、被ばく線量評価等に関する調査研究事業

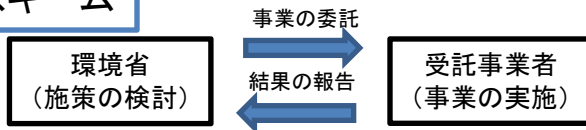
平成29年度要求額
1,329百万円(1,214百万円)

背景・目的・事業概要

事業目的・概要等

- 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」(平成25年11月から平成26年12月まで計14回開催)において被ばく線量把握・評価、健康管理、医療に関する施策のあり方について議論され、中間取りまとめとして公表(平成26年12月)した。
- この中間取りまとめを踏まえ、「環境省の当面の施策の方向性」として、①事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進、②福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握、③福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実、④リスクコミュニケーション事業の継続・充実 を掲げている。
- この「環境省の当面の施策の方向性」に基づき、被ばく線量の評価、放射線の健康影響調査研究等の国として実施すべき事業を行い、福島県の実施する県民健康調査を支援する。

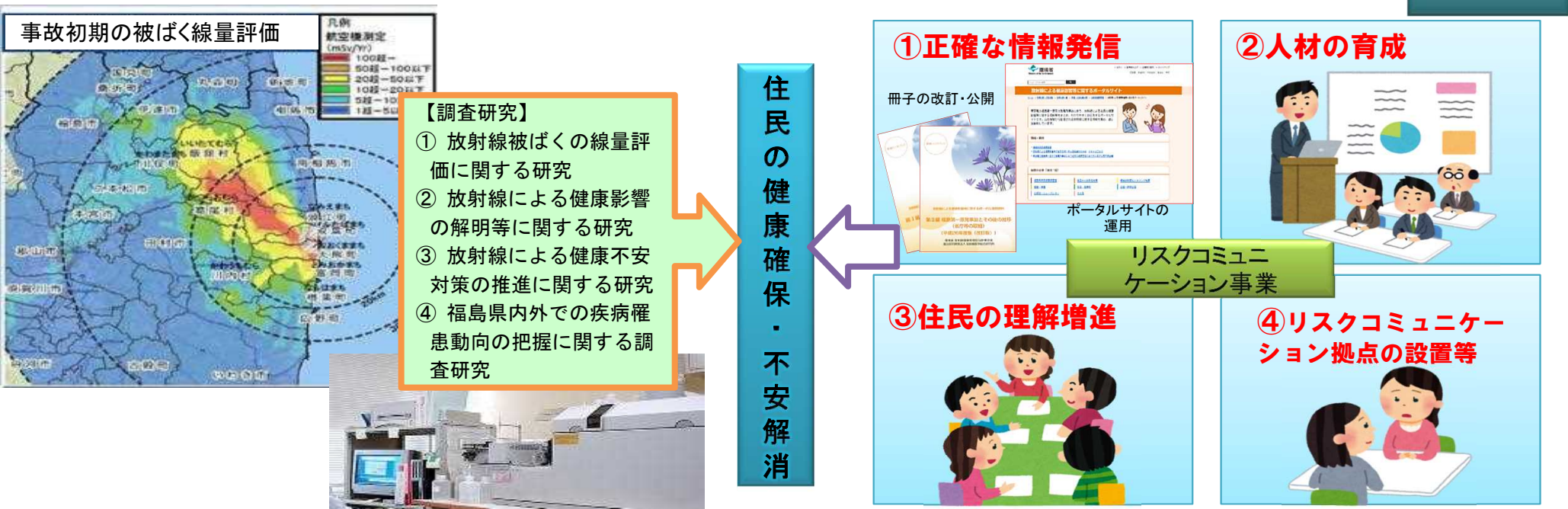
事業スキーム



期待される効果

原子力被災者について適切な健康管理を講ずるとともに、健康不安の解消を図る。

イメージ





住民の個人被ばく線量把握事業

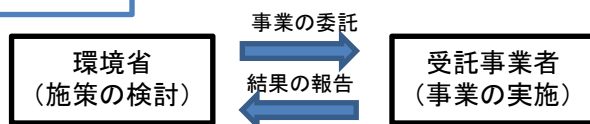
平成29年度要求額
398百万円(419百万円)

背景・目的・事業概要

事業目的・概要等

- 現在の避難指示解除準備区域等の住民は、今後の解除により帰還が可能となる。帰還後の健康影響に係る情報の一つとして帰還した住民等に個人線量計を配布し外部被ばく線量を把握していただくとともに、ホールボディカウンターで内部被ばく線量の測定を行い、帰還地での被ばく線量を把握する。
- また、平成26年度から平成28年度までの3年間に行った避難住民の被ばく線量を活用することにより、被ばく線量の分類・整理を行う。

事業スキーム

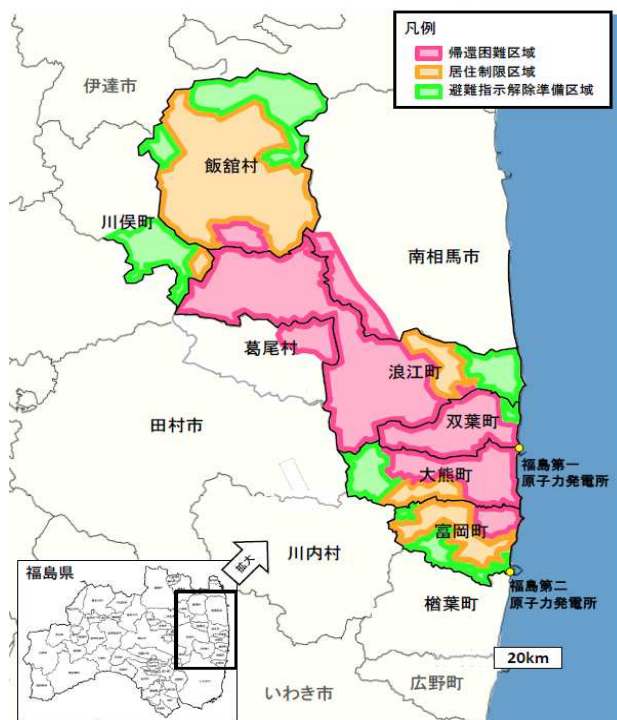


期待される効果

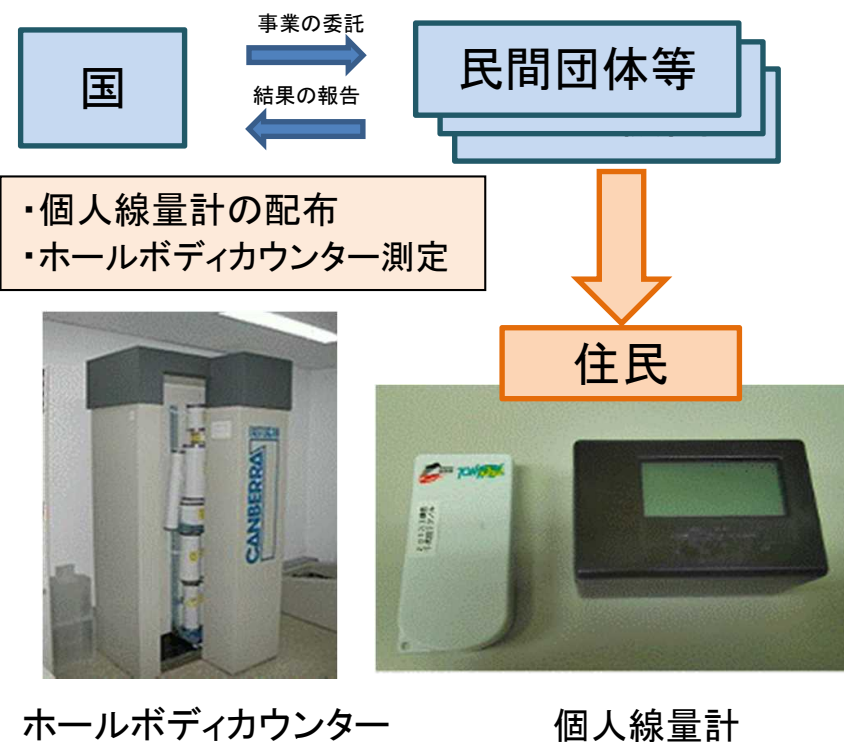
原子力被災者の健康確保に万全を期すとともに、健康不安の解消を図る。

避難指示区域の概念図

平成28年7月12日時点



イメージ





放射線被ばくによる健康不安対策事業

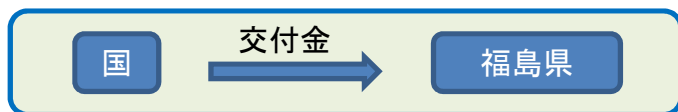
平成29年度要求額
467百万円(519百万円)

背景・目的

今般の原発事故による放射線の健康への不安は未だに続いており、復興や帰還の妨げの一因になっている。こうした放射線による健康不安への対策として、ホールボディ・カウンタによる被ばく線量測定環境を整備・維持するとともに、健康影響に関する事実関係を住民にわかりやすく、丁寧に説明する活動等の実施について、福島県を支援する。

事業スキーム

補助率 10/10



事業概要

- ・ホールボディ・カウンタの性能を維持するための校正費用を交付する。
- ・福島県内の育児者の母乳育児への不安の解消を図るための事業に対する費用を交付する。
- ・県民健康調査に付随する調査及び研究事業を支援して、住民の健康確保に係る不安の解消を図るための事業に対する費用を交付する
- ・医療関係者への住民相談に適切に対応できるよう実施する研修活動等に対する費用を交付する。
- ・甲状腺検査を受ける住民へのこころの支援を行う検査機関の相談体制強化、甲状腺検査研修の実施に対する費用を交付する。

事業目的・概要等

期待される効果

放射線に対する健康不安の解消を図る。

福島第一原発事故による放射線の住民への健康影響

(福島県内の実測データ)

- ・事故直後4か月の外部被ばくは、99.8%が5mSv以下
- ・内部被ばくは、99.9%が検出限界以下(WBC)

(国際機関による評価)

- ・リスクは無視できる水準(WHO,2013)
- ・住民の被ばく量は少なく、今後も健康への影響が生じる可能性はない(UNSCEAR,2013声明)

イメージ

ホールボディ・カウンタの校正
・性能を維持するための校正費用を交付する。

これらの事実関係を住民にわかりやすく、丁寧に説明していくことが重要



ホールボディ・カウンタ



三陸復興国立公園等復興事業

平成29年度要求額
580百万円（880万円）

背景・目的

三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン（平成24年5月7日環境省）をもとに、平成25年に指定した三陸復興国立公園及び東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）の利用拠点等における施設の整備を実施する。

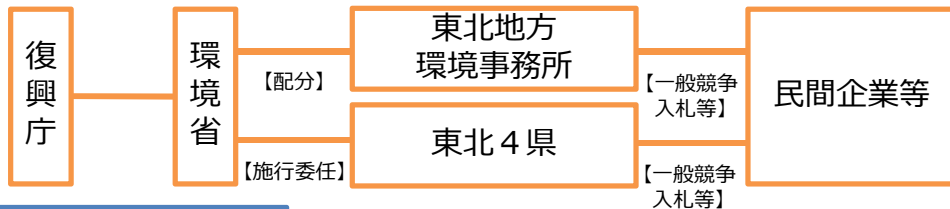
事業概要

平成27年度までの集中復興期間において、被災した公園利用施設の復旧、観光地の再生と復興のための公園施設の整備を集中的に実施し、平成28年度からの復興・創生期間において、主に東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）の利用拠点及び全線統一標識を整備する。

事業実施箇所

- ・従前からの国立公園指定地域の集団施設地区、歩道、園地等
主な事業地 普代、宮古姉ヶ崎、浄土ヶ浜、碁石海岸、気仙沼大島
- ・国立公園編入地域（青森県）の集団施設地区、歩道、園地等
主な事業地 種差海岸
- ・国立公園編入地域（宮城県）の集団施設地区、歩道、園地等
主な事業地 戸倉、月浜、鮎川浜
- ・東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）の利用拠点、全線統一標識

事業スキーム



期待される効果

東日本大震災により被災した公園利用施設の復旧・再整備や、観光拠点の利用再開を図ることで、地元雇用の創出や、自然の恵みを最大限に活用した地域の復興に寄与する。

事業目的・概要等

イメージ



- 三陸復興国立公園
- 国立公園編入予定区域（宮城県）
- 東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）
- 事業実施箇所（継続）



公園編入地域（青森県）の
集団施設地区整備
（種差海岸
インフォメーションセンター）



トレイルセンター
（整備イメージ）



全線統一標識



再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業（経済産業省連携事業）

平成29年度要求額
7,500百万円（6,000百万円）

背景・目的

平成28年5月、我が国の2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比で26.0%減とする「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、これを実現するための対策として、再生可能エネルギーの最大限の導入が盛り込まれた。

一方で、再生可能エネルギーについては、固定価格買取制度の利用拡大が困難となる中、持続可能かつ効率的な需給体制の構築、事業コストの低減、社会的受容性の確保、広域利用の困難さ等に関する課題が生じており、地域の自然的社会的条件に応じた導入拡大は必ずしも円滑に進んでいない状況にある。

このため、こうした状況に適切に対処できる、自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギーの自立的な普及を促進する必要がある。

事業スキーム

実施期間：平成28年度～32年度（最大5年間）



※民間事業者への補助は経済産業省（資源エネルギー庁）が実施。
（系統連系されていない離島における民間事業者への補助は環境省が実施）

事業概要

再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するものについて、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助する。

支援の対象とする事業は、固定価格買取制度に依存せず、国内に広く応用可能な課題対応の仕組みを備え、かつ、CO₂削減に係る費用対効果の高いものに限定する。

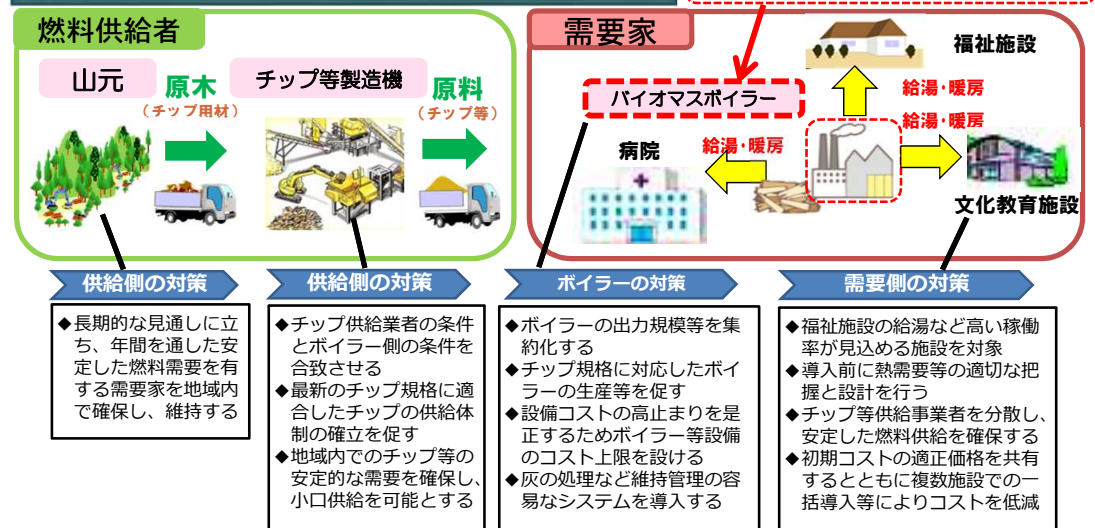
期待される効果

再生可能エネルギーの課題に適切に対応する、費用対効果の高い優良事例を創出することで、同様の課題を抱えている他の地域への展開につなげ、再生可能エネルギー電気・熱の将来的な自立的普及を図る。
（本事業によるCO₂排出削減見込量は800,090t-CO₂）

導入拡大への課題と地方公共団体による対応の例

課題と具体例	課題対応の例
持続可能かつ効率的な需給体制の構築	バイオマス、小水力、地熱・温泉熱等の持続可能な調達・利用、需要施設とのマッチング
事業コストの低減	公共施設への率先導入、公共用地の提供、事業に係る出資や固定資産税の減免
社会的受容性の確保	地域協議会の設置・運営を通じた関係者の理解・協力の増進、離島の自然環境や地理的制約を考慮した適切な導入
自然環境との調和	太陽光発電、風力発電、地熱発電の導入に伴う景観の保全

事業イメージ（木質バイオマスの例）





風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業

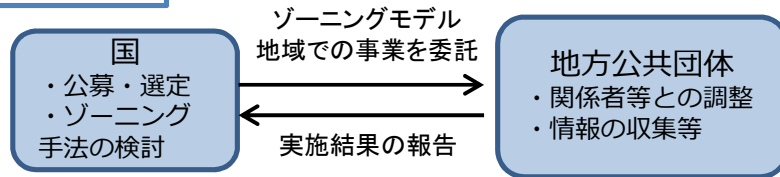
平成29年度要求額
300百万円（新規）

背景・目的

○風力発電、特に陸上風力については、立地適地を巡って事業者が集中する状況にあり、個々の事業者に対する環境影響評価手続については、累積的影響についての対応について課題が見られる。

○再生可能エネルギーの導入と環境配慮を両立させるためには、地域の自然的条件・社会的条件を評価したゾーニングが重要であり、事業の不確実性を減らすよう、導入促進に向けた促進エリアや環境保全を優先するエリア等の設定といったゾーニングが必要である。

事業スキーム



実施期間 平成28～30年度

事業概要

○ゾーニングモデル地域において、地域の自然的・社会的条件を踏まえた再生可能エネルギーの導入のために、促進エリア及び環境保全を優先するエリア等の設定等、環境面に加え、経済・社会面を統合的に評価したゾーニングの検討を行う。

○具体的な地域において、それぞれの地域に応じたゾーニング計画の策定検討を開始する。

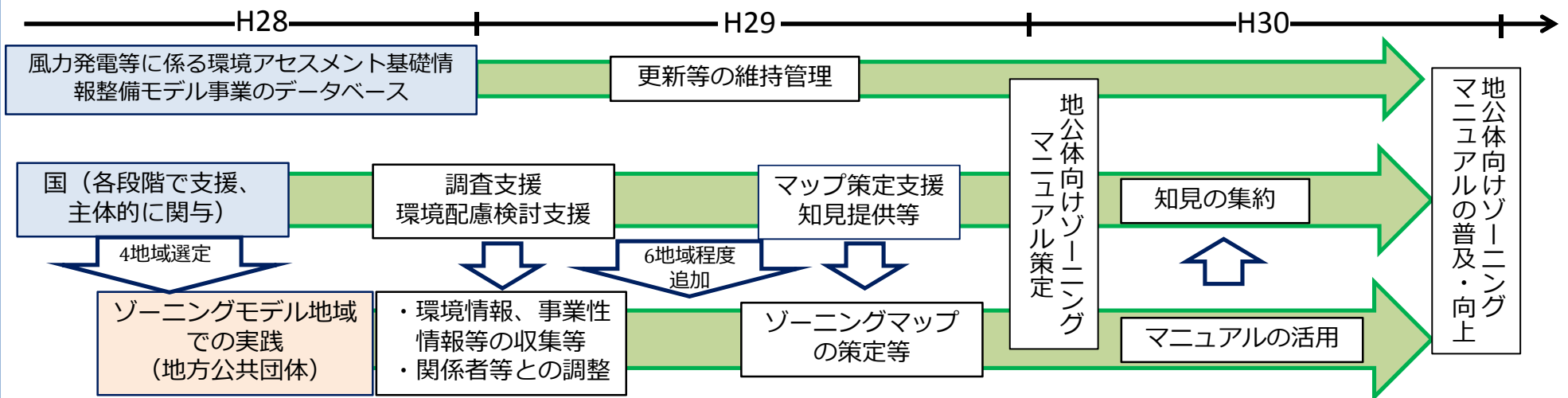
○環境アセスメント環境基礎情報整備モデル事業で構築したデータベースを基盤として、情報の追加や最新の知見に係る情報についての更新等や維持管理を行う。

期待される効果

○地域の自然的・社会的条件を踏まえた再生可能エネルギーの導入促進を目指す。

○アセス手続を円滑化させ、環境アセスメントについて迅速化する。

イメージ



※平成28年度は風力発電等に係る戦略的適地抽出手法の構築事業の一部として検討開始



上下水道システムにおける省CO2化推進事業（一部厚生労働省・国土交通省連携事業）

平成29年度要求額
3,400百万円（2,400百万円）

事業目的・概要等

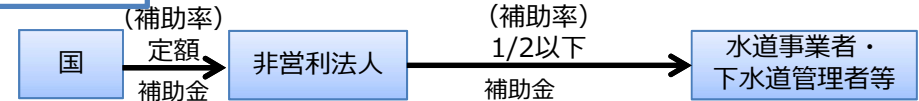
背景・目的

- 上水道部門においては年間約74億kWh（全国の電力の約0.8%）を消費している。上水道施設は小水力発電のポテンシャルを有しており、近年では小水力発電設備の低コスト化が進展している。本事業では、水道施設への小水力発電設備等の再エネ設備や、ポンプへのインバータ等の省エネ設備の導入をなお一層推進する。
- 一方、下水道部門は、我が国のCO2排出量の約0.5%を占める。平成28年には排出抑制等指針（下水道部門）が策定されたほか、IoT等を活用したCO2削減技術の実証等の下水処理場での省CO2化技術の開発が進展している。本事業では、下水処理場の施設更新における省CO2技術の導入促進及び維持管理における低炭素化を図る。

期待される効果

- 再エネ・省エネ技術の導入促進による上下水道施設の低炭素化、IoT等を用いた制御技術の普及展開による下水処理施設の低炭素化

事業概要



I. 上水道システムにおける省CO2促進モデル事業

- 補助対象経費：小水力発電設備等の再エネ設備、高効率設備やインバータ等の省エネ設備

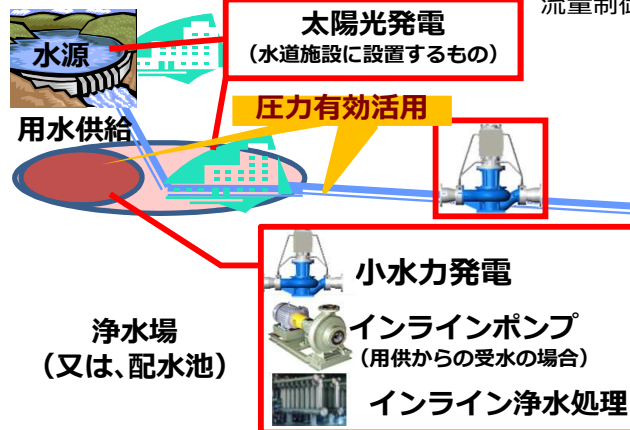
II. 下水処理場における省CO2化推進事業

- (1) 再エネ設備導入促進事業
 - 補助対象経費：下水処理場の常用電源として整備する太陽光発電設備等
- (2) IoT等を用いた下水処理場の省エネ化モデル事業
 - 補助対象経費：下水処理場の省エネ化のために付加的に設置する監視システム等の設備、運転制御システム等の改修

イメージ

I. 上水道システムにおける省CO2モデル促進事業

● 未利用圧力等の有効利用による省エネ・再生可能エネルギー設備導入例



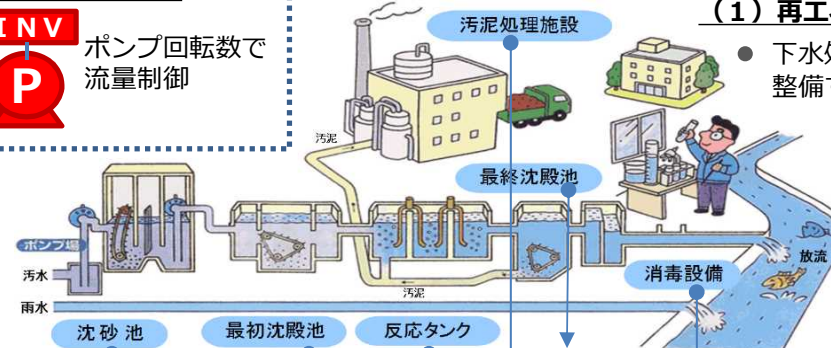
● ポンプへのインバータ導入による省エネ例



II. 下水処理場における省CO2化推進事業

(1) 再エネ設備導入促進事業

- 下水処理場の常用電源として整備する太陽光発電設備等



(2) IoT等を用いた下水処理場の省エネ化モデル事業



★ 水処理負荷等に応じた省エネ型制御技術の既存処理場への導入

省エネ化モデルの確立



低炭素型廃棄物処理・リサイクル設備導入の支援

平成29年度要求額
3,900百万円(2,900百万円)

背景・目的

- ① 廃棄物処理分野からのGHG排出量は我が国全体の排出量の約3%を占めており、平成27年12月に採択されたパリ協定を踏まえ、廃棄物処理分野のさらなる低炭素化が求められている。「低炭素」「循環」「自然共生」の統合的達成を実現することの重要性については、第4次環境基本計画及び第3次循環基本計画に記載されているとおりである。
- ② 廃棄物処理施設は、社会に必要な施設であるにもかかわらず、一般的に迷惑施設として認識され、設置等が容易に進まない場合が多い。廃棄物の適正処理のためには、廃棄物処理施設の整備促進等による処理体制の確保を図る必要がある。
- ③ また、我が国全体の低炭素化や3Rを深掘りするため、地域の特性を活かした低炭素型のエコタウンや、高度なりサイクルを支援していく必要がある。
- ④ 本事業ではCO2排出削減及び適正かつ循環的な利用をさらに推進する観点から、**廃棄物処理業者及び地方公共団体等による低炭素型の廃棄物処理・リサイクル事業**(例：廃棄物処理に伴って発生した熱を農業や漁業等の地域産業に有効活用する事業等)について、事業計画策定やFSから設備導入までを包括的に支援し、①～③の課題の解決を目的とする。

事業概要

(1) 廃棄物処理業低炭素化促進事業

- ① 事業計画策定支援
廃棄物由来エネルギー(電気・熱・燃料)を、廃棄物の排出者及びエネルギーの利用者等と協力して用いる事業に係る事業計画の策定を支援
- ② 低炭素型設備等導入支援
 - a 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設置
 - b 廃棄物由来燃料製造施設(油化・メタン化・RPF化等)
※製造した燃料を自家使用する場合に限る
 - c 廃棄物処理施設の省エネ化及び廃棄物収集運搬車の低燃費化

(2) 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業(FS調査、事業計画策定)

地域の資源循環の高度化及び低炭素化に資する地方公共団体のFS調査、民間事業者(地方公共団体と連携し、廃棄物の3Rを検討する者)の事業計画策定を支援

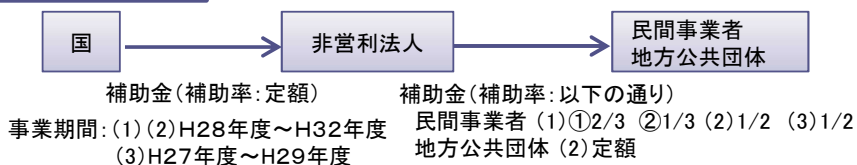
(3) 省CO2型リサイクル高度化設備導入支援事業

省CO2型のリサイクル高度化設備の導入費用について、1/2を上限に補助

期待される効果

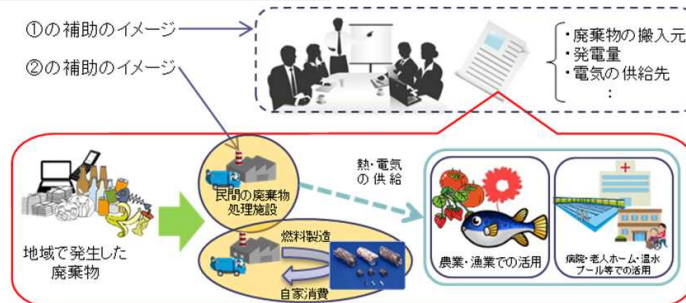
- ・廃棄物処理業における低炭素化を通じた地域の温暖化対策の推進
- ・環境技術・システムの高度化による循環産業の競争力強化
- ・廃棄物エネルギー利用や地域資源循環を通じた地域活性化
- ・国レベルでは達成出来ない地域資源を活かした資源循環と低炭素化の同時深掘り

事業スキーム <間接補助事業>



事業イメージ

(1) 廃棄物処理業者による事業

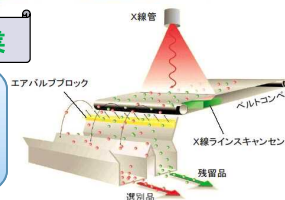


(2) 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業(FS調査、事業計画策定)



(3) 省CO2型リサイクル高度化設備導入支援事業

省CO2型リサイクル高度化設備の導入に支援
廃棄製品の分別収集・輸送・破碎・選別・再資源化プロセスの**省CO2化**と**資源効率性**を同時に推進するための設備に支援 ex.アルミ・銅の高度選別装置(右図)





廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業

平成29年度要求額
500百万円（200百万円）

事業目的・概要等

背景・目的

廃棄物焼却施設から恒常的に排出される熱を、発電に供するのみならず、再生可能エネルギーとして地域の需要施設に供給し、化石燃料の使用量を削減することにより、地域の低炭素化を図る。また、この取組を通じて、地域の活性化及び雇用の創出にも繋がる、廃棄物焼却施設からの未利用エネルギーの活用を図る。

事業概要

廃棄物焼却施設から、余熱や発電した電気を地域の需要施設に供給するための付帯設備(熱導管、電力自営線、熱交換器、受電設備等)及び需要設備(余熱等を廃棄物処理業者自らが利用する場合に限る。)への補助を行う。

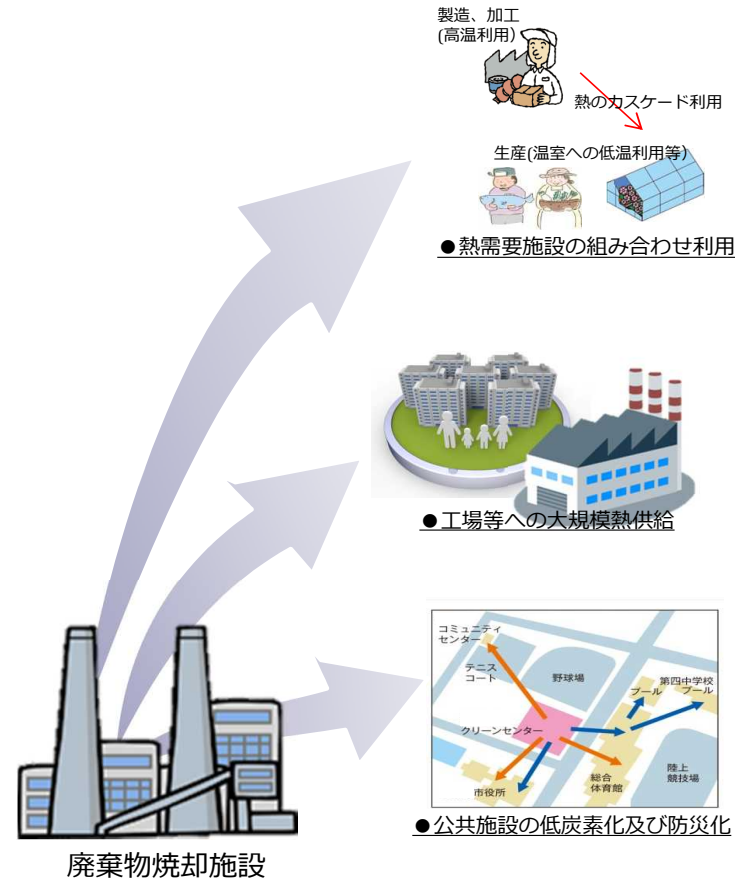
熱導管等の付帯設備により余熱等を供給する地域の需要施設は、廃棄物焼却施設の立地に応じて、工場、農・漁業施設、公共施設等のうち、特に大規模熱需要施設への余熱供給や複数の需要施設を組み合わせたこと等による余熱の有効活用を行い、地域の低炭素化を図るとともに、廃棄物焼却施設の多面的意義(地域防災能力向上等)の確立を図る。

事業スキーム



- 補助対象
 - ・ 設計費
 - ・ 熱導管及び電力自営線
 - ・ 熱交換器及び受変電設備
 - ・ 需要設備 (需要設備については余熱等を民間の廃棄物処理業者自らが利用する場合に限る。)
- 実施期間：5年間 (平成28年度～平成32年度)
- 補助率：1/2

イメージ



期待される効果

- ・ 廃棄物焼却施設による未利用熱の有効活用 (CO2削減量：当該年度4,163t、2030年度169,986t)



賃貸住宅における省CO2促進モデル事業（国土交通省連携事業）

平成29年度要求額
4,500百万円（2,000百万円）

背景・目的

- 2030年の削減目標達成のためには、家庭部門からCO2排出量を約4割削減しなければならない。
- 個々の住宅の低炭素化の技術は確立し、大手住宅メーカーによる販売住宅ではゼロエネルギーハウスの展開も進んでいる。
- 一方で、新規着工件数の約4割を占める賃貸住宅では、低炭素価値が評価されておらず、賃料アップや入居者獲得につながらないため、省CO2型の住宅の供給、市場展開が遅れている。
- そこで、市場への省CO2性能に優れた賃貸住宅の供給促進と、市場において低炭素価値が評価されるための普及啓発を一体的に行い、賃貸市場を低炭素化する必要がある。

事業概要

- 賃貸住宅について、一定の断熱性能を満たし、かつ住宅の省エネ基準よりも①20%以上（再エネ自家消費算入可）若しくは②10%以上（再エネ自家消費算入不可）CO2排出量が少ない賃貸住宅を新築、又は同基準を達成するように既築住宅を改修する場合に、追加的に必要となる給湯、空調、照明設備等の高効率化のために要する費用の一部を補助する。
- 本事業を活用して新築・改修された賃貸住宅については、住宅の環境性能の表示や、インターネット等を活用した効果の普及やPRを行うこととする。
- さらに、本事業と並行して、賃貸住宅の紹介・あっせんを行っている事業者と連携し、賃貸住宅の検索時に、低炭素型であることをメルクマールとした検索を可能とすることで、市場全体の低炭素化を官民連携で行う。

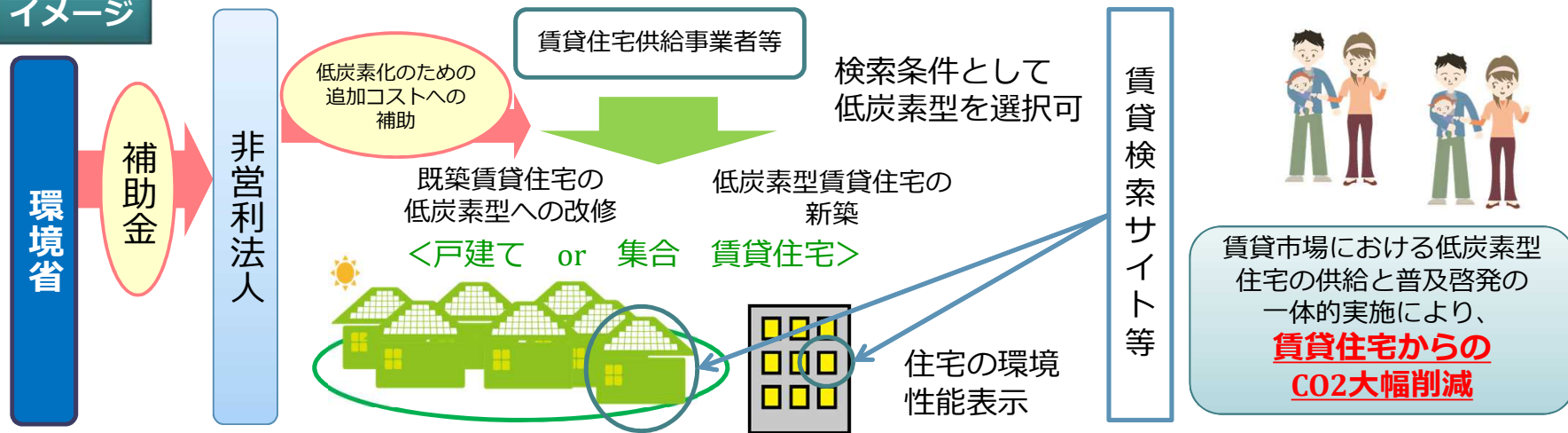
事業スキーム

補助対象 : 非営利法人 補助割合 : 定額
 間接補助対象 : 賃貸住宅を建築・管理する者
 補助率 : ①1/2(上限額 : 60万円/戸)
 ②1/3(上限額 : 30万円/戸)
 事業実施期間 : 平成28年度～平成30年度

期待される効果

- 家庭部門のCO2削減目標達成のため、賃貸住宅市場において省エネ基準よりも10%以上の省エネを達成
- 省エネ性能表示や「環境性能」の検索条件の整備と普及啓発を一体的に行い、低炭素型賃貸住宅を選好する機運を高め、自発的な賃貸住宅市場展開を図る。
- 賃貸住宅市場の低炭素化の端緒を開き、家庭部門のCO2を大幅削減する。

イメージ





業務用施設等における省CO2促進事業

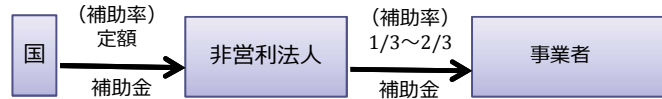
(一部経済産業省・国土交通省・厚生労働省・農林水産省連携事業)

平成29年度要求額
8,000百万円 (5,500百万円)

背景

2030年のCO2削減目標達成のためには業務その他部門において約4割のCO2削減が必要。この目標達成のためには、業務用ビル等の大幅な低炭素化が必要である。このため、テナントビル、福祉施設、駅舎、漁港等の既存の業務用施設等の省CO2化を促進していくとともに、先進的な業務用ビル等(ZEB(ビル内のエネルギー使用量が正味でほぼゼロとなるビル))の実現と普及拡大を目指す。

事業概要



- (1)テナントビルの省CO2促進事業 (国土交通省連携事業)
環境負荷を低減する取組についてオーナーとテナントの協働を契約や覚書等で取決めを結び(グリーンリース契約等)省CO2を図る事業を支援する。
- (2)ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業 (経済産業省連携事業)
中小規模業務用ビル等に対しZEBの実現に資する省エネ・省CO2性の高いシステムや高性能設備機器等を導入する費用を支援する。なお、CLT等の新たな木質部材を用いているZEBについては優先採択枠を設ける。
- (3)既存建築物等の省CO2改修支援事業 (厚生労働省、農林水産省、国土交通省連携事業)
既存の業務用施設(福祉施設、駅舎、地方公共団体が所有する施設、漁港施設等)において、大規模な改修を除く省CO2性の高い機器等の導入、リース手法を用いた地方公共団体施設の一括省CO2改修(バルクリース)を支援する。

事業スキーム

- (1)テナントビルの省CO2促進事業
 - ・補助対象者 テナントビルを所有する法人、地方公共団体等
 - ・補助対象経費 調査費用、省CO2改修費用(設備費等)
 - ・補助率 1/2以内
- (2)ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業
 - ・補助対象者 建築物を所有する法人、地方公共団体等
 - ・補助対象経費 ZEB実現に寄与する空調、照明、給湯、BEMS装置等の導入費用
 - ・補助率 2/3以内
 - ・補助要件 エネルギー削減率 50%以上
- (3)既存建築物等の省CO2改修支援事業
 - ・補助対象者 建築物等を所有・管理・運営する法人、地方公共団体、協同組合等
 - ・補助対象経費 省CO2改修費用(設備費等)
 - ・補助率 1/3以内、または1/2以内(漁港、漁業協同組合)

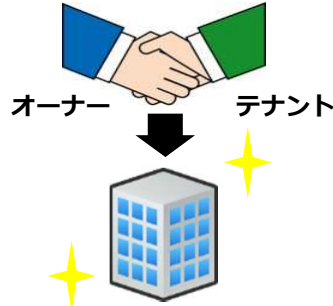
事業実施期間：(1)(2) 平成28年度～平成30年度
(3) 平成29年度～平成30年度

期待される効果

グリーンリース契約の普及によるテナントビルの低炭素化、ZEBの実現と普及等を通じて、業務用施設等の低炭素化を促進し、将来の業務その他部門のCO2削減目標(40%)達成に貢献する。

(1)テナントビルの省CO2促進事業

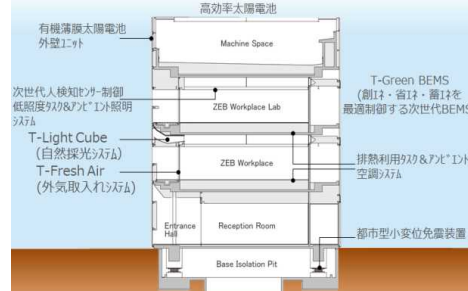
オーナーとテナントが協働で低炭素化を促進



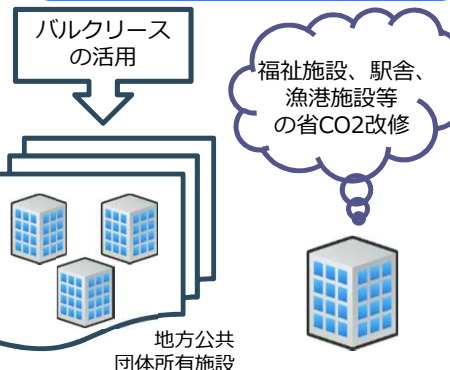
(2)ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

最新の環境技術を導入しZEBの実現と普及拡大を目指す

(環境省実証事業例)



(3)既存建築物等における省CO2促進事業





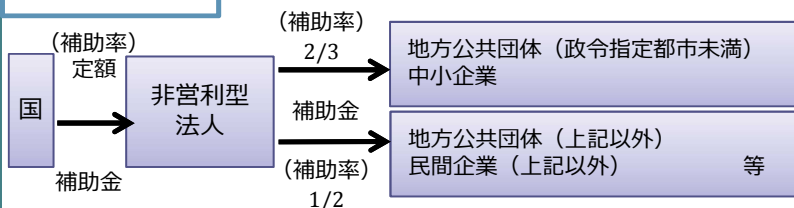
背景・目的

- 一度整備されると長期にわたりCO2排出のロックインが懸念される社会システムについては、構築のタイミングで低炭素型のものへと政策誘導することが不可欠であり、地域の特性に応じて、優れた技術を用いることは、地域経済の活性化にも資する。
- また、財政上の理由から既存設備を限界まで使用することは、コスト及びCO2排出量増大のみならず、一層経費を圧迫し、設備投資ができないという悪循環を生じさせている。このような場合、設備全体ではなく、エネルギー効率に寄与する部品・部材に着目することにより部分的な改修・調整を行ってエネルギーをコスト効率的に活用し、CO2排出量の抜本的削減ができるモデルを確立することが不可欠である。

事業概要

- (1) 地域特性に応じた低炭素型インフラ整備モデル・実証事業**
地域の未利用資源（熱・湧水等）の利用及び効率的な配給システム等地域の低炭素化や活性化を推進するモデル的取組に必要な設備等の導入経費を支援。
 - ・ 事業所空調やコジェネ等の廃熱地域利用
 - ・ 湧水等活用型空調等
 - ・ LNG等地域配送システム
- (2) 未利用資源・コスト効率的活用に向けた設備の高効率化改修支援事業**
未利用資源の活用コスト効率化、大幅なエネルギー効率改善、CO2の削減に直結する各種施設や設備の部品の交換・追加を行う事業。

事業スキーム



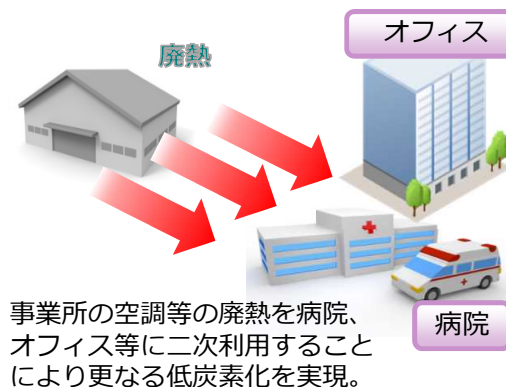
実施期間：平成29年度～平成33年度

期待される効果

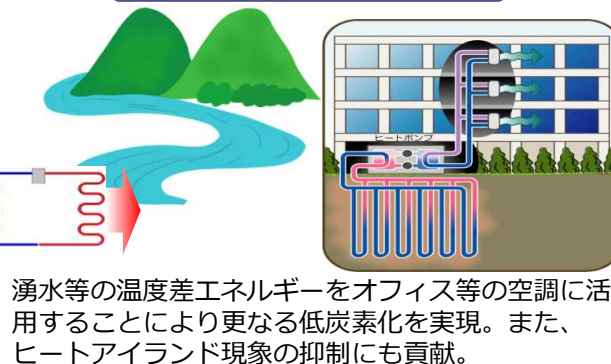
- 地域の特性を活かした低炭素化（一事業当たり20%程度のCO2削減）及び地域連携によるCO2削減対策の導入
- 設備の部品交換・追加により、低コストで大幅なCO2排出量削減を促進するモデルを確立し、省エネが進んでいない地方公共団体や民間企業に対し省CO2改修モデルを提示。

イメージ

事業所空調等の廃熱地域利用



湧水・下水熱等活用型空調



設備の高効率化改修支援事業



地域で活用されていない資源を利用し、地域の低炭素社会づくりを推進



脱フロン社会構築に向けた業務用冷凍空調機器省エネ化推進事業 (一部国土交通省連携事業)

平成29年度要求額
6,300百万円 (新規)

背景・目的

- 現在、冷凍空調機器の冷媒としては、主に温室効果の高いH C F CやHFCが使用されており、機器の使用時・廃棄時の排出量削減が必要。
- また、H C F Cは2020年に製造が全廃される予定であり、H C F Cを冷媒として利用している機器の早期の転換が必要。
- このため、省エネ性能の高い自然冷媒を使用した機器を普及させることで、冷凍空調業界の低炭素化、脱フロン化を進めることが重要。

事業概要

(1) 先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器の導入補助 (62億円)

平成29～33年度
省エネ・冷媒転換効果が大きく、フロン類の充填量が多い中大型機器を保有する冷凍冷蔵倉庫への機器導入に対して、補助金を交付する。(国土交通省連携)

(2) 途上国における省エネ型自然冷媒機器等の導入のための廃フロン等回収・処理体制構築調査 (1億円)

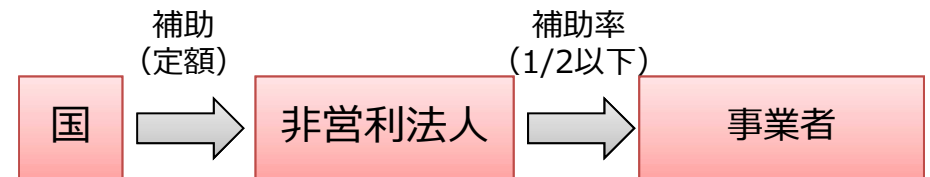
平成27～29年度
我が国の優れた省エネ型自然冷媒技術を途上国において導入するためには、オゾン層の保護、資源の有効利用等の観点から、それに伴う廃機器・廃フロン等の回収・適正処理が求められるため、体制を構築するための調査を行う。



<冷凍冷蔵倉庫への導入イメージ>

事業スキーム

- (1) 【国からの補助】
補助事業者：非営利法人、補助率：定額
【法人から事業実施者への補助】
間接補助事業者：民間団体等
補助率：1/2以下
- (2) 委託対象：民間団体



【補助対象、補助率】
冷凍冷蔵倉庫 1 / 2 以下

(注) 省エネ型自然冷媒機器
フロン類(クロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)及びハイドロフルオロカーボン(HFC)をいう。)ではなく、アンモニア、空気、二酸化炭素、水、炭化水素等自然界に存在する物質を冷媒として使用した冷凍・冷蔵機器であって、同等の冷凍・冷蔵の能力を有するフロン類を冷媒として使用した冷凍・冷蔵機器と比較してエネルギー起源二酸化炭素の排出が少ないもの

期待される効果

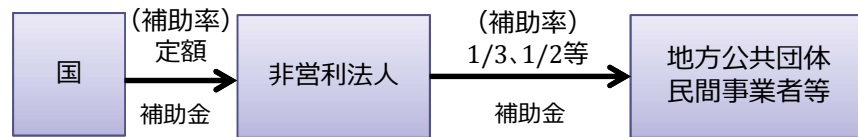
- 省エネに取り組む事業者への積極的な支援により、HCFCが市中に7割残るとされる冷凍冷蔵庫業界への機器の転換を促し、5割以下までの引き下げを目指す。
- 自然冷媒機器の普及が図られることから、大量生産による機器価格の低廉化が期待され、将来的な自立的導入に寄与する。



背景・目的

- 物流システムは、わが国の経済・社会の維持・発展に不可欠な基盤的システムの一つであるが、安全性や迅速性等、多様な考慮要素が存在。
- 新たな温室効果ガス削減目標達成のためにも、物流分野におけるCO2削減対策は重要な柱の一つ。
- これまでは自動車を中心とする陸上輸送が主であったが、人口減少や高齢化等社会状況の変化により、物流システムも転換期を迎えており、このタイミングで低炭素価値を組み込むことが極めて重要。
- この状況を捉えて、わが国の最先端技術も活用しつつ、鉄道等へのモーダルシフトをはじめとして、物流システム全体を低炭素型に転換していく。

事業スキーム








概要

- 自動車輸送を中心とする物流システムから、鉄道や海運を最大限活用するシステムへの転換、モーダルシフトによるCO2削減対策を促進。
- 共同輸配送や閑散線区の活用など、物流システムの効率化によるCO2削減対策を促進。
- 倉庫や港湾等の物流拠点及びそこで用いられる荷役機器、輸送機器等の単体設備を先端設備に更新することによるCO2削減対策を促進。

期待される効果

- 従来、自動車を主としていた物流システムを、鉄道や海運を最大限活用する低炭素型のシステムに再構築する。

事業内容

- 1 高品質低炭素型低温輸送システムの構築促進事業（新規）
コールドチェーンの構築に必要な海上・鉄道の各貨物輸送用保冷コンテナの導入を支援。
 ・ 間接補助対象：民間事業者
 ・ 補助割合：1/2
 ・ 実施期間：平成29年度～平成33年度
 
- 2 宅配システムの低CO2化推進事業（新規）
宅配便再配達削減に資するオープン型宅配ボックスの設置等を支援。
 ・ 間接補助対象：物流事業者、ロッカー設置者・管理者
 ・ 補助割合：1/2
 ・ 実施期間：平成29年度～平成33年度
 
- 3 効率的な低炭素型輸送ネットワーク構築モデル事業（一部新規）
旅客鉄道の貨物輸送への活用、モーダルシフトを促進する機器や、低炭素型輸送機器等の整備を支援。また、物流拠点として重要である、港湾、拠点貨物駅、物流倉庫等における荷役の効率化・低炭素化を図る設備の導入を支援。
 ・ 間接補助対象：物流事業者、民間事業者、地方自治体等
 ・ 補助割合：詳細は別紙
 ・ 実施期間：詳細は別紙
 

- 4 産業車両の高性能電動化促進事業（継続）
産業車両の高性能電動化に向けて、急速充電や高回生化に対応した電動フォークリフトの導入を支援。
 ・ 間接補助対象：民間事業者等
 ・ 補助割合：エンジン車との差額の1/3
 ・ 実施期間：平成28年度～平成30年度
 



物流分野におけるCO₂削減対策促進事業（国土交通省連携事業） （うち効率的な低炭素型輸送ネットワーク構築モデル事業）

背景・目的

事業目的・概要等

- 運輸部門におけるCO₂排出量は、日本全体の約2割を占めており、その1/3以上を物流関係が占めていることから、物流分野におけるCO₂排出抑制対策は極めて重要。
- そこで、物流の要である物流拠点等の低炭素化と物流の効率化を総合的に支援することで、低炭素化を促進させる。

事業概要・スキーム

- 鉄道、内航海運、各輸送機関において、輸送能力・燃費等単体性能の向上等を促進することにより輸送過程における低炭素化を目指す。
- 物流拠点として重要である、港湾、拠点貨物駅、物流倉庫（営業倉庫・公共トラックターミナル）において、以下の支援を実施。

（ア）低炭素型輸送機器等の整備促進事業（新規）

補助対象：物流事業者、地方自治体等 補助割合：1/2 実施期間：平成29年度～平成33年度

（イ）鉄道貨物輸送へのモーダルシフトモデル構築事業（継続）

補助対象：物流事業者、地方自治体等 補助割合：1/3 実施期間：平成28年度～平成30年度

（ウ）モーダルシフトの促進等による低炭素型物流システム構築事業（継続）

補助対象：物流事業者等 補助割合：1/2 実施期間：平成25年度～平成29年度

（エ）船舶・港湾の連携による低炭素化促進事業（新規）

補助対象：物流事業者、民間事業者等 補助割合：1/2 実施期間：平成29年度

（オ）拠点貨物駅の効率性向上・低炭素化促進事業（新規）

補助対象：物流事業者、民間事業者等 補助割合：1/4 実施期間：平成29年度～平成33年度

（カ）災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業（平成28年度からの継続事業のみ）

補助対象：民間事業者等 補助割合：1/3 実施期間：平成24年度～平成29年度

（キ）物流拠点の低炭素化促進（継続）

補助対象：物流事業者等 補助割合：1/2又は1/3 実施期間：平成25年度～平成29年度

期待される効果

- 輸送能力・燃費等単体性能の向上に資する設備への補助を行うことで、環境性の高い新型設備への買換えを加速
- 鉄道・海上輸送へのモーダルシフトを促進することにより、CO₂排出量削減及び労働力不足対策に貢献
- 旅客鉄道を活用した貨物輸送や共同輸配送等の取組を支援し、新しい低炭素型の物流体系を構築
- 鉄道及び内航における荷役の効率化・低炭素化が図られる。またリードタイム短縮から荷主へのPRにもつながり、モーダルシフトも促進
- 物流拠点においても作業の効率化・低炭素化を促進させることで、新しい低炭素型の物流体系を構築し、物流輸送過程における総合的な低炭素化を実現



トラック・バスにおける低炭素化の推進 (国土交通省・経済産業省連携事業)

平成29年度要求額
3,965百万円 (3,965百万円)

事業目的・概要等

背景・目的

- 運輸部門CO2排出量の3割を占めるトラック・バス由来CO2の削減のため、電気自動車等の先進環境対応トラック・バスの大量普及が必要。
- 一方、重量車の特性から乗用車に比べて次世代型車両の大量普及は困難で、当面、保有車の9割程度をディーゼル車が占めるため、ディーゼル車の燃費性能向上も必要。

事業概要

- 電気自動車、その他先端的な燃費の要件に適合した大型CNG(圧縮天然ガス)トラック等の先進環境対応車の導入を支援。
- 走行量の多い中小トラック運送事業者を対象に、低炭素型ディーゼル車への代替等による燃費改善を支援。

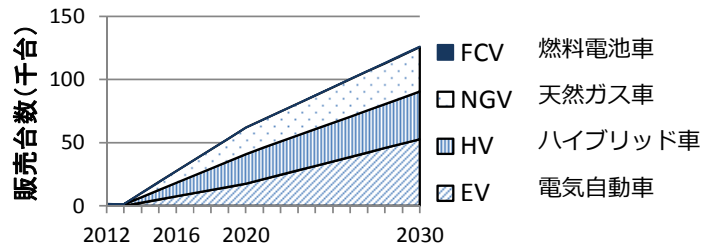
事業スキーム

- **先進環境対応トラック・バス導入加速事業** (29年度予算要求額1,000百万円)
補助対象：トラック・バス所有事業者
(営業用車両にあっては大型天然ガストラック及び電気トラックに限る)
実施期間：平成28年度から3年間
補助額：標準的燃費水準の車両との差額の一定率
ハイブリッド車・天然ガス車：1/2、燃料電池車・電気自動車：2/3
- **低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業** (29年度予算要求額2,965百万円)
補助対象：中小トラック運送業者 実施期間：平成29年度から3年間
補助額：標準的燃費水準の車両との差額の1/3 (廃車を伴う場合は1/2)
補助要件：低炭素型ディーゼルトラック (大・中型は2015年度燃費基準+5%以上、小型は同+10%以上達成車) の導入、燃費改善を含む環境マネジメントシステムの構築 (施策効果を高めるため、補助要件は年度ごとに必要に応じて見直す)
※平成28年度は「中小トラック運送業者向け環境対応型ディーゼルトラック補助事業」(予算額2,965百万円) を実施

2030年度に2013年度比26%の温室効果ガス削減を達成するためには、自動車分野において、様々な普及施策により、環境対応トラック・バス (EV, FCV, HV, CNG車等天然ガス車) について下表のとおり大幅な導入増加が必要。

販売台数 (千台)	EV	FCV	HV	天然ガス車
2012年	0	0	1.1	0.5
2020年	17.4	0	23.6	20.9
2030年	52.8	0.6	37.8	35.2

(平成27年度自動車由来CO2排出量削減方策検討調査の試算)



先進環境対応トラック・バスの種類

基本的にゼロエミッション車を含む、エコカー減税の最も厳しい要件と整合する種類・モデルとする。

対象とする車両の環境性能※	29年度時点で想定されるもの	
	トラック	バス
大型 最新の燃費基準+10%程度以上	高速走行CNG車	FCV、EV、HV、CNG
中型 同10%程度以上	HV	PHV、EV
小型 同15%程度以上	HV、EV	EV

※燃費基準が定義されないものについては、単位走行量あたりCO2排出量により判断。



大型CNGトラック



EVバス

低炭素型ディーゼルトラックの普及状況と目標

H26新規登録車 (普通車) に占める比率%	2015年度燃費基準		
	+5% 達成以下	+5~10% 達成車	+10% 以上 達成車
小型	66.6	12.1	21.3
中型	96.1	3.7	0.1
大型	68.7	31.3	0.0

トップクラス燃費水準への移行促進
(26年度販売車中19%→31年度39%以上、同保有車中1.4%→31年度11%以上)

事業用トラックの各燃費水準の車両比率(%)
(H27年1~3月新規登録車両情報より)



地域低炭素投資促進ファンド事業

平成29年度要求額
8,000百万円 (6,000百万円)

背景・目的

- 低炭素社会を創出するには、必要な温室効果ガス削減対策に的確に民間資金が供給されることが不可欠。地域資源の活用拡大は、地域経済循環を通じた地域活性化にも資する。
- 地域において低炭素化プロジェクトを実施しようとする事業者は、資金調達面で苦慮。資金調達を円滑化することにより、優良なプロジェクトの実現を推進することが必要。
- 国際的にも、低炭素投資促進のための「グリーン投資銀行」による投資促進が重要な政策テーマとして注目されている。

事業スキーム

- 補助事業（基金事業）



事業概要

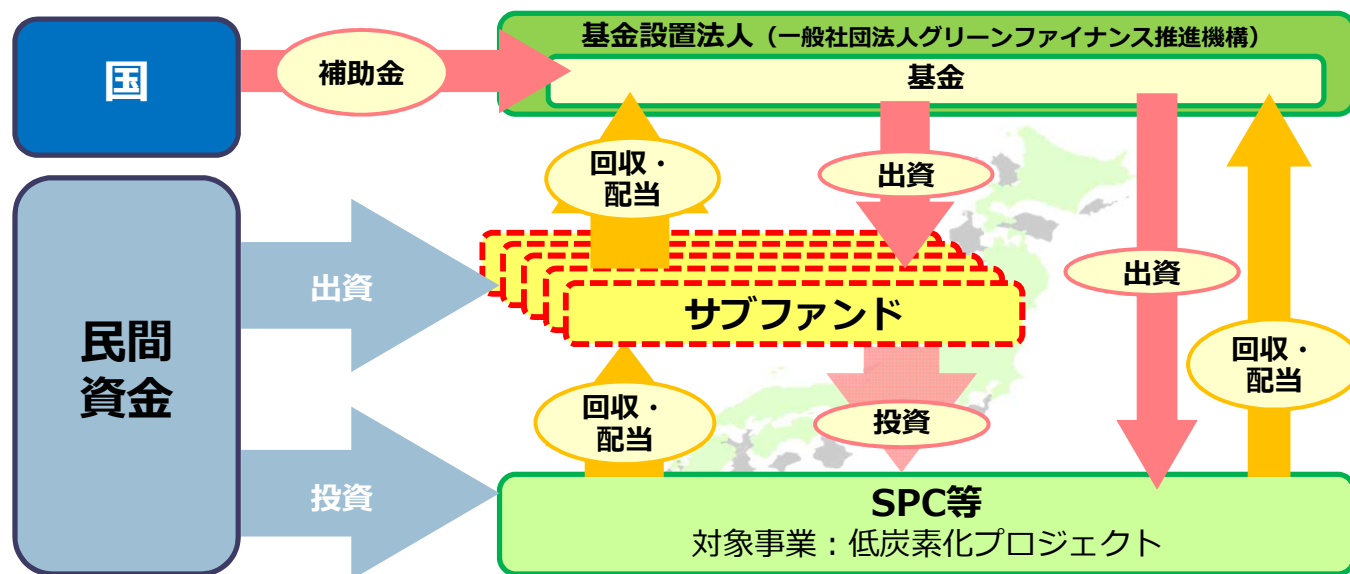
※本事業は平成25年度より実施。

一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを出資により支援する。

地域金融機関や地方公共団体等との連携をさらに強化して地域型サブファンドの組成を進めることにより、本事業の出資を効果的に実施するとともに、地域人材の「目利き力」の育成・向上を図る。また、地域活性化効果の高い案件への手厚い支援等を行う。

期待される効果

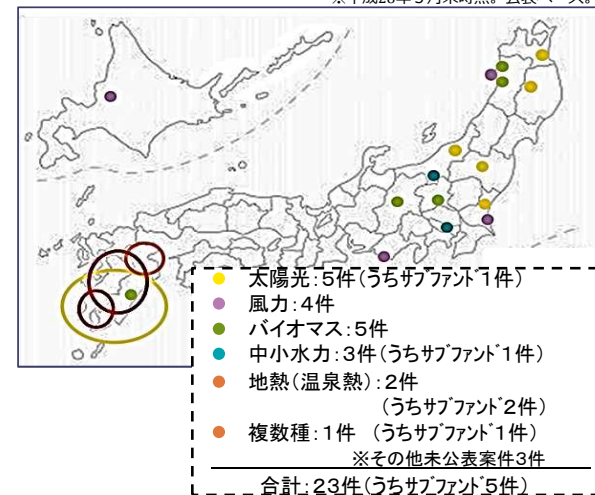
- 金融メカニズムを活用して、地域における低炭素化プロジェクトへの投融資を促進することにより、温室効果ガス排出削減を加速化し、同時に、地元経済への波及効果や雇用創出等、様々な形で地域活性化に貢献する。
- また、平成32年度までに20都道府県において地域型サブファンドを組成する。
- これらにより、地域人材の「目利き力」の育成・向上、地域の資金循環の拡大を図り、低炭素化プロジェクトが自律的・積極的に実施される土壌を醸成する。



イメージ

【これまでの出資決定案件】

※平成28年3月末時点。公表ベース。





ESG投資など環境金融の充実・強化

平成29年度要求額
4,868百万円 (4,068百万円)

背景・目的

温室効果ガスの大幅削減を実現し、低炭素社会を創出していくには、必要な温室効果ガス削減対策に的確に民間資金が供給されることが必要である。また、世界的にも機関投資家が企業の環境面への配慮を投資の判断材料の一つとして捉える動きが急速に拡大している。このため、金融を通じて環境への配慮に適切なインセンティブを与え、グリーン経済を形成していくための取組を進める。

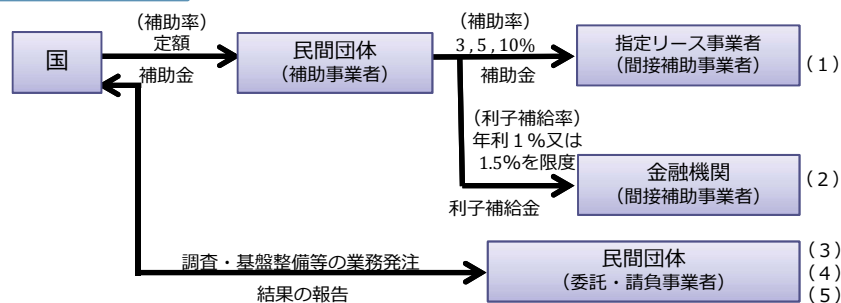
事業概要

金融を通じて環境配慮のインセンティブを与えるため、以下の事業を実施。

- (1) エコリース促進事業 2,500百万円 (1,800百万円)
- (2) 環境金融の拡大に向けた利子補給事業 2,070百万円 (2,070百万円)
- (3) グリーンボンドの普及及び市場関係者による環境情報を活用した取組の支援 82百万円 (48百万円)
- (4) ESG情報を活用した対話促進トライアル 170百万円 (120百万円)
- (5) 環境報告ガイドラインの改訂に向けた検討等 46百万円 (29百万円)

事業目的・概要等

事業スキーム



期待される効果

金融の仕組みを活用して、環境経営度の高い企業の資金調達コストや企業再エネ・省エネをはじめとした環境事業に取り組む場合の資金調達コストの低減を図る。これにより、企業がより環境経営度を高め、又は再エネ・省エネをはじめとした環境事業により積極的に取組むインセンティブを与え、もって、経済・社会の脱炭素化に資する。

イメージ

金融 = 経済の血流

環境負荷の低減に直接的に資する投融資

環境配慮の取組を評価・支援する投融資

環境分野への投融資が加速

再エネへの投資の促進

グリーン経済への転換

ESG投資、環境配慮型融資の促進



省エネ家電等 COOL CHOICE推進事業

平成29年度要求額
9,888百万円（新規）

背景・目的

○我が国の2030年度26%削減目標達成には、エネルギー消費に伴うCO2排出量を家庭・業務部門でそれぞれ約4割削減することが必要。その前提は、2030年度までに、LED照明の100%導入、全世帯で省エネ家電製品への買換、約8割の世帯で高効率給湯器の導入、新築住宅の100%、既存住宅の30%を省エネ基準適合とするなどである。

○これらを実現するためには、メーカー・販売業者等の供給側への規制措置（省エネトップランナー基準等）に加え、メーカー・販売業者等が供給する、よりCO2排出の少ない高効率な機器等を、消費者が積極的に選択する好循環を生み出し、「低炭素マーケット」を創出・拡大することが必要。

○そこで、低炭素型の製品、サービス、ライフスタイルを賢く選択する「COOL CHOICE」を新しい価値観として定着させながら、効率的に好循環を生み出すインセンティブを供給側に付与する事業を行う。

事業スキーム

補助対象：民間団体等 補助率：定額 事業期間：平成29年度～
執行体制：[間接補助] 環境省→非営利法人→民間団体等

事業概要

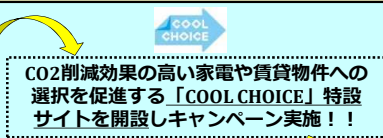
- COOL CHOICE特設サイト開設支援（電子市場と連携したCOOL CHOICEの推進等）
電子市場事業者が、COOL CHOICE特設サイトを開設し、省エネ性能情報（省エネラベル、BELS）や省エネ性能に伴う経済的メリット等を消費者が利用しやすいよう情報提供するシステム構築費用を支援する。これにより、消費者が家電製品・給湯器、住宅等を省エネ性能を選択の尺度とできる電子市場の創出・拡大を図る。
- 中小企業等事業者の電子市場出店等体制支援（電子市場と連携したCOOL CHOICEの推進等）
COOL CHOICE特設サイトを開設する電子市場へ中小企業である小売事業者等が初出店し、省エネ家電等の販売促進に参画する場合、出店のための初期投資費用の一部支援等、中小小売事業者等によるCOOL CHOICEマーケット拡大を支援。
- CO2削減型マーケットの販売・サービス促進支援（低炭素マーケットの促進）
電子市場及び実店舗において、家電の買換・住まいの選択によるCO2削減効果に応じ、五つ星家電等への買換を販売促進する事業者、BELS三つ星以上の賃貸物件への住み替えを不動産仲介する事業者の五つ星家電等、三つ星賃貸住宅の販売促進を支援。

省エネ家電等COOL CHOICE推進事業

【電子市場と連携したCOOL CHOICEの推進等】

① COOL CHOICE特設サイト開設支援

省エネ製品買換ナビゲーションシステム、家電・給湯器の省エネラベリング、建築物省エネルギー性能表示(BELS)を電子市場で活用できるよう、電子市場の事業者のシステム改修・構築を支援。



※省エネ家電や省エネリフォーム等をはじめとした地球温暖化対策関連情報も電子メール等で発信

② 中小企業等事業者の電子市場出店等体制支援

- 電子市場へ中小企業等事業者が初出店する場合には、初期投資費用の一部を支援
- 中小企業等小売事業者の団体等を通じ、実店舗での5星家電等の販売促進体制づくり（研修、情報提供、販売情報の管理）も実施



【低炭素マーケットの促進】

③ CO2削減型マーケットの販売・サービス促進支援

【CO2削減量に応じた販売促進支援】

- 5星省エネ家電等製品への買換によるCO2削減量（5星エアコンへ買換：10年間で約1.5トン減）に応じ、電子市場・実店舗の販売事業者に2,000円/t-CO2の販売促進インセンティブを付与。

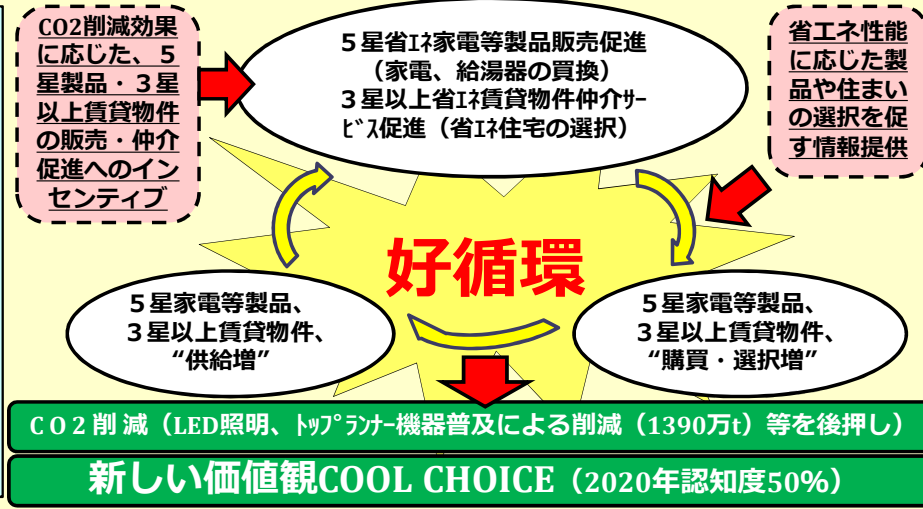


【CO2削減量に応じた賃貸物件仲介促進支援】

- 3星以上省エネ賃貸物件の選択によるCO2削減量（3星賃貸物件：従来型の世帯住宅より2年間で約1.2トン減）に応じ、電子市場・実店舗の不動産仲介事業者に2,000円/t-CO2のインセンティブを付与。



事業者の販売促進活動





地球温暖化対策の推進・国民運動「COOL CHOICE」強化事業

平成29年度要求額
2,000百万円 (1,700百万円)

背景・目的

2015年7月に温室効果ガスを2030年度に13年度比26%削減するとの目標を柱とする約束草案を国連に提出し、COP21ではパリ協定が採択された。26%削減目標達成のためには、家庭・業務部門においては約4割という大幅な排出削減が必要である。こういった状況を踏まえ、本年5月には、国民一人一人の自発的な行動を促進するため、普及啓発を強化するという国の方針を明示した改正温対法案が成立したところ。また、日本再興戦略2016においても国民運動による低炭素型商品・サービスのマーケット拡大が盛り込まれた。さらに総理からは地球温暖化対策の推進や国民運動の強化が指示されたことから、経済界、自治体、NPO等と連携し、地球温暖化対策に対する理解と自発的取組の機運醸成を通じて、低炭素型の製品への買換、サービスの利用、ライフスタイルなどを促す「COOL CHOICE」(賢い選択)を推進する。

期待される効果

低炭素社会にふさわしい社会システムへの変革やライフスタイルイノベーションへの展開を促進させるべく、経済界、自治体、NPO等と連携し、気候変動問題の危機意識醸成や地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」を通じた行動喚起を促すことによって、国民の積極かつ自発的な行動につなげる。具体的には、「COOL CHOICE」の認知率を2020年までに50%以上、個人賛同600万人、企業賛同40万団体を得ることに加え、地球温暖化対策の各種取組(クールビズ、ウォークビズ、LED等高効率照明導入、照明の適正な利用、IoTドライブ等)を推進させることで約束草案達成を目指す。

事業概要

- (1) 地球温暖化に関する危機意識の浸透 (500百万円)
 - (2) 国民運動の推進事業 (1,500百万円)
 - ア. 低炭素製品への買換促進事業 (600百万円)
 - イ. 低炭素サービスの選択促進事業 (300百万円)
 - ウ. 低炭素なライフスタイルへの転換促進事業 (600百万円)
- 前年度限りの経費(企業CO2削減アクション900百万、個人CO2削減アクション300百万)

事業スキーム

委託先 : 民間団体等、
事業期間 : 平成29年度～(名称変更)法改正等に伴う行動元年(名称変更以前:平成21年度～)

2030年度の温室効果ガス排出量削減目標2013年度比▲26%、家庭・業務部門それぞれ約40%、運輸部門で約30%のCO2削減が必要
エネルギー消費サイドである家庭・業務部門の一大ムーブメントを起こすべく、経済界、自治体、NPO等と連携した普及啓発を展開
《総理指示：国民運動の強化、全国津々浦々に国民運動の展開、環境大臣が先頭に立って推進》

2017年

2020年

2025年

2030年

国民運動実施計画 第1期

環境大臣をチーム長としたCOOL CHOICE推進チームで普及啓発を抜本的に強化するための基本方針や戦略について提言・助言

第2期

第3期



個人賛同2020年までに600万人、企業賛同40万団体

(1)地球温暖化に関する危機意識の浸透

- 地球温暖化問題を身近に感じさせ、国民一人一人の自主的な行動を促す。
- 各界各層に向け、危機意識浸透、温暖化を自分事化する効果的なコンテンツ作成
- 気候変動に関する正確な知見の伝達、教育現場での展開(地球温暖化対策コミュニケーションの活用等)

(2)ア. 低炭素製品への買換促進事業

- COOL CHOICEの柱である低炭素製品の買換えを促進し、経済的、快適・健康的メリット等と共に伝え、積極的な行動に繋げる。
- (LED等の省エネ製品、エコカー、高断熱高気密住宅の新築・リフォーム等)

(2)イ. 低炭素サービスの選択促進事業

- COOL CHOICEの柱である低炭素サービスへの選択を促進し、メリット等と共に積極的な行動に繋げる。(低炭素物流サービスの利用、公共交通、スマートフォン「見える化」等)

(2)ウ. 低炭素なライフスタイルへの転換促進事業

- COOL CHOICEの柱である低炭素ライフスタイルへの転換を促進し、メリット等と共に積極的な行動に繋げる。(シェアリング、自転車の活用、アイディア募集、木材利用、自然共生、資源循環等)
- 地球温暖化対策計画における低炭素アクション(クールビズ、ウォークビズなど)の実施率向上

重層的・波動的な普及啓発
幅広い関係者と連携・協力

地球温暖化問題の危機意識を共有し、自分事化

「COOL CHOICE」の必要性を理解し、行動の拡大



地球温暖化対策計画における低炭素アクション
(2030年度クール・ウォーク100%、LED等高効率照明導入100%、照度削減率21.3%、IoTドライブ25%等)

国民運動実施計画の見直しによる事業展開

地球温暖化対策計画は2016年決定以降3年毎に見直し

▲26%削減目標の達成

国民運動達成状況

LED、エコカー買換え、省エネリフォーム、低炭素ライフスタイル等の自主的な取組や積極的な選択が定着

地球温暖化対策計画における対策指標達成



「国連ESDの10年」後の環境教育推進費

平成29年度要求額
316百万円（218百万円）

背景・目的

平成26年11月に「ESDに関するユネスコ世界会議」が日本で開催され、「国連ESDの10年」の後継プログラムであるグローバル・アクション・プログラム（GAP）が正式に開始され、今後もESDの取組を推進していくことが確認された。また、北川前環境副大臣を座長とした有識者からなる懇談会において、地域特性に応じた「人材育成」や「教材・プログラムの作成」、成果を共有するための「連携・ネットワーク体制の構築」が必要との報告がなされたところ。

事業概要

1. ESD活動支援センター運営等経費

様々な主体が参画・連携する地域活動の拠点を形成し、地域が必要とする取組支援や情報・経験を共有できるESD活動支援センターの体制を整備し運営する。

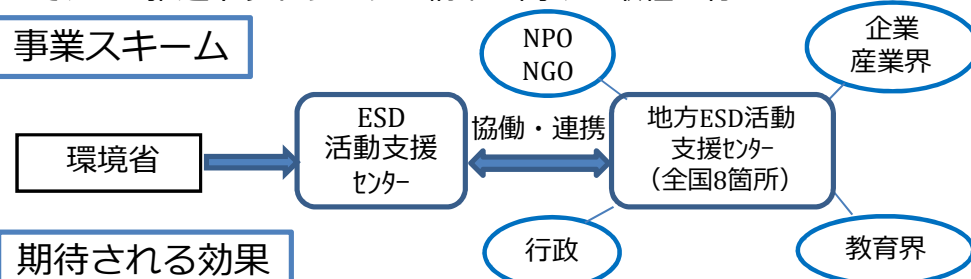
2. 環境教育・ESD基盤強化促進（人づくり・拠点づくり）促進事業

上記センターと連携し、環境教育・ESDの更なる促進のための人づくり・拠点づくりを計画的に進める。

3. 地方ESD活動支援センター（仮称）運営等経費

地域でのネットワークのハブとして地方ESD活動支援センター（仮称）を全国8箇所を整備し、ESD活動支援センターと協働・連携して、ESD推進ネットワークの構築に向けた取組を行う。

事業スキーム



期待される効果

- ・多様な主体が協働する体制を構築することで、地域のニーズを的確に反映させたESDの取組推進が可能となる。
- ・より国民に身近な場所において、効果的かつ効率的にESDの視点を取り入れた環境教育を実践することが可能となる。

イメージ

ESD活動支援センター運営等経費

- ESD活動支援センター維持費
- ESD活動支援センター事務局活動推進費
 - ・環境教育・ESD等相談・支援窓口業務
 - ・環境教育・ESD普及啓発事業
 - ・ESD活動支援企画運営委員会

環境教育・ESD基盤強化（人づくり・拠点づくり）促進事業

- ESDコーディネーター育成支援事業
- ESD国際ネットワーク促進事業
- ESD推進のための先導的地域拠点整備事業
- ESDの世代・地域間連携推進事業

【新】地方ESD活動支援センター（仮称）運営等経費

- ESD活動支援センターとの協働・連携による
- ・地域における環境教育・ESD等相談・支援窓口業務
 - ・地域における環境教育・ESD普及啓発事業



- ・多様な主体が協働するネットワーク体制を整備することで、地域間の情報共有の促進や多様なニーズを的確に反映した取組の推進が可能となる。
- ・より国民に身近な場所において、効果的かつ効率的にESDの視点を取り入れた環境教育を実践することが可能となる。



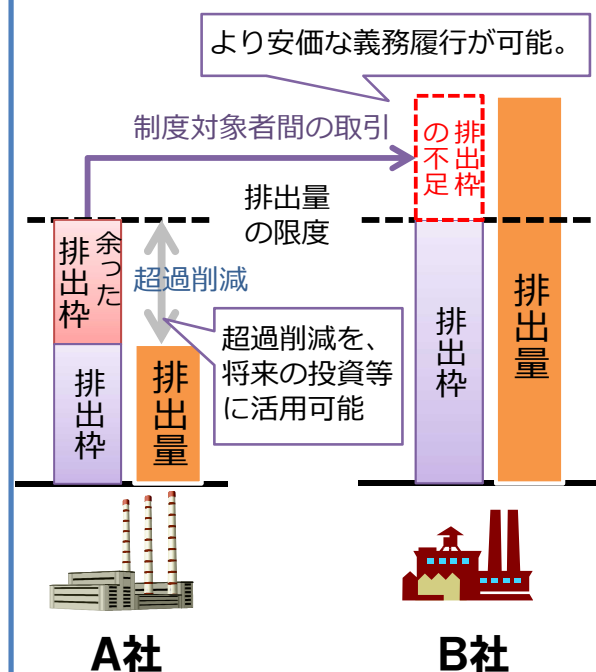
背景・目的

- 排出量取引制度は、諸外国（EU、米、中、韓）や我が国の一部自治体（東京都、埼玉県等）で導入されており、**着実な排出削減を実現している**。一方で、様々な課題が生じたため、それを解決するための制度改善も進められている。
- また、国内排出量取引制度や炭素税など、CO2の排出に対して価格付けをする**カーボンプライシング**の考え方が広まっている。例えば、昨年12月のCOP21決定では、「国内政策や**カーボン・プライシング**といった手法を含め、**排出削減活動にインセンティブ**を与えることの重要性を認識。」と記載されており、G7富山環境大臣会合でもカーボンプライシングは「イノベーション及び長期的な排出削減のための低炭素投資の強化に効果的な手段」とされている。また、昨年のG7エルマウ・サミットで設立することとされたカーボンマーケットプラットフォームについて、今年6月に我が国で第1回戦略対話が行われたところ。
- 国内排出量取引制度は、**排出の削減を確実かつ費用効率的に実現することのできる有効な手法**である一方、**我が国の産業や雇用に与える影響についての懸念**もある。このため、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）においては、「我が国産業に対する負担やこれに伴う雇用への影響、海外における排出量取引制度の動向とその効果、国内において先行する主な地球温暖化対策（産業界の自主的な取組など）の運用評価等を見極め、慎重に検討を行う。」こととされている。
- 今後、温対計画に基づき、慎重に検討を進めることとなるが、我が国の2030年度削減目標に向けた対策・施策の進捗状況に応じて、施策の見直しを行い、**導入することとなった場合に速やかに効果的な制度を実施できるよう、地球温暖化対策計画の見直し時期を目途として、制度の案を検討する。**

事業目的・概要等

イメージ

○国内排出量取引制度のイメージ



公平で透明なルールの下で排出削減を担保し、かつ取引等を認めることで、柔軟性も発揮。

事業概要

カーボンプライシング導入可能性調査等（新規）（250百万円）

2030年度目標の達成に向けて、施策の進捗状況に応じて、施策の見直しを行い、導入することとなった場合に速やかに効果的な制度を実施できるよう、国内排出量取引制度の制度設計を行う。具体的には、諸外国の事例なども参考に、対象の範囲、割当の方法などの項目について、幅広く選択肢を検討する。

※費用効果的にCO2排出削減を進める政策手法として国内排出量取引制度以外の施策も検討対象とする。

事業スキーム

委託対象：民間団体等

実施期間：①国内排出量取引制度等の検討 平成29年度～30年度

②導入に向けた検討 平成31年度～33年度

期待される効果

米中韓EU等の諸外国で導入されている排出量取引制度の動向も踏まえて、我が国において排出量取引制度を導入する場合の具体的な制度の案が得られる。



税制全体のグリーン化推進検討経費

平成29年度要求額
26百万円（26百万円）

背景・目的

- 低炭素社会を始めとする持続可能な社会の実現のため、地球温暖化対策のための税といった環境の視点を組み込んだ各種税制措置が講じられているところ。
- これらの環境関連税制等については、第四次環境基本計画や地球温暖化対策計画において、税制全体のグリーン化を推進するため、その環境効果等について調査・分析を行うこととされている。

事業概要

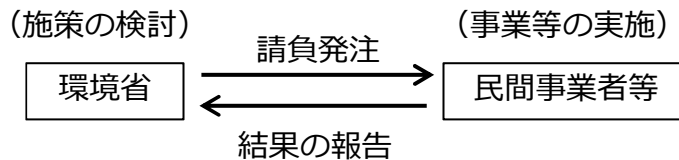
- ①地球温暖化対策のための税を始めとする炭素税の環境効果等の分析
- ②車体課税のグリーン化による環境効果等の分析
- ③更なる税制全体のグリーン化の推進に向けた総合的・体系的検討

事業目的・概要等

期待される効果

エネルギー課税、車体課税といった環境関連税制等を中心に、広くそれらが与える環境効果や経済影響等に関する分析・把握を行うとともに、諸外国における税制のグリーン化の動向に関する調査を行うことで、我が国の税制全体のグリーン化を推進する。

事業スキーム



イメージ

①地球温暖化対策のための税を始めとする炭素税の環境効果等の分析

- 地球温暖化対策のための税のCO2削減効果や経済への影響について経済モデル分析の実施
- 諸外国における炭素税の最新動向・効果・影響に関する調査の実施

②車体課税のグリーン化による環境効果等の分析

- 車体への課税制度による環境負荷削減効果（CO2、NOX等）・経済影響に関する経済モデル分析の実施
- 諸外国における車体課税のグリーン化の最新動向・効果・影響に関する調査の実施

③更なる税制全体のグリーン化の推進に向けた総合的・体系的検討

- 環境関連税制等について、環境効果等の分析や制度設計に係る有識者検討会・ヒアリング、諸外国における導入事例調査等の実施
- 税制全体のグリーン化による経済成長・雇用・イノベーション効果に関する調査の実施



**我が国の
税制全体の
グリーン化
を推進**



未来のあるべき社会・ライフスタイルを創造する技術イノベーション事業

平成29年度要求額
2,500百万円 (1,900百万円)

背景・目的

- 我が国の約束草案で示されたCO2排出量の2030年度26.0%削減目標及び2050年80%削減目標を達成するために、将来の資源・環境制約等からバックキャストし、未来のあるべき社会やライフスタイルを実現するための技術を開発・実証し、将来に向け着実に社会に定着させることが必要。
- 特に、将来にわたるエネルギー制約から、エネルギー消費が少なくても豊かな社会・ライフスタイルを早期に実現することが重要。本事業により、社会全体の大幅なエネルギー消費量削減のキーとなる、デバイス（半導体）を高効率化する技術イノベーションを実現する。

事業概要

- 民生・業務部門を中心にライフスタイルに関連の深い多種多様な電気機器（照明、パソコン、サーバー、動力モーター、変圧器、加熱装置等）に組み込まれている各種デバイスを、高品質GaN（窒化ガリウム）基板を用いることで高効率化し、徹底したエネルギー消費量の削減を実現する技術開発及び実証を行う。
（ノーベル物理学賞（LED）を受賞したGaN関連技術を最大限活用）
- 当該デバイスを照明、パソコン、自動車のモーター等へ実装し、エネルギー消費量削減効果の検証を行う。並行して、量産化手法を確立し、事業終了後の早期の実用化を図る。

事業スキーム

- 委託対象：民間団体・大学等
- 実施期間：平成26年度～平成33年度

期待される効果

- 平成33年度までに低転位密度の大口径・高品質GaN基板を活用した高効率なGaNパワー・高周波・光デバイスの実証を目指す。
- 本技術の実用化により、様々な電気機器のエネルギー消費量を徹底的に削減するとともに、エネルギー消費が少なくても豊かな社会・ライフスタイルを実現する。

事業目的・概要等

技術開発の対象

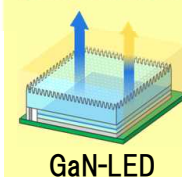
ライフスタイルの変革

イメージ



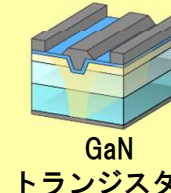
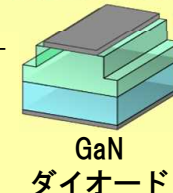
徹底したエネルギー削減

高効率光デバイス



- 各種照明
- ディスプレー

大電流・高耐圧パワーデバイス



- 導入先
- 自動車・電車
 - 変電所
 - パソコン
 - 業務用加熱装置
 - サーバー

これまでの事業の主な成果



- GaN縦型ダイオードの性能として世界最高の耐圧4.7kVを確認。
- 実用化レベルのGaN基板上縦型ダイオードとして世界最高の大電流動作（SiCと比較し電流密度4倍）を実現。さらに、耐圧1.6kVの当該ダイオードにおいて、低立ち上り電圧0.8Vかつ極めて低い抵抗（SiCと比較して半減）を達成。



セルロースナノファイバー（CNF）等の次世代素材活用推進事業

（経済産業省・農林水産省連携事業）

平成29年度要求額
4,400百万円（3,300百万円）

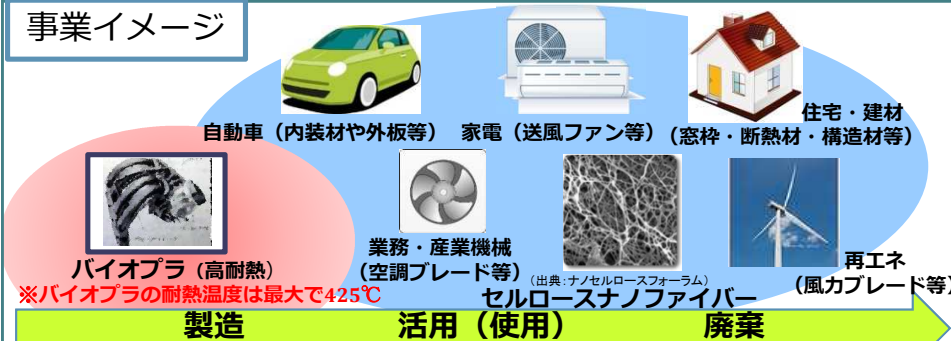
事業目的・概要等

- セルロースナノファイバー（CNF）は、植物由来の次世代素材であり（鋼鉄の5分の1の軽さで5倍の強度）、自動車や家電等に活用することで軽量化の効果により、エネルギー効率が向上し、地球温暖化対策に多大なる貢献が期待できる。
- 高耐熱バイオマスプラスチックは、耐熱性が要求される金属部材を代替することで、軽量化による効果が期待できる。
- 様々な製品等の基盤となる素材にまで立ち返り、CNFやバイオマスプラスチック等の次世代素材について、メーカー等と連携し、実機にCNF製品を搭載して削減効果検証、複合・成形加工プロセスの低炭素化の検証、リサイクル時の課題・解決策検討等を行い、早期社会実装を推進する。
- 社会実装にむけて、自動車、家電、住宅・建材等の各分野においてモデル事業を実施し、CO2削減効果の評価・検証、関連する課題の解決策について実証を行う。

事業概要

- (1) 社会実装に向けたCNF活用製品の性能評価モデル事業（3,700百万円）**
国内事業規模が大きく、CO2削減ポテンシャルの大きい自動車（内装、外板等）、家電（送風ファン等）、住宅・建材（窓枠、断熱材、構造材等）、再エネ（風力ブレード等）、業務・産業機械等（空調ブレード等）においてメーカーと連携し、CNF複合樹脂等の用途開発を実施するとともに、社会実装にむけて実機にCNF製品を搭載し活用時のCO2削減効果の評価・検証する。
- (2) CNF複合・成形加工プロセスの低炭素化対策の実証事業（300百万円）**
CNF樹脂複合材（材料）を製造する段階でのCO2排出量を評価し、その削減対策を実証する（乾式製法）。CNF樹脂複合材（材料）を、部材・製品へと成形する段階でのCO2排出量を評価し、その削減対策を実証する。
- (3) バイオマスプラスチックによるCO2削減効果の検証（200百万円）**
耐熱性が要求される各種機械製品について、金属部材等を、高耐熱バイオマスプラスチックにより代替することの実現可能性及びCO2削減効果を検証する（自動車エンジン周りの部材、家電、業務・産業機械の部材等）。
- (4) リサイクル時の課題・解決策検討の実証事業（200百万円）**
CNF樹脂複合材（材料）を製造する段階での易リサイクル性、リサイクル材料の性能評価等を行い、解決策について実証する。

事業イメージ



事業スキーム

実施期間：平成27～32年度
委託対象：民間団体等

期待される効果

「CNF、バイオマスプラスチック等の次世代素材の社会実装」による大幅な省CO2など大胆な低炭素化の推進（自動車の車体の10%軽量化等）

(2) CNF複合・成形加工プロセスの低炭素化対策の実証事業	(1) 社会実装に向けたCNF活用製品の性能評価モデル事業	(4) リサイクル時の課題・解決策検討の実証事業
CO2大幅削減のためのCNF導入拡大戦略の立案		
(3) バイオマスプラスチックによるCO2削減効果の検証		



再エネ等を活用した水素社会推進事業（一部経済産業省連携事業）

平成29年度要求額
9,000百万円（6,500百万円）

背景・目的

- 水素は、利用時においてCO2を排出せず、再生可能エネルギー等のエネルギー貯蔵にも活用できることから、地球温暖化対策上重要なエネルギーである。
- 一方、水素は化石燃料から製造する場合が多く、製造の過程等でCO2が排出されている。そのため低炭素な水素の利活用を推進する必要がある。
- また、水素設備単体の導入が先行し、本格的な水素市場の拡大に不可欠な水素サプライチェーン及びそれを低炭素化する技術が確立していない。
- このため、地球温暖化対策の観点からは、再生可能エネルギー等を活用した波及効果・事業性の高い水素サプライチェーンの確立が重要。
- さらに、低炭素な水素社会を実現し、燃料電池自動車の普及・促進を図るため、再エネ由来の水素ステーションの導入及び産業車両における燃料電池車両の導入の加速化が必要。

期待される効果

- 今後導入拡大が予想される水素のCO2削減効果の評価手法確立及び低炭素化促進によるCO2排出削減対策の強化
- 地域における低炭素な水素サプライチェーンの水平展開
- 100箇所程度の再エネ由来水素ステーションの導入とともに、燃料電池産業車両を導入することによる低炭素な水素社会の実現と燃料電池車両の普及・促進

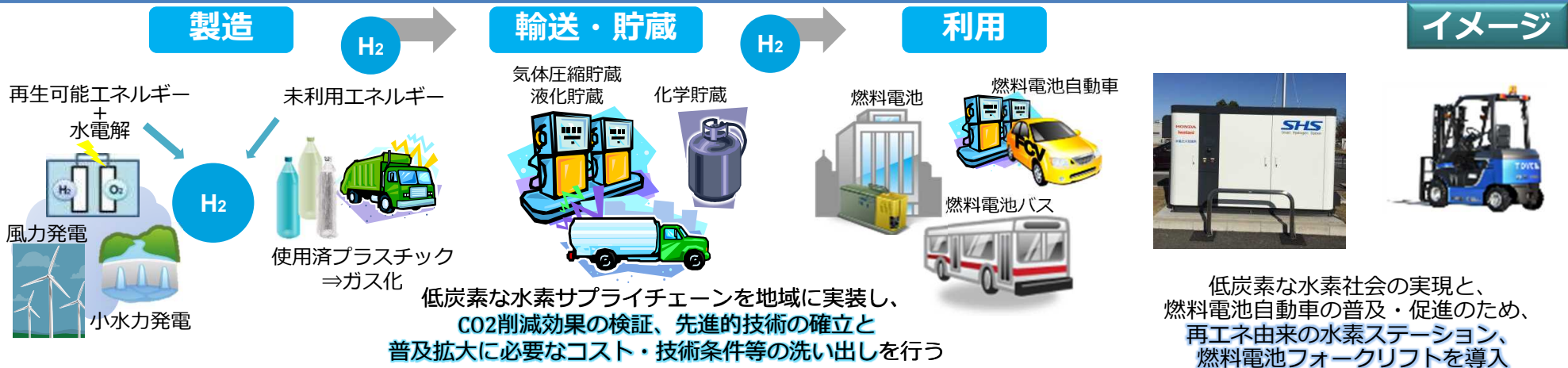
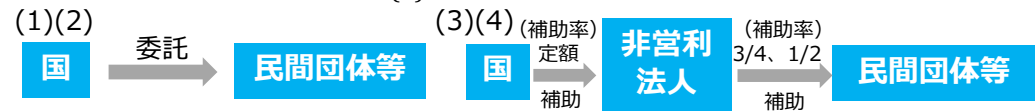
事業概要

- (1) 水素利活用CO2排出削減効果等評価・検証事業
水素の製造から利用までの各段階の技術のCO2削減効果を検証し、サプライチェーン全体で評価を行うためのガイドラインを策定する。また、CO2削減を実現するための地域の特性を活かした水素の利活用方策等について調査を行い、低炭素な水素利用の推進を図る。
- (2) 地域連携・低炭素水素技術実証事業
地方自治体と連携の上、地域の再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した水素サプライチェーンを構築し、先進的かつ低炭素な水素技術を実証する。そして、低炭素な水素サプライチェーンのモデルを確立させる。
- (3) 地域再エネ水素ステーション導入事業【経済産業省連携事業】
低炭素な水素社会の実現と、燃料電池自動車の普及・促進のため、再エネ由来の水素ステーションを導入する。
- (4) 水素社会実現に向けた産業車両における燃料電池化促進事業
燃料電池車両の普及・促進のため、空港等へ燃料電池産業車両を導入する。

事業目的・概要等

事業スキーム

実施期間：(1) (2) (3) 平成27年度から平成31年度まで
(4) 平成28年度から平成31年度まで





低炭素型の行動変容を促す情報発信（ナッジ）による家庭等の自発的対策推進事業

平成29年度要求額
2,000百万円（新規）

背景・目的

- 効率の改善や革新技術の開発等の技術イノベーションを通じて、環境性能の高い技術や機器が社会に普及し、実装されつつあるが、技術や機器の利用方法は個々の利用者の行動様式によって大きく異なるものであり、非効率的に使われる場合等、高い環境性能が最大限に発揮されているとは必ずしも言えない状況にある。
- 技術や機器の利用の段階での低炭素化のため、行動様式を低炭素型へと抜本的に変化させるにはイノベーションの創出が不可欠。
- 近年欧米では行動科学等の理論に基づくアプローチ（nudge等）により国民一人ひとりの行動変容を直接促し、ライフスタイルの変革を創出する取組が政府主導により政策的に行われ、費用対効果が高く、対象者にとって自由度のある新たな規制手法として着目されているが、我が国への持続的適用可能性の検証が必要。

事業概要

米国エネルギー省、ハーバード大学等との連携の下、以下の先進モデルの確立により環境価値の実装された低炭素社会へのパラダイムシフトの実現を目指す。

- 家庭・業務・運輸部門等のCO2排出実態に係るデータを収集、解析し、個々にカスタマイズしてフィードバックし、低炭素型の行動変容を促す等、CO2排出削減に資する行動変容のモデルを構築。地方公共団体との連携の下、当該モデルの我が国への持続的適用可能性の実証や我が国国民特有のパラメータの検証を実地にて行う。

事業目的・概要等

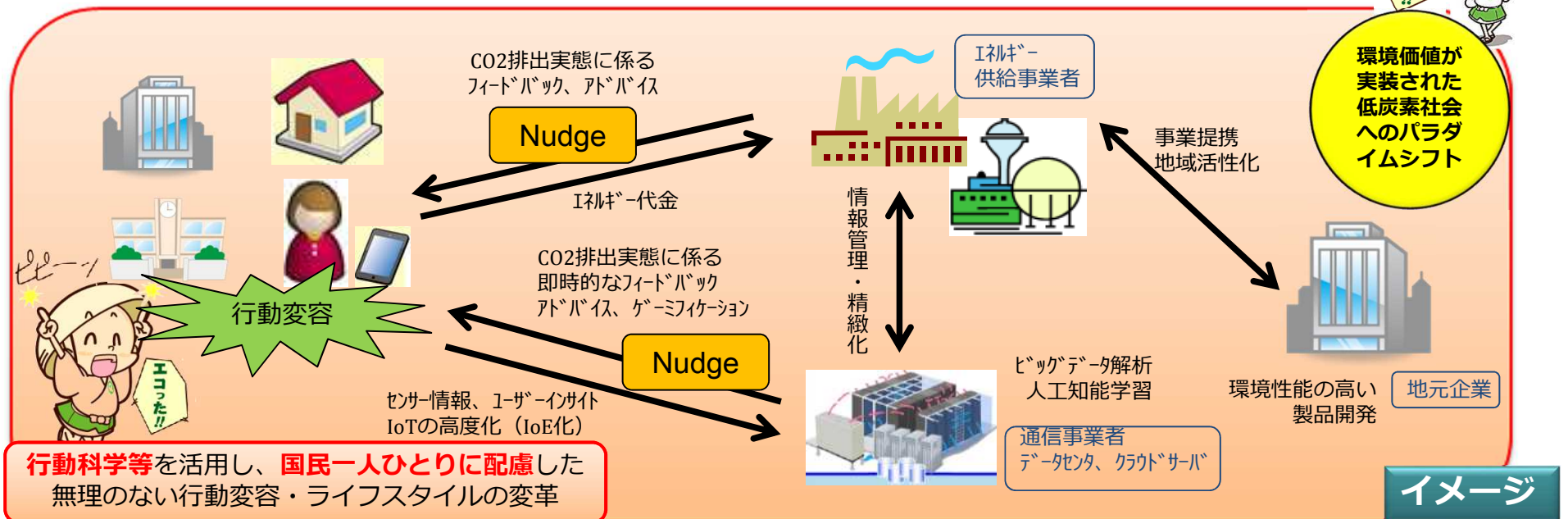
期待される効果

- 日本型の行動変容モデルを構築し、平成33年度までに5地域程度で展開。
- 当該モデルの実用化により、低炭素型の行動変容を促し、平成42年度に380万t-CO2の削減を目指す。

事業スキーム



実施期間：平成29年度～33年度





環境研究総合推進費関係経費

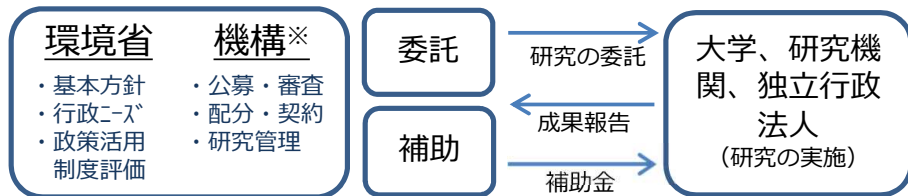
平成29年度要求額
6,006百万円（5,293百万円）の内数

背景・目的

地球温暖化の防止、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施する。

事業スキーム

競争的資金制度による交付



※（独）環境再生保全機構

事業概要

環境省が必要とする研究テーマ（行政ニーズ）を提示して、公募を行い、広く産学民官の研究者から提案を募り、評価委員会及び分野毎の研究部会の審査を経て採択された課題を実施する、環境政策貢献型の競争的資金である。29年度は「パリ協定」を踏まえて、気候変動への柔軟なシナリオづくり、適応関連の研究開発を重点的に実施する。また、研究の高度化や効率化を目指したオープンデータ化に取り組む。

期待される効果

(ア) 環境政策の立案、及び政策の実施、(イ) 直面する環境問題解決、(ウ) 国際的取り組みや交渉及び政府間パネル等への科学技術的支援、(エ) 潜在的な環境リスク要因分析、(オ) 環境行政推進に必要な計測分析技術の開発・高度化、(カ) 各種審議会・検討会等における指摘への対応、(キ) 諸外国との環境政策や研究開発の協力関係構築

公募・審査の実施

・必要性・有効性・効率性等の観点から審査を実施
・行政ニーズ適合性評価を強化

- 【研究部会（研究分野毎）】**
- ・統合部会
 - ・低炭素部会
 - ・資源循環部会
 - ・自然共生部会
 - ・安全確保部会
 - ・戦略研究プロジェクト部会

「行政ニーズ」提示

研究開発の実施

- (1) 戦略的研究開発領域（温暖化対策の中長期的取組・適応関連研究等）
年間予算：3億円以内、期間：5年以内
- (2) 環境問題対応型研究開発領域（温暖化対策の中長期的取組・適応関連研究等）
年間予算：数百万円～4千万円、期間：3年以内

イメージ

研究成果の評価・活用

・研究成果の評価公表
・中間評価結果は次年度以降の予算に反映

環境政策への活用

※研究成果をフィードバック



事業目的・概要等

背景・目的

- 二酸化炭素排出量を大幅に削減し、低炭素社会を実現するためには、石炭火力発電所等への二酸化炭素回収・貯留（CCS）導入が求められる。
- CCSの円滑な導入のためには、環境の保全や地元理解等に配慮しつつ、調査・検討を進める必要がある。

事業概要

（1）二酸化炭素貯留適地調査事業(2,400百万円)

【経済産業省連携事業】

我が国周辺水域で、海底下地質の詳細調査を実施し、貯留性能、遮蔽性能、地質構造の安定性、海洋環境保全等の観点から、二酸化炭素の海底下貯留に適した地点の抽出を進める。

（2）環境配慮型CCS実証事業(3,600百万円)

昨年度までの成果を活用して、環境配慮型の二酸化炭素分離回収設備を建設し、石炭火力発電排ガスから二酸化炭素の大半を分離回収する場合のコスト、発電効率の低下、環境影響等の評価を行う。

また、海底下でのハイドレート形成による二酸化炭素漏洩抑制、漏洩時の海底下貯留サイトの修復等、海底下に二酸化炭素を安定的に貯留するに当たって重要となる事項について、課題抽出、対策検討・整理を行う。

さらに、制度・施策検討等を通して、我が国に適したCCSの円滑な導入手法を取りまとめる。

期待される効果

2021年までに二酸化炭素貯留適地を3ヶ所程度選定する。
また、2020年までの技術の実用化を目指し、石炭火力発電における二酸化炭素分離回収に伴うコスト、発電効率の低下、環境影響等に関する知見を得る。

事業スキーム

- (1) 委託対象：民間団体等
実施期間：8年間（H26～33）

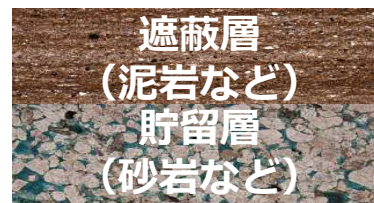
<年次計画>

H26～28：広域調査
H27～30：詳細調査
H30～33：ボーリング調査
総合評価

- (2) 委託対象：民間団体等
実施期間：7年間（H26～32）

H26～27：技術検討
H28～32：二酸化炭素分離回収に係る技術実証、
制度検討等

イメージ



二酸化炭素の貯留に適した地層の調査



有害化学物質の放出を抑制可能な二酸化炭素分離回収設備



パリ協定等を受けた中長期的温室効果ガス排出削減対策検討調査費

平成29年度要求額 552百万円(新規)
(一般分) 12百万円
(特会分)540百万円

背景・目的

- パリ協定・COP21決定において、各国は約束草案（削減目標）の作成・提出・維持、削減目標の5年毎の提出・更新、削減目標は前進を示すこと等が規定。また、全ての国が長期の温室効果ガス低排出発展戦略を2020年までに策定・提出するよう努めるべきとされた。
- G7伊勢志摩サミット首脳宣言において、2020年の期限に十分に先立って長期の温室効果ガス低排出発展戦略を策定・提出することにコミットした。
- 平成28年5月13日に温暖化対策計画も閣議決定され、2030年度26%削減という目標達成に向けた対策・施策の着実な実施が求められている。

事業スキーム

委託対象：民間団体 実施期間：平成29～32年度(2020年度)

事業概要

(1) 我が国の約束草案の更新・提出・前進のための経費

パリ協定で規定された削減目標の提出・更新や地球温暖化対策計画の見直しに備え、再生可能エネルギーの導入拡大や交通・社会システムの低炭素化を始めとする目標達成のための対策・施策の検討、見直しを、定量的な分析ツールを用いて実施

(2) 長期低排出発展戦略策定経費

社会構造のイノベーションの絵姿である長期低炭素ビジョンを土台として、政府全体の長期低排出発展戦略の策定につなげるとともに、シンポジウムや地方ヒアリング等を実施して国民的な気運の醸成を図る。

期待される効果

- 我が国の2030年度26%削減目標の更新・前進
- 長期の低排出発展戦略の策定・提出

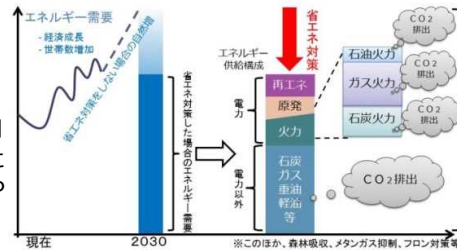
パリ協定 ・ 5年毎の約束草案（削減目標）の提出・更新
・ 削減目標の前進
・ 長期の温室効果ガス低排出発展戦略の策定

温暖化対策計画 ・ 温暖化対策計画の着実な実行
・ 温暖化対策の3年毎の見直し

(1) 我が国の約束草案の更新・提出・前進のための経費

①削減目標達成のための対策・施策検討費

NDCの提出・更新等に向けて、削減目標達成のための対策・施策の検討や見直しを行う。



- ②再生可能エネルギーの最大限の導入
- ③社会・交通システムの低炭素化

(2) 長期低排出発展戦略策定経費

長期低炭素ビジョン（仮称）を土台として、政府全体の長期低排出発展戦略の策定につなげる。

<低炭素発展戦略策定による効果>

- パリ協定の長期目標及び今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスの達成のために不可欠
- 長期的に目指すべき社会像を提示することは民間企業や他国に対する社会の低炭素化に向けた力強いシグナル。
- 国民・企業の行動喚起や内外の投資の呼び込み



気候変動影響評価・適応推進事業

平成29年度要求額
1,169百万円 (429百万円)

背景・目的

気候変動の影響は、国内外で既に現れており、今後さらに深刻化する可能性がある。パリ協定では、各国の適応計画プロセスと行動の実施が盛り込まれた。

本事業は、平成27年11月に閣議決定された「気候変動の影響への適応計画」を推進しパリ協定を着実に実施するため、政府施策への適応の組み込み、科学的知見の充実、情報の共有を通じた理解と協力の促進、地域における適応の促進、国際協力の推進を図るものである。

事業スキーム

民間事業者等への委託、請負

事業概要

(国内)

- 1-(1) 気候変動適応情報プラットフォームの運営
- 1-(2) 気候変動影響中間評価及び適応計画モニタリング手法の開発・改善
- 1-(3) 地域における適応の取組促進

(国際)

- 2-(1) 途上国における適応計画支援のための気候変動影響評価支援及び人材育成
- 2-(2) 先進国等との連携に基づく適応計画実施支援

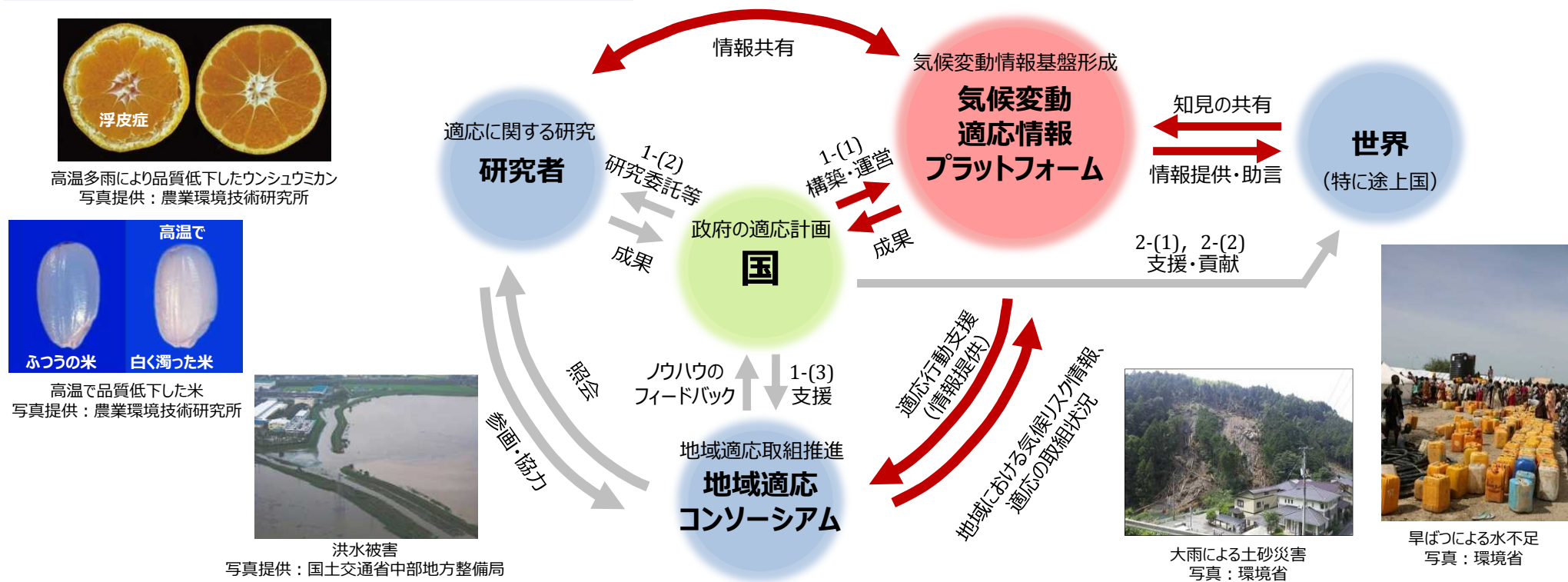
期待される効果

「適応計画」の効果的・効率的な実施

事業目的・概要等

適応計画の推進に向けた本事業の全体像

イメージ





国立研究開発法人国立環境研究所運営費交付金 (うち、適応関連研究経費)

平成29年度要求額
13,817百万円 (11,695百万円) の内数

背景・目的

気候変動の影響は、国内外で既に現れており、今後さらに深刻化する可能性がある。「パリ協定」では、各国の適応計画プロセスと行動の実施が盛り込まれた。

平成27年11月に閣議決定された「気候変動の影響への適応計画」を推進し「パリ協定」を着実に実施するため、政府施策に貢献する科学的知見の充実、情報の共有を通じた理解と協力の促進、地域における適応取組への支援、国際協力の推進を図るものである。

事業概要

- (1) 地域別の気候変動情報を基に、気候変動影響を定量的に検出し原因を特定する研究
- (2) 地方公共団体の適応計画の立案支援に資する気候変動影響評価に係る理論構築及び手法の開発
- (3) 国内研究で開発した評価手法等を活用した、途上国での影響評価モデルの構築等

事業目的・概要等

事業スキーム

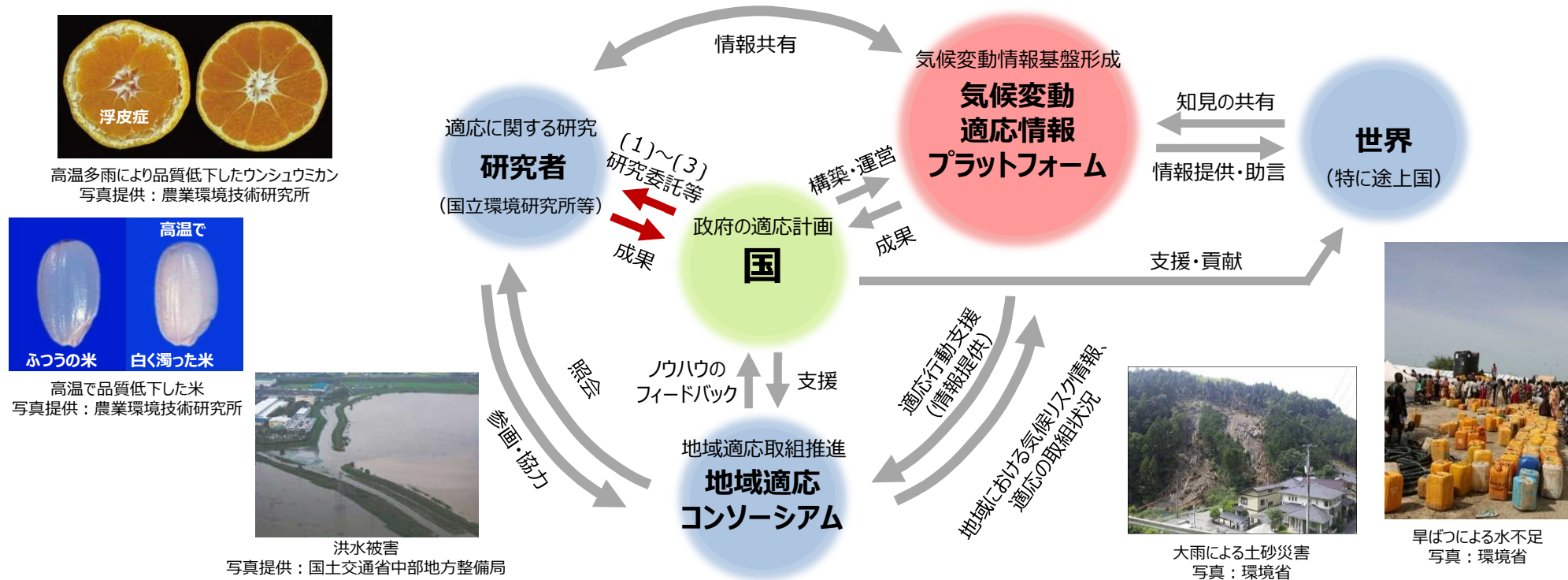
国立環境研究所へ交付

期待される効果

「適応計画」の効果的・効率的な実施

適応計画の推進に向けた事業の全体像

イメージ





環境研究総合推進費関係経費 (うち、適応関連研究経費)

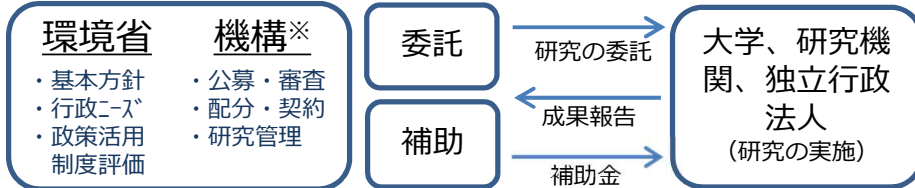
平成29年度要求額
6,006百万円 (5,293百万円) の内数

背景・目的

地球温暖化の防止、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施する。

事業スキーム

競争的資金制度による交付



※ (独) 環境再生保全機構

事業概要

環境省が必要とする研究テーマ(行政ニーズ)を提示して、公募を行い、広く産学民官の研究者から提案を募り、評価委員会及び分野毎の研究部会の審査を経て採択された課題を実施する、環境政策貢献型の競争的資金である。29年度は「パリ協定」を踏まえて、気候変動への柔軟なシナリオづくり、適応関連の研究開発を重点的に実施する。また、研究の高度化や効率化を目指したオープンデータ化に取り組む。

期待される効果

(ア) 環境政策の立案、及び政策の実施、(イ) 直面する環境問題解決、(ウ) 国際的取り組みや交渉及び政府間パネル等への科学技術的支援、(エ) 潜在的な環境リスク要因分析、(オ) 環境行政推進に必要な計測分析技術の開発・高度化、(カ) 各種審議会・検討会等における指摘への対応、(キ) 諸外国との環境政策や研究開発の協力関係構築

事業目的・概要等

公募・審査の実施

・必要性・有効性・効率性等の観点から審査を実施
・行政ニーズ適合性評価を強化

【研究部会(研究分野毎)】

- ・統合部会
- ・低炭素部会
- ・資源循環部会
- ・自然共生部会
- ・安全確保部会
- ・戦略研究プロジェクト部会

「行政ニーズ」提示

研究開発の実施

- (1) 戦略的研究開発領域 (温暖化対策の中長期的取組・適応関連研究等)
年間予算：3億円以内、期間：5年以内
- (2) 環境問題対応型研究開発領域 (温暖化対策の中長期的取組・適応関連研究等)
年間予算：数百万円～4千万円、期間：3年以内

イメージ

研究成果の評価・活用

・研究成果の評価公表
・中間評価結果は次年度以降の予算に反映

環境政策への活用

※研究成果をフィードバック



オリンピック・パラリンピック暑熱環境測定事業

平成29年度要求額
31百万円（新規）

背景・目的

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間は一年でも特に暑い時期（7/25-9/6）。
- ・大会会期中は日本の夏に不慣れな外国人を含む多数の観客が来訪。大会会場への移動、入場待機、観戦時などに多数が屋外で長時間を過ごすこととなり、熱中症対策が必須。
- ・そのため、熱中症へのかかりやすさを示す「暑さ指数」を把握し、適切な予防的対策に資する。

※「暑さ指数」とは、人体に与える影響の大きい ①湿度、②日射等からの輻射熱（黒球温度）、③気温 の3つを取り入れた熱中症へのかかりやすさを示す指標です。

事業概要

(1)主要大会会場周辺の12地区を対象に**気温、湿度等を実測調査**

(2)主要大会会場周辺の12地区の**暑さ指数の推計手法を確立**

事業スキーム

環境省
(施策の検討)

調査等の請負発注



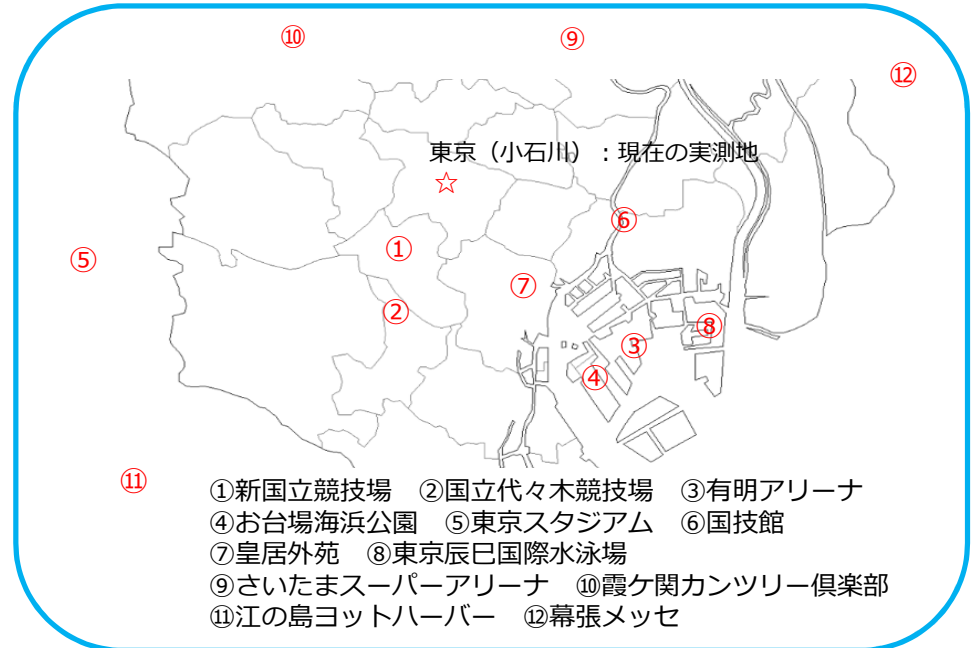
請負事業者
(調査等の実施)

イメージ

期待される効果

- ①オリパラ大会の会場関連施設整備等の検討のための基礎情報として関係各機関において活用
- ②熱中症対策として、特にリスクの高い場所での暑さ指数の推計手法を確立し、大会開催期間の熱中症予防情報の発信において活用。

現在の実測状況





クールシティ推進事業

平成29年度要求額
42百万円(43百万円)

事業目的・概要等

背景・目的

- 人工排熱の排出抑制等の「緩和策」には長期的な取組が必要
- ヒートアイランド対策大綱の改定の中で新たな取組に暑熱環境対策としての「適応策」が追加
- 温暖化やヒートアイランド現象等による気温上昇に伴う人への暑熱ストレスの増大

事業概要

- 適応策を中心としたヒートアイランド対策の強化
- ① 適応策を導入したモデル事業の検証及び普及
 - ② 街づくりの視点からの暑熱環境デザインの手法等の調査・検討
 - ③ 効果的な「暑さ指数」の情報発信の検討
 - ④ 熱中症予防情報サイトの継続的提供

事業スキーム



※「暑さ指数」とは、人体に与える影響の大きい ①湿度、②日射等からの輻射熱(黒球温度)、③気温の3つを取り入れた熱中症のかかりやすさを示す指標です。

イメージ

「適応策」を中心に調査・検討を実施

- ① 複数の適応策(街路樹、ミスト、打ち水など)を導入したモデル事業(大阪府高槻市、枚方市)の効果検証、まちなかの暑さ対策ガイドラインの普及啓発を図る。
- ② 街路空間の適応策の普及に必要な「導入すべき場所」「導入後の効果」を判定するための指針策定等を行い、さらに「街づくりの視点からの暑熱環境デザインの手法」についても検討に着手する。
- ③ 暑さ指数(WBGT)の情報提供では、特に熱中症が発生しやすい実生活の具体の場所(建設作業現場と河川敷等)における暑さ指数(参考値)の調査・検討を行う。
- ④ 環境省熱中症予防情報サイトで現在提供している全国約850地点における暑さ指数(WBGT)の予測値・実況値について、さらに予測精度を高めるため実測地点を四国・沖縄に追加し、インターネットによる熱中症予防のための一層の情報提供を推進する。

期待される効果

人への暑熱ストレスを低減させる「適応策」の普及を推進
(適応策: 街路樹やミスト、打ち水、日射高反射塗装等による暑熱環境の回避等)

「適応策」の事例
(左: 緑陰、右: ミスト)





熱中症対策推進事業

平成29年度要求額
71百万円（80百万円）

事業目的・概要等

背景・目的

熱中症は、毎年夏を中心に多くの被害をもたらしており、予防策の普及啓発は重要となっている。

加えて、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、夏季の大規模イベント等における熱中症のリスク把握手法の開発や、観客、特に日本の夏になれていない海外からの旅行者等に向けた熱中症予防策を検討する。

事業概要

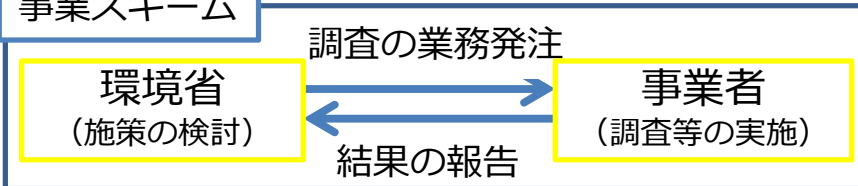
- ・熱中症に係る指導者養成事業
- ・熱中症に関する普及啓発資料の作成
- ・熱中症予防強化月間（7月）における予防事業の実施
- ・2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けた熱中症対策事業

期待される効果

国民の熱中症対策に関する意識を一層高めるとともに、自治体や地域の指導者を通じて、熱中症の発生や重症化予防に向けた取組を進めていただくことで、日本全体として熱中症による被害を減少させる。

また、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けて必要な対策に関する知見を収集する。

事業スキーム



イメージ

（熱中症に関する普及啓発資料の作成）

- 熱中症について正しい知識を周知するための「熱中症環境保健マニュアル」をはじめとする普及啓発資料を作成し、自治体等に提供

（熱中症に係る指導者養成事業）

- 幅広い分野に対応した、熱中症に関する最新のデータ、知見等を発信するシンポジウムを開催



（熱中症予防強化月間における予防事業）

- 平成25年度に設定した熱中症予防強化月間（7月）におけるイベント活動等を通じ、国民の熱中症に対する意識を高める

（2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた熱中症対策事業）

- 平成27年度に作成した「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」について、有効性の確認や検証を行う
- 「熱中症環境保健マニュアル」についても見直しを行い上記ガイドラインと統合する。
- 外国人旅行者等に対する熱中症に関する普及啓発手法の検討し実施する



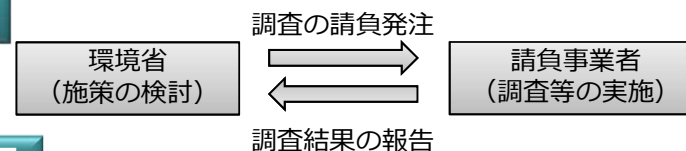
廃棄物・リサイクル分野における気候変動影響の分析及び適応策の検討

平成29年度要求額
25百万円（新規）

事業目的・概要等

- H27.3 中環審意見具申「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」
 - H27.11閣議決定「気候変動の影響への適応計画」
気候変動の影響による被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すものとされた。
- ⇒ 気候変動が廃棄物・リサイクル分野に与える影響について、中長期的視点から、適正処理、3R、災害対等の観点から多角的に分析し、予防的かつ効果的な適応策を検討、提示する。

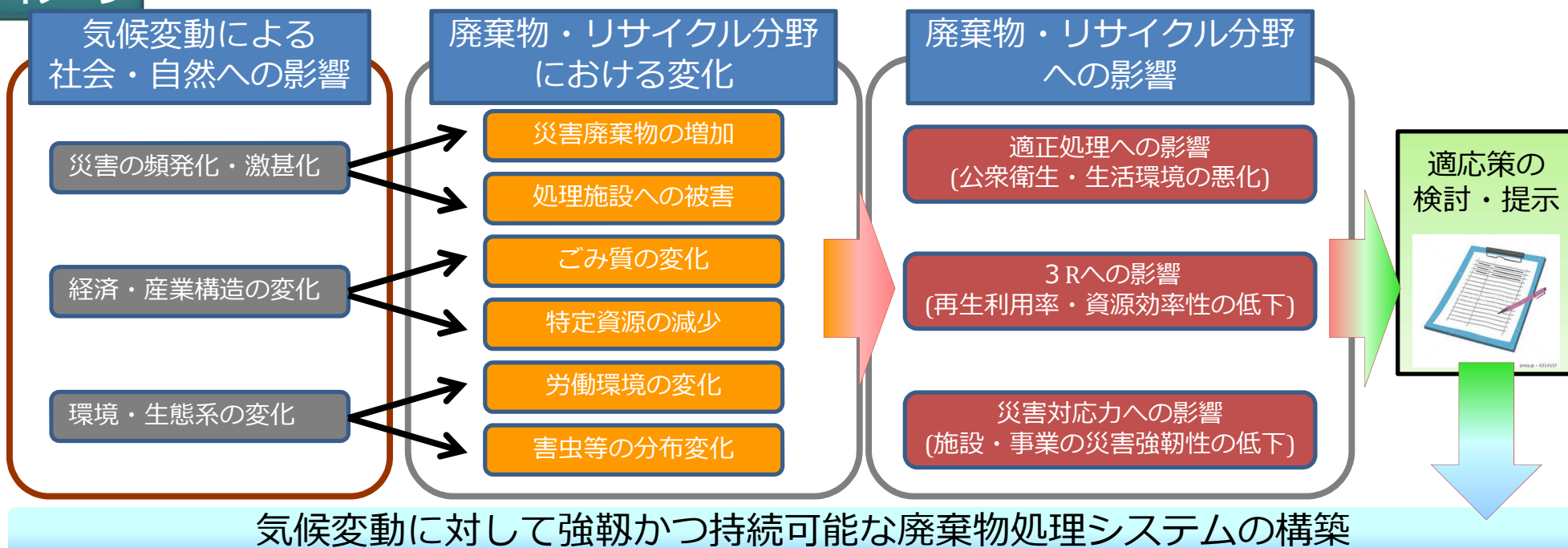
事業スキーム



期待される効果

- 頻発・激甚化する災害に対応した処理施設の強靱化、災害廃棄物の適正・迅速な処理・再生利用の促進
- 経済・産業構造の変化に伴う天然資源の消費変化に対応した戦略的3Rによる資源効率性の効果的向上
- 環境・生態系変化に伴う感染リスクの低減、適正処理方策の改善等を通じた公衆衛生・生活環境の確保

イメージ





温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)シリーズによる地球環境観測事業等 (うち温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)シリーズによる地球環境観測事業)

平成29年度要求額
4,645百万円 (4,464百万円)
(一般分)263百万円 (44百万円)

背景・目的

- 世界初の温室効果ガス専用の観測衛星である「いぶき」(GOSAT)は平成21年の打上げ以降、順調に観測を続けている。全球を精度良く観測し、陸上観測の空白域を大幅に減らしており、温室効果ガスの吸収・排出量の地理的分布と季節変動・年々変動の把握により世界に大きく貢献している。
- 平成28年4月に閣議決定された「宇宙基本計画」では、平成29年度をめぐり2号機の打ち上げや、同じく平成29年度を目処とした3号機の開発着手についての記述がされている。また、平成27年3月にNASAと締結した覚書には、2号機のミッションに関する協力が記載されている。
- 今後も継続的な観測により気候変動の科学に貢献し、全球の温室効果ガス排出量監視・検証やREDD+等での活用につなげるため、宇宙基本計画の記載に基づき、2号機の打ち上げを目指す。また、継続的な観測体制を実現するため、3号機について平成29年度中に開発の検討に着手する。

事業概要

- (1) 「いぶき」観測データの評価と得られた知見やREDD+のMRVの活用に向けた情報発信
- (2) 2号機の開発・打ち上げに向けた作業の着手
- (3) 3号機の開発に向けた概念検討の実施

事業スキーム

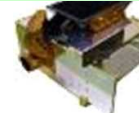
対象：民間団体等への請負により実施
実施期間：開発・打上=6年間

期待される効果

- REDD+活動の温室効果ガス削減・吸収効果を定量的・客観的に把握し、世界の森林の減少・劣化に伴う温室効果ガスの排出の削減に貢献する。
- 現行機、2号機・3号機と継続的な温室効果ガス観測体制の確立により、全球的な高精度・長期連続観測の実施による監視情報の提供、都市単位での人為起源の温室効果ガス排出源の特定、世界各国の温室効果ガス排出量インベントリの検証等への活用が期待できる。

事業目的・概要等

(3) 3号機の開発の検討

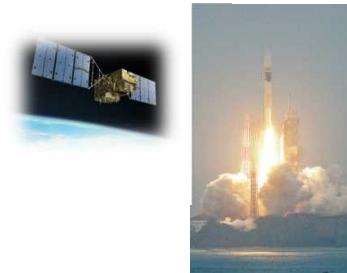


フーリエ変換分光計による温室効果ガス観測の高精度化・長寿命化に向けた検討の実施

国際的な貢献・施策立案への活用

- 排出量インベントリの検証等、国際的削減努力のモニタリングに貢献
- REDD+への活用
- 米国の観測衛星等との協力を通じた継続的な地球観測の推進

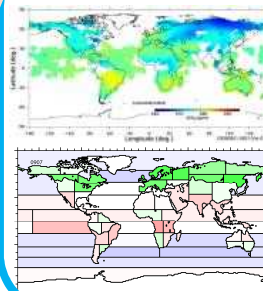
(2) 2号機の開発・打上げ作業の着手



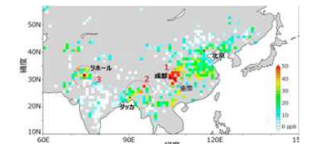
GOSAT-2

GOSAT

(1) 「いぶき」観測データの評価・得られた知見の情報発信



- 「いぶき」観測データの高精度化
- 国別あるいは大都市・大規模排出源単位での温室効果ガス排出量把握



- 「いぶき」観測データを用いた低炭素社会に向けた情報発信

イメージ



温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)シリーズによる地球環境観測事業等 (うち温室効果ガス観測技術衛星(GOSAT)による排出量監視に向けた技術高度化事業)

平成29年度要求額
4,645百万円 (4,464百万円)
(特会分)4,382百万円 (4,420百万円)

背景・目的

- GOSATは平成21年の打ち上げ以降順調に観測を続けているが、すでに5年の設計寿命を過ぎており、今後も継続した観測により気候変動の科学に貢献し、温室効果ガス排出の監視・検証につなげるため、「宇宙基本計画」に基づきGOSAT後継機(GOSAT-2)の打ち上げを目指す。
- 温室効果ガス排出量インベントリの整備が不十分な途上国において、GOSATの観測データをインベントリ監視・検証ツールとして活用する。
- 大都市・大規模排出源単位の排出量把握により、二酸化炭素排出量の算定・報告・検証(MRV)の高度化を行いJCMを推進する。

事業概要

1. GOSAT-2の開発

- 観測技術を高度化したセンサ開発
- 観測センサを搭載する人工衛星バス開発
- 運用系システムの構築

2. 排出量監視に向けた技術高度化

- GOSAT-2を補完する地上観測等事業
- GOSAT-2のデータ処理技術高度化
- 衛星による温室効果ガス排出インベントリ検証のガイダンス作成
- 低炭素社会実現に向けたアジアでの効果検証事業

事業スキーム

委託対象：民間団体等

実施期間：開発・打上げ・運用=11年間(平成24年～平成34年)

※平成25年度までは一般会計で実施

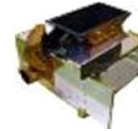
期待される効果

- GOSAT-2打ち上げにより、世界の温室効果ガス排出吸収量・排出量の継続的な監視を行うことで世界各国の排出量削減実施の透明性を高めることができる。
- 大都市または大規模排出源単位での二酸化炭素等の排出量把握を行い、アジア諸国等におけるJCM実施の効果検証に資する。
- 世界各国が提出する温室効果ガス排出インベントリの監視・検証ツールとして活用することで、インベントリの整備が不十分な途上国において正確な排出量把握に寄与する。

事業目的・概要等

イメージ

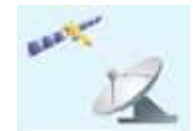
GOSAT-2の開発



GOSAT フーリエ変換分光計
+一酸化炭素バンドの追加等



GOSAT 雲・エアロゾルセンサ
+エアロゾル観測機能の強化



データ受信記録設備
運用系システム

GOSAT-2 打上げ・運用



補完する地上・航空機観測

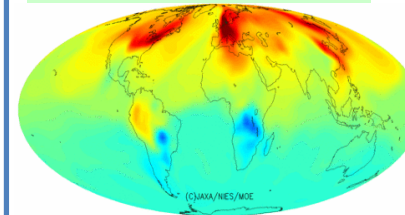


地上観測



航空機観測

GOSAT/GOSAT-2 プロダクトの高度化



データ処理技術高度化



高解像度処理・アルゴリズム開発

国際的な貢献・ 施策立案への活用

- 世界各国の排出量インベントリの検証
- MRV技術高度化によるJCM推進
- 米国の観測衛星等との協力を通じた継続的な地球観測の推進



二国間クレジット制度 (JCM) 資金支援事業及び基盤整備事業 (うちプロジェクト補助)

平成29年度要求額
12,420百万円 (9,920百万円)
うち8,500百万円 (7,500百万円)

背景・目的

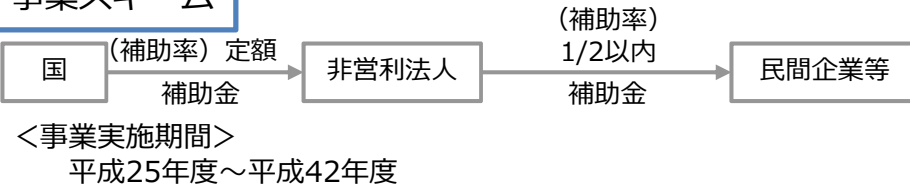
- 優れた低炭素技術等を活かして、途上国が最先端の低炭素社会へ移行できるように支援し、アジア太平洋地域発の21世紀に相応しい新たなパラダイムとなる、物質文明からの脱却を目指す「環境・生命文明社会」を発信する。
- 世界的な排出削減に貢献し、JCMクレジットの獲得を行う。

事業概要

JCM導入が見込まれる途上国において、優れた低炭素技術等を活用したエネルギー起源CO₂の排出を削減するための設備・機器の導入 (JICA等が支援するプロジェクトと連携する事業を含む) に対して補助を行う。導入後、JCM登録及び測定・報告・検証 (MRV) を実施し、発行クレジットの1/2以上を日本国政府の口座へ納入する。

事業目的・概要等

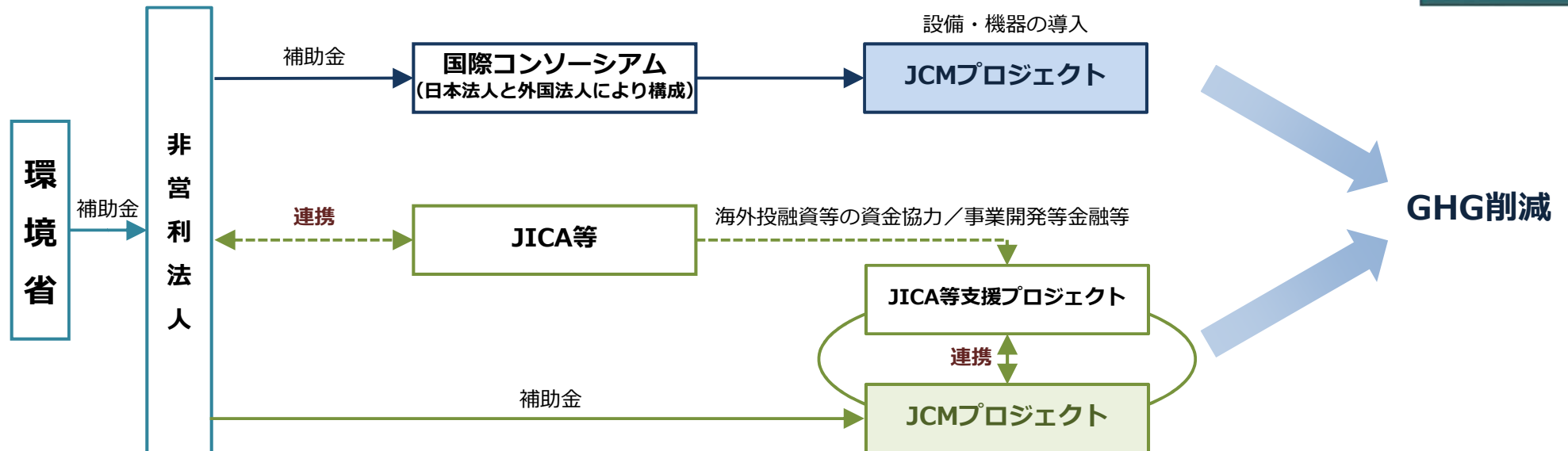
事業スキーム



期待される効果

- 5,000万から1億t-CO₂の排出削減等の見込みに沿って途上国の温室効果ガス排出量を大幅に削減するとともに (年間約30～60万t-CO₂)、その削減への我が国の貢献分をJCMを通じてクレジット化し、我が国の削減目標の達成に活用する。
- 優れた低炭素技術等の海外での水平展開を促進し、海外における環境技術の市場を拡大する。

イメージ





二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業及び基盤整備事業 （うちADB拠出）

平成29年度要求額
12,420百万円（9,920百万円）
うち2,000百万円（1,200百万円）

背景・目的

- 優れた低炭素技術を活かして、途上国が最先端の低炭素社会へ移行できるように支援し、アジア太平洋地域発の21世紀に相応しい新たなパラダイムとなる、物質文明からの脱却を目指す「環境・生命文明社会」を発信する。
- 世界全体での抜本的な排出削減に貢献し、JCMクレジットの獲得を行う。

事業概要

導入コスト高からADBのプロジェクトで採用が進んでいない優れた低炭素技術の採用を促進するため、ADBの信託基金により追加コストを支援する。
これにより、最先端の低炭素社会への移行につなげるとともに、削減分についてJCMクレジット化を図る。

期待される効果

- アジア各国で実施されるADBプロジェクトで、これまで導入コスト高から導入が進んでこなかった優れた低炭素技術の採用が促進され、JCMを通じて2030年度までに他のJCM資金支援事業と合わせて累積で5,000万～1億t-CO2の排出削減・吸収が見込まれることにより、世界全体での抜本的な排出削減に貢献する。
- 途上国において優れた低炭素技術の導入実績が積み上がり、優れた低炭素技術が非効率で安価な技術よりも低コストであることへの理解が広まることで、アジア地域における自発的な市場展開につなげる。

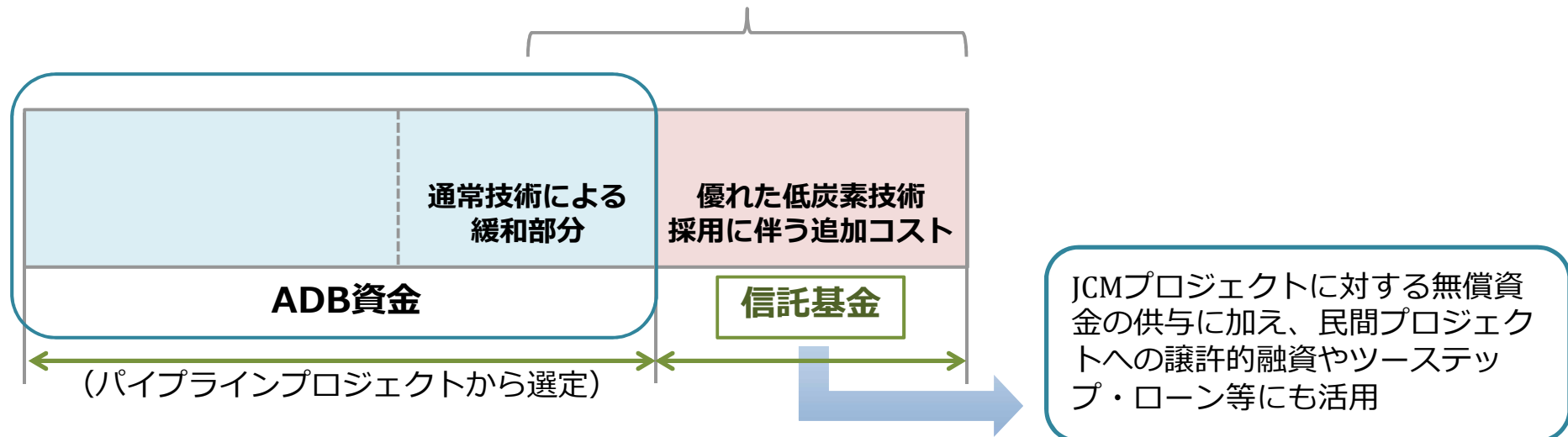
事業目的・概要等

事業スキーム

拠出先：アジア開発銀行信託基金
事業実施期間：平成26年度～

イメージ

GHG削減





二国間クレジット制度 (JCM) 資金支援事業及び基盤整備事業 (うち制度構築・案件形成支援)

平成29年度要求額
12,420百万円 (9,920百万円)
うち1,800百万円 (1,100百万円)

背景・目的

我が国は、途上国における優れた温室効果ガス削減技術等の普及や対策実施による温室効果ガスの排出削減への貢献を定量的に評価し、我が国の削減目標の達成に活用するため、JCMを構築・実施している。

事業概要

JCMの本格的な運用のための制度構築、JCMに関する国際的な理解の醸成、途上国における排出削減プロジェクトの組成支援、及びアジア等の途上国における都市間連携事業を行う。

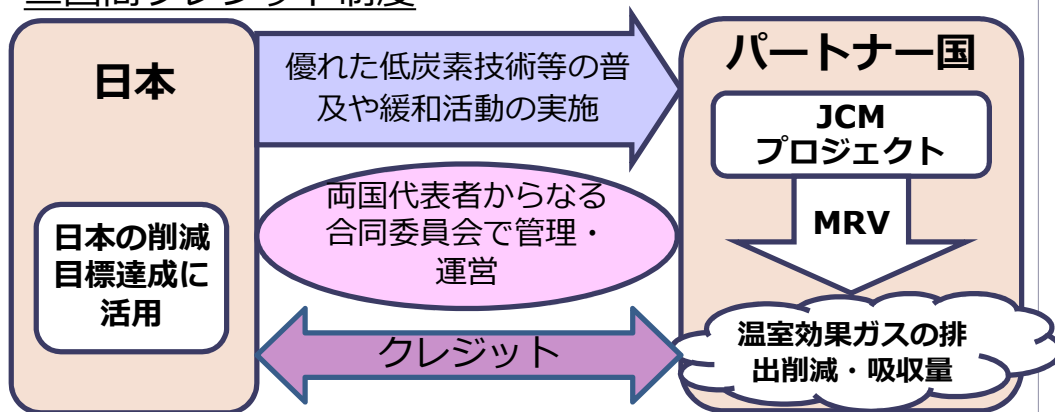
事業スキーム

委託対象：民間企業等
実施期間：平成16年度～
(平成33年度に事業内容を見直し)

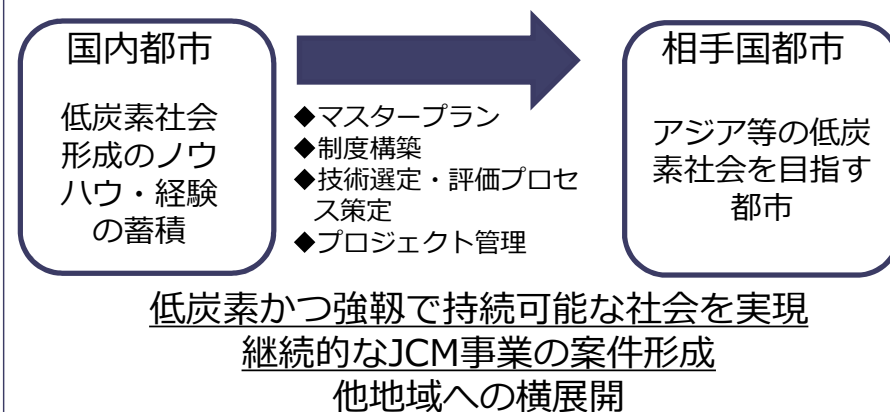
期待される効果

- ・途上国の温室効果ガス排出量を大幅に削減するとともに、5,000万から1億t-CO₂の排出削減等の見込みに沿ったJCMの構築・実施を通じて、その削減量を我が国の削減目標の達成に活用する。
- ・優れた低炭素技術等の海外展開を促進する。
- ・自治体の有する経験・ノウハウを活用し、海外の都市において持続可能な社会の形成を推進する。

二国間クレジット制度



都市間連携事業



制度設計・運用

- ルール・ガイドラインの整備、合同委員会の運営等
- 排出削減量の記録・管理のための登録簿の運用
- パリ協定に基づくルール構築への貢献

情報発信

制度の最新情報の提供、事業者からの相談対応

案件発掘・MRV促進

- 候補案件の発掘、課題の抽出及び対応策の検討
- MRV (測定・報告・検証) の進捗管理

都市間連携

- 主要都市等におけるマスタープランの作成
- 企業、自治体、研究等に関連する情報プラットフォームを通じた環境問題や関連政策等の情報の共有。
- 民間金融機関を通じた新支援スキームの構築調査
- 都市間フォーラムを通じたアジアの都市が持つ課題の整理



二国間クレジット制度 (JCM) 資金支援事業及び基盤整備事業 (うち気候技術センター・ネットワーク (CTCN) 等の技術開発ネットワークとの連携)

平成29年度要求額
12,420百万円 (9,920百万円)
うち120百万円 (120百万円)

背景・目的

- 2010年末の Cancun 合意において、気候変動対策技術の開発・移転を促進するために CTCN が設立、先進国の資金支援が求められている。
- 設立後、体制が整いつつあるが、具体的な低炭素技術の開発・普及を支援することが難しい状況である。一方、パリ協定においても、技術移転・開発の重要性が言及されたところ。
- 本事業により、パリ協定の早期発効、実施に向けた交渉において我が国の貢献を示すとともに、我が国の低炭素技術の途上国への移転・普及を目指す。

事業概要

1. 気候技術センター・ネットワーク(CTCN)拠出金
2. CTCN活動支援事業

1. 気候変動対策技術の開発・移転を促進するCTCNを資金的に支援。
2. CTCNのあり方について検討・発信を行うとともに、途上国のNDEの能力開発等を通じて、我が国の低炭素技術の普及に向けて必要な体制の構築を行うため、地域ワークショップを開催。

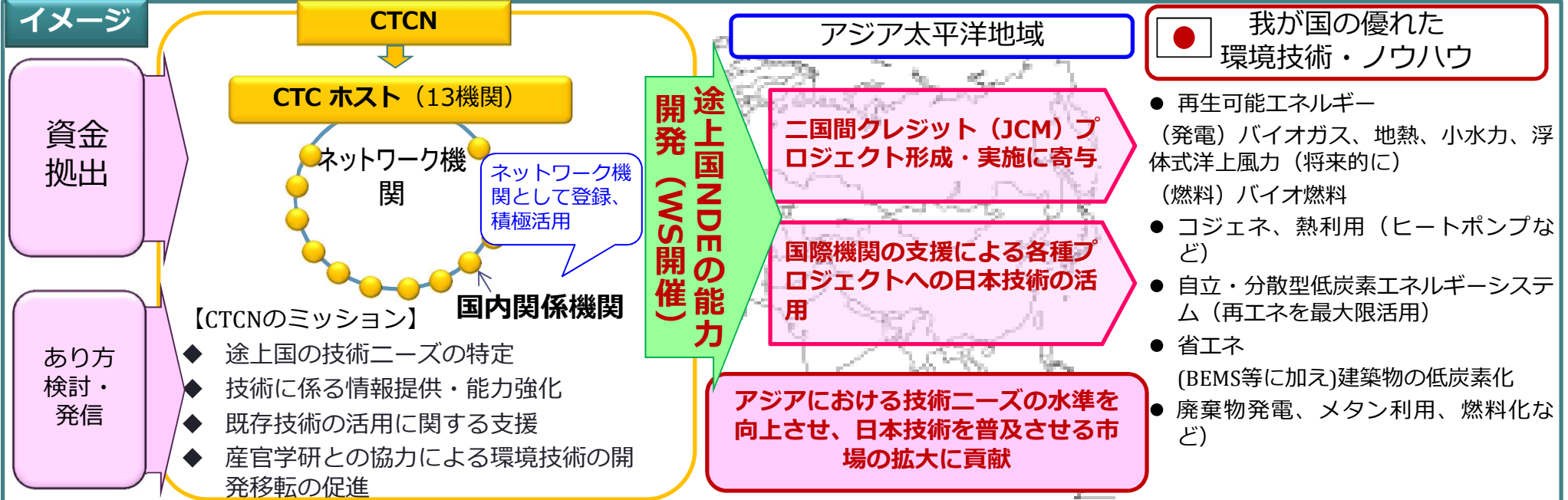
事業スキーム

- (1) 拠出先：気候技術センター・ネットワーク(CTCN)
- (2) 委託先：民間団体等
- (3) 実施期間：平成26年度～
(平成32年度に事業内容を見直し)

期待される効果

- パリ協定の早期発効、実施に向けた交渉において我が国の貢献。
- CTCNの活動を通じて、アジアにおける技術ニーズの水準を向上させ、日本の優れた環境技術を普及させる市場を拡大するため、途上国からの技術支援件数を着実に増加。

イメージ





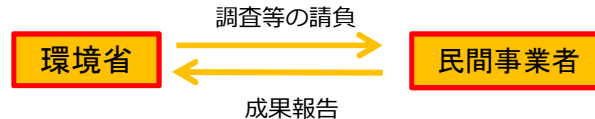
我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業

平成29年度要求額
415百万円(390百万円)

背景・目的

- 開発途上国は急激な経済成長の途上にあり、環境汚染の懸念
- 廃棄物を含む循環資源の不適正な越境移動や途上国の一部における不適正なリサイクルも横行
- 我が国は時代の要請に応じて循環産業を発展させてきており、環境保全及び循環資源において先進的な技術・システムを有する
- 本事業により、途上国の求める廃棄物処理・リサイクルの実施を効率的に進め、世界的な環境負荷低減に貢献するとともに、我が国の経済を活性化し、経済全体のパイの拡大・雇用の創出にもつなげる

事業スキーム



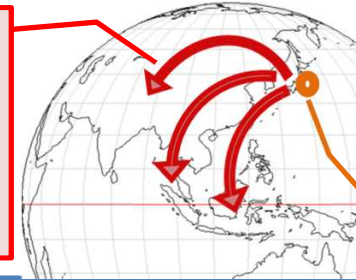
期待される効果

- 適正な廃棄物処理・リサイクルシステムをアジアを中心とした国々に普及→世界規模での環境負荷低減に貢献
- 循環産業の活発な国際展開→我が国経済の活性化

事業概要

- 政府、自治体、事業者等が相互に連携しながら、制度の導入支援とともに、廃棄物処理・リサイクルシステムとしてパッケージ化を図った国際展開を推進
- 二国間協力や多国間協力と有機的に結びつけることにより、戦略的に支援
- 国内において、既存の枠組みにとらわれない新たな視点のリサイクルビジネスを支援するとともに、日系企業の国際進出に連動する国内循環産業の育成を支援

【先行グループ】
 ・既に国際展開に踏み出せる事業者を対象
 ・国際展開の可能性が高い国々におけるFS等を支援



【次世代グループ】
 ・次世代の国際展開を担う循環産業を育成
 ・新たな視点のリサイクルビジネスを支援
 ・未利用循環資源の活用等

我が国循環産業海外展開事業化促進事業

243百万円
(223百万円)

- (1)環境負荷低減効果の大きい国に対する先行グループの国際展開促進重点国だけでなく、我が国の強みを特定した上で重点事業を明確にしてフィージビリティスタディを実施
- ① 具体的な海外事業展開や国際資源循環を想定したフィージビリティ調査支援。さらに、さらなる自治体間協力支援、次期フェーズに向けた重点国・分野の特定のための予備調査を実施
 - ② 現地での協力枠組み構築のための関係者合同WS
 - ③ 我が国循環産業の理解促進のための現地関係者への訪日研修
- (2)「地球規模の資源循環に向けた国際戦略」の策定、過年度の海外展開の経験に基づく課題の洗い出し、今後の対応方策の検討

次世代の海外展開を担う循環産業の育成

79百万円
(104百万円)

- 未利用資源の有効利用技術を有する民間企業が海外展開していけるよう、ビジネスモデルの確立を支援
- (1)全国・海外展開に向けた実証事業の課題整理及び支援策の検討
 - (2)モデル的・産業・地域共生(エコタウン)支援事業
 - (3)高度リサイクル技術・スキーム運用のトライアル実証事業

浄化槽グローバル支援事業費

16百万円
(16百万円)

我が国循環産業海外展開支援基盤整備事業

77百万円
(47百万円)

- (1)循環産業の国際展開に資する情報収集・発信
- (2)国、自治体、事業者、研究者等による会合の開催、情報共有の推進
- (3)現地セミナー、展示会の開催
- (4)廃棄物収集及び廃棄物由来固形燃料の国際標準化への積極対応



環境技術実証事業

平成29年度要求額
110百万円（92百万円）

背景・目的

既に実用化され、有用と思われる先進的環境技術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われておらず、普及が進んでいないものがある。

このような先進的技術について、その環境保全効果等について第三者機関が試験等を実施し、その結果を広く公表することで、環境技術の普及を支援し、環境保全に資することを目的とした事業である。

事業概要

「実証」とは、環境技術の開発者でも利用者でもない第三者機関（実証機関）が、環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響等を、試験等に基づき客観的なデータとして示すことである。

実証された技術には、実証番号及びロゴマークが交付されるとともに、実証結果については、環境省HPにて公表される。

本事業は平成15年度にモデル事業として開始し、平成20年から本格実施している。平成27年度までに、603技術について実証を行った。

事業スキーム

実証対象技術分野ごとに実証機関（請負）を選定し、実証対象技術の公募や試験の実施、試験結果報告書の作成等を行う。

また、環境省の運営補助として実証運営機関（請負）が、企画・広報活動や技術分野設定のための調査等を行っている。

（右図参照）

期待される効果・課題

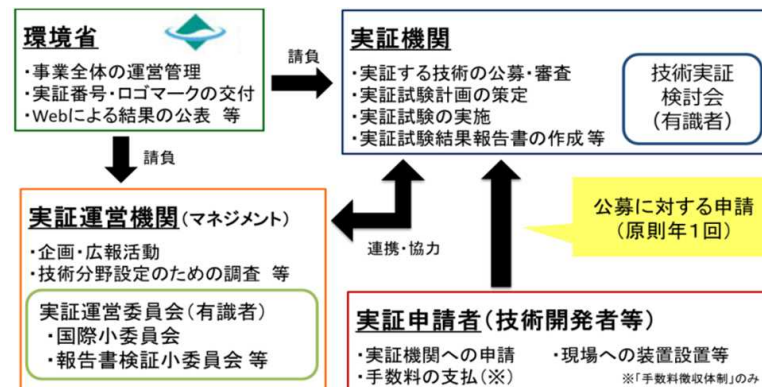
申請者（技術開発者等）は、本事業によって環境保全効果に係る客観的な実証が受けられ、専門家による技術的助言が得られるとともに、環境省HPに掲載されることで、知名度向上が期待される。ユーザーに対しても、信頼できる情報が公表され、安心して技術を購入できるというメリットも生まれる。

また、本事業は平成28年10月に国際標準化される予定であり、国内企業が開発した環境技術の国際展開と環境保全の世界的な促進が期待される。今後は、国際標準化に向けた国内体制の整備等が必要である。

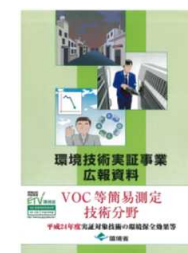
事業目的・概要等

イメージ

事業の実施体制



実証結果の公表



実証された技術については、実証番号及びロゴマークを交付するほか、実証試験結果報告書を環境省HPに掲載することで、環境技術の普及に係る支援を行う。



パリ協定の実施に向けた検討経費

平成29年度要求額
156百万円（140百万円）

背景・目的

- **2015年末のCOP21**では、**全ての国が参加する2020年以降の気候変動に関する法的枠組み「パリ協定」**を採択
- 2016年以降は、**パリ協定の実効性を確保**し、世界で対策を進めるため、各国目標等に関する詳細ルール交渉が最重要課題。JCMの活用等の提案等、我が国にとっても有益なルールづくりのため、**日本のリーダーシップの発揮が必要**
- 2020年までは、2010年に採択されたカンクン合意の下で、途上国の削減行動の準備・実施を促進し、世界全体の排出削減を進めることが必要。また、**2020年以降の実施に向けた途上国の能力向上・体制構築を体系的に支援**

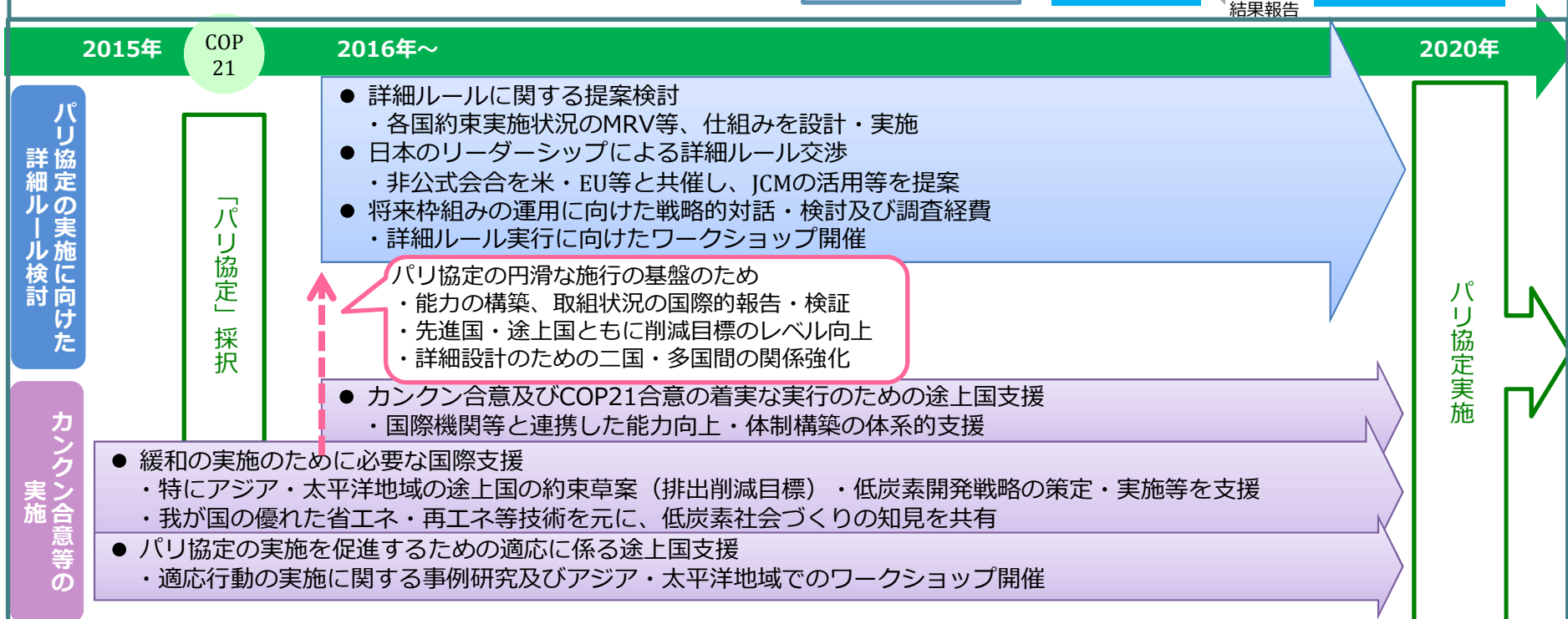
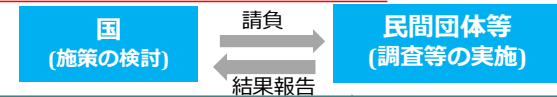
事業概要

- 詳細ルールに関する提案検討
- 日本のリーダーシップによる詳細ルール交渉
- 将来枠組みの運用に向けた戦略的対話・検討及び調査
- カンクン合意及びCOP21合意の着実な実行のための途上国支援
- 緩和及び適応の実施支援
- 国際会議（COP等）現地作業支援

期待される効果

- パリ協定の下での**詳細ルール交渉**において我が国から積極的に働きかけるとともに、**途上国における排出削減支援**を行うことにより、**世界全体における確実な排出削減**に貢献。

事業スキーム





パリ協定実施に向けた途上国能力開発支援拠出金

平成29年度要求額
200百万円（新規）

背景・目的

- 2015年末のCOP21にて採択されたパリ協定で、先進国が途上国の能力開発の取組支援を行うべきこと、すべての国に適用される透明性の枠組みを設け、透明性に関する能力開発の支援が途上国に提供されるべきであることが規定された。これを受けて「透明性のための能力開発イニシアティブ（CBIT）」を地球環境ファシリティ（GEF）に設置することを要請。
- CBITはパリ協定における透明性枠組みの主要要素として位置付けられている。
- 温室効果ガス排出量が増加しており対策の推進及びその進捗状況の把握が不可欠な開発途上国における透明性の能力向上がパリ協定の効果的な実施の鍵を握る。パリ協定における透明性枠組み詳細ルール交渉でリーダーシップを発揮するべく、CBITへの拠出を行う。

事業概要

- COP21決定において地球環境ファシリティ（GEF）に設置が要請された「透明性のための能力開発イニシアティブ」への拠出を行い、パリ協定の下での透明性枠組み構築に向けたリーダーシップを発揮する。
- 環境省、財務省、外務省においても要求

期待される効果

- パリ協定の実施に向けた途上国における能力開発支援を進めることにより、パリ協定に基づく世界全体での排出削減等に貢献する。

事業スキーム



イメージ



パリ協定採択

- 先進国が途上国の能力開発の取組支援を行うべきこと、すべての国に適用される透明性の枠組みを設けること、透明性に関する能力開発の支援が途上国に提供されるべきであること等を規定。
- CBITをGEFに設置することをCOP21決定において要請。



- **透明性の能力向上がパリ協定の効果的な実施の鍵。**
- 拠出を通じて透明性枠組み構築にむけたリーダーシップを発揮。
- パリ協定に基づく世界全体での排出削減等に貢献する。



G7が牽引するCO2削減に貢献する持続可能な開発目標の実施

平成29年度要求額
200百万円(新規)

背景・目的

- 平成27年9月の国連サミットで、「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択（採択にあたって安倍総理も演説）。SDGsの概要は（参考）参照。
- 平成28年5月に開催したG7 富山環境大臣会合において、G7で協調した行動を開始することに合意。
- G7各国が協調して早期に取り組む意思がある分野において、我が国が既存の知見を活用しながらリーダーシップを発揮し、世界規模での温室効果ガスの削減に貢献することは重要。

事業スキーム

委託対象：民間団体等
実施期間：平成29年度～31年度

事業概要

CO2削減を実現するSDGsゴール7（エネルギー）に資するG7協調行動を我が国が主導する。その際、相乗効果が期待できるゴール12（持続可能な消費と生産）にも貢献することを念頭に置く。G7各国が有する知見の共有に係る会合の開催や関係事業の調査、事業効果の分析に加えて、途上国での知見・技術の展開等に繋げる。（200百万円）

期待される効果

- SDGsゴール7（エネルギー）やゴール12（持続可能な消費と生産）等、複数ゴールの達成に貢献することが期待される。
- 我が国がSDGsの実施・フォローアップを牽引し、我が国の知見・技術が国際的に活かされる基盤を確立するとともに、低炭素技術の効果的な国際展開を実現。
- G7各国と協調・連携して行い、国際的な場で発信することにより、我が国の活動の視認性を向上させることが可能。

イメージ

G7富山環境大臣会合

G7として、昨年9月の国連サミットにおける「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択を歓迎し、「持続可能な開発目標」（SDGs）を中核とする2030アジェンダの実施を、全てのレベルで促進していく強い決意を表明。また、G7メンバーにおいて、SDGsの実施に向けた取組が行われていることを歓迎。
G7メンバーが協調してSDGsの環境的側面の実施に向けた行動を取ることの重要性が改めて共有され、環境問題の解決に向け、本会合後も継続して、実務者レベルでG7としての協調行動を立案していくことで一致。

ワークショップの開催等

- ① 国際的なイニシアティブによる取組の観点等を共有し、G7協調行動として取り組むべき内容を整理
 - ② 個別の国や企業による取組について事例共有
 - ③ 政策手法やこれらの組み合わせの工夫について事例共有
- * 共有事例は、G7やG20等へインプットも

G7協調行動を主導し、SDGs実施を牽引

我が国の知見・技術の国際的普及

温室効果ガスの排出削減

国際的な場で発信することで、我が国の活動の視認性を向上



国連持続可能な消費と生産10年計画枠組み基金への拠出等による国際的な民生部門対策

平成29年度要求額
600百万円(363百万円)

背景・目的

- G7 富山環境大臣会合において、G7 環境担当省間で協調した行動を実施することに合意。
- 「持続可能な消費と生産」(SDGs ゴール12) 分野を対象として、国際プログラムへの拠出金等の活用により、G7 協調行動立ち上げに関する議長国としてのリーダーシップを發揮。
- CO2排出に関して、アジア等の新興国における民生部門対策が大きな課題。
- 国連「持続可能な消費と生産(SCP)10年計画枠組み※」で、日本主導の「持続可能なライフスタイルと教育」プログラムを実施。

※国連SCP10年計画枠組みとは：世界の消費・生産パターンを持続可能なものに変えていくため、2012年のリオ+20で採択。2013年、国連環境計画に基金を設立。

事業スキーム

- (1) 拠出先：国連環境計画基金
実施期間：平成26年度～平成35年度
- (2) 委託対象：民間団体等
実施期間：平成29年度～平成31年度

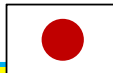
事業概要

- (1) 国連環境計画基金への拠出を通じ、G7 協調行動に関する途上国との連携事業、民生部門対策の実施に有効な各国・マルチステークホルダーズの創意工夫を活かした事業を実施。(552百万円)
- (2) G7 協調行動として国連環境計画基金で実施する事業の形成の支援等のため、途上国における情報収集・分析、関係諸機関との調整、会合の開催等を行う。(48百万円)

期待される効果

- 我が国が持続可能な開発目標(SDGs)の実施・フォローアップを牽引し、我が国の経験・技術が国際的に活かされる基盤を確立するとともに、環境技術の効果的な国際展開を実現。
- G7 各国と協調・連携して実施し、国際的な場で発信することにより、我が国の活動の視認性を向上。

イメージ



G7 富山環境大臣会合

- G7 協調行動の実施に合意
- 持続可能な開発目標(SDGs)のうち、持続可能な消費と生産分野の実施を想定

国連持続可能な消費と生産 10年計画枠組み

- ◆ 「持続可能なライフスタイルと教育」プログラムの共同リード国として事業展開を主導
- ◆ 基金への拠出により、排出量が大幅に伸びる新興国等における民生温暖化対策に関する事業を実施
- ◆ G7 協調行動として基金で実施する事業の形成を支援

SDGsの実施・フォローアップを牽引

国連基金を通じた世界におけるCO2排出削減

我が国の環境技術の効果的な国際展開

世界規模での持続可能な消費と生産社会構築への貢献



アジア・太平洋地域の災害廃棄物対策強化支援事業

平成29年度要求額
30百万円（新規）

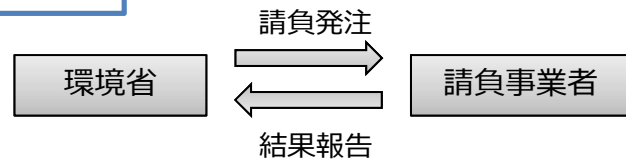
背景・目的

- **近年**、世界各地で**自然災害が頻発・激甚化**してきており、特に**アジア・太平洋地域の国における災害廃棄物対策が課題**となっている。
- これらの国は、**平時の廃棄物処理体制も不十分**である場合が多く、災害時に一度に大量に発生する災害廃棄物を適正に処理できない状況となっており、**生活環境や公衆衛生の悪化**だけではなく、**資源効率の観点からも改善すべき状況**となっている。
- そのため、我が国のような**災害廃棄物対策に係るノウハウや技術を持つ国による支援が必要であり、G7環境大臣会合において支援の実施が合意された。**

事業概要

災害廃棄物対策に係る国際支援スキームの強化

事業スキーム



期待される効果

- アジア・太平洋地域の国による災害廃棄物対策の充実
- 各国による災害廃棄物対策に関するマニュアル等の作成支援



路上に放置された災害廃棄物(水害)



地震による建物の崩壊(地震)

災害時に一度に大量に発生する災害廃棄物を適正に処理できない状況となっており、生活環境や公衆衛生の悪化だけではなく、資源効率の観点からも改善すべき状況

G7環境大臣会合及び**第18回日中韓三カ国環境大臣会合(TEM18)**において、災害廃棄物対策に関する国際支援や情報共有の促進について合意

災害廃棄物対策に係る支援スキームの強化

- ① 災害廃棄物対策強化のための**ガイドラインの策定**
- ② アジア・太平洋地域における災害廃棄物対策**フォーラム(仮称)の開催**
- ③ 国際支援スキームの検討 (JICA、ADB等との連携)

支援対象を想定している国: フィリピン、タイ、インドネシア、その他のアジア太平洋地域の国々等



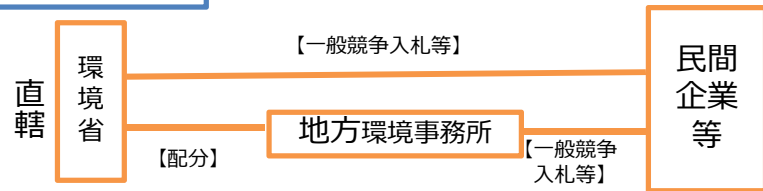
国立公園満喫プロジェクト等推進事業等

平成29年度要求額
10,114百万円（新規）

背景・目的

政府の新たな観光戦略である「明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月）」において、国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化し、2020年までに、外国人国立公園利用者数を年間430万人から1000万人に増やすこととされた。これを受け、「国立公園満喫プロジェクト」として、まずは8箇所の国立公園で、「国立公園ステップアッププログラム2020（仮称）」を策定し、保護すべきところは保護しつつも、利用の大幅な拡大を図るための取組を推進する。

事業スキーム



事業概要

- 公園毎に地域協議会を立ち上げ、ステップアッププログラムを策定し、利用者目線でのビジターセンターの再整備、景観・自然に徹底的に配慮した展望地、自然歩道等のビューポイントの整備、外国人向けツアーコンテンツの発掘・磨き上げ、ガイド等の人材育成等や、効果的な情報発信を行う。
- また、8箇所の公園以外の公園においても、自然公園等事業費（別紙）により、公園利用の拡大に向けた事業を実施する。
- このほか、我が国の魅力的な観光資源である温泉を核として、多様な温泉利用推進モデルプラン（新型湯治プラン（仮））の構築を行う。

事業目的・概要等

期待される効果

- 観光ビジョンに掲げられた訪日外国人の国立公園利用者数に関する数値目標（2020年までに1000万人に増やす）の達成を目指す。
- 2020年までに、新型湯治プラン（仮）の策定・普及を行った温泉地については、宿泊者数を1.3倍に増やすことを目指す。

イメージ

フォローアップ

○国立公園ステップアッププログラム2020の進捗管理と評価、支援及び有識者、関係省庁等との連携

水平展開

○8か所の国立公園における成果を全国の国立公園に水平展開

国立公園ステップアッププログラム2020の実施

ビューポイントの整備



展望地や自然歩道の整備

ビジターセンター等の再整備



IT等を活用した園地等の再整備と合わせた廃屋撤去
情報提供

地域協議会による合意形成

個別プログラム



広報戦略に基づく情報発信

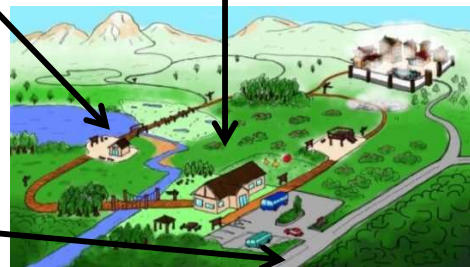


・外国人満喫ツアーコンテンツの発掘・磨き上げ
・ガイド・コーディネーターの育成

国立公園への誘導



誘導案内や入口標識の整備



温泉地活性化



魅力ある温泉滞在プランの策定



外国人等の滞在を増加



国立公園内をはじめとする温泉地へ展開



国立公園満喫プロジェクト等推進事業等（うち自然公園等事業費）

平成29年度要求額
10,114百万円（新規）
うち8,114百万円（8,113百万円）

背景・目的

国立公園等において自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、国立公園等の保護上及び利用上重要な事業並びに国民公園等の施設の整備・維持管理とともに、「明日の日本を支える観光ビジョン構想（平成28年3月）」を踏まえ、全国の国立公園等において、外客受入環境整備を早急に進める。

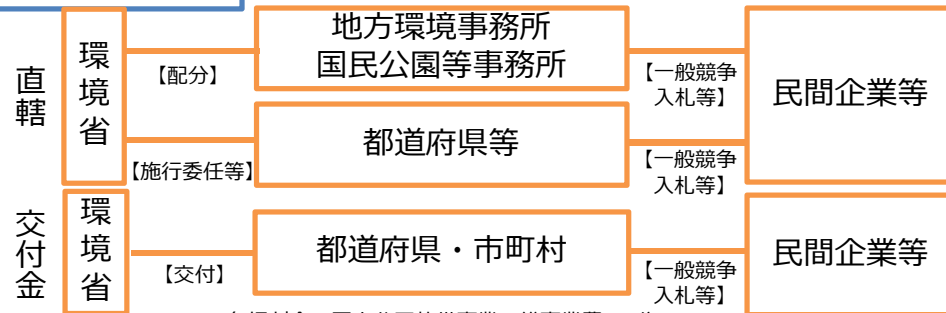
事業目的・概要等

事業概要

国立公園、国民公園等における施設整備や、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備等の支援及び、国が整備した施設や園地等の維持管理を行う。

- ・ 国立公園等整備費
- ・ 自然環境整備交付金
- ・ 自然公園等事業調査費
- ・ 国立公園等維持管理費
- ・ 営繕宿舍費

事業スキーム



負担割合 国立公園整備事業 総事業費の2分の1
国定公園等整備事業 総事業費の100分の45
※国民保養温泉地については総事業費の3分の1

期待される効果

自然公園等事業により、国立公園等における優れた自然風景地等の保護と利用を図るとともに、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供に寄与する。



【十和田八幡平国立公園】
園地整備



【西表石垣国立公園】
自然再生事業



【国指定浜甲子園鳥獣保護区】
保全事業



【鳥海国定公園】
木道整備



【皇居外苑】
外客受入施設等整備・維持管理



【国民保養温泉地】
滞在型利用環境整備支援



【国立・国定公園等】
外客受入施設等整備支援
（わかりやすい標識）



【国立・国定公園等】
外客受入施設等整備支援
（快適な展望地や散策路）

イメージ



日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費

平成29年度要求額
428百万円（450百万円）

背景・目的

日本には世界の人々を魅了する豊かな自然が多数存在

国立公園等の自然や自然に根ざした地域の文化は、観光資源等として極めて高い価値を有している。

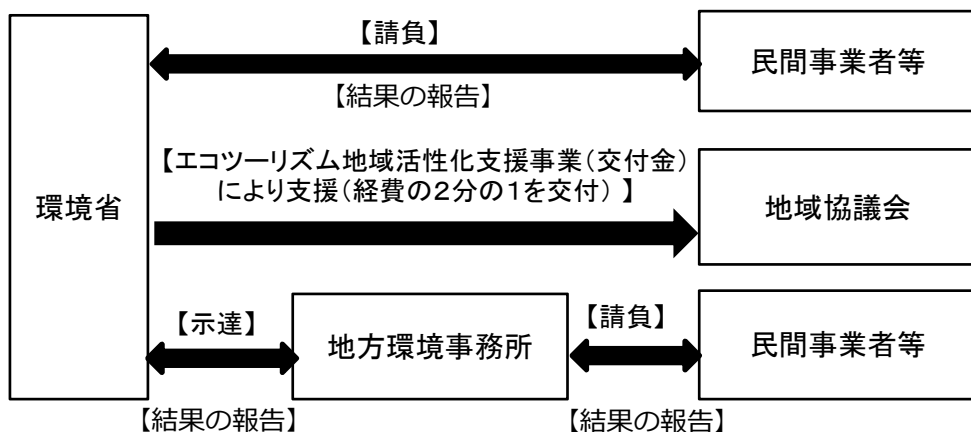
日本の自然を活かし、国内外から多くの観光客を呼び込み、地域を活性化。

事業目的・概要等

事業概要

- ①エコツーリズム、ジオパーク、ボランティア体制等における地域連携の強化と運営管理の抜本的向上
- ②子どもの自然体験活動の推進体制強化
- ③国立公園等における質の高い保護管理

事業スキーム



期待される効果

国立公園等の自然資源を保全し、これを活かした地域づくりに寄与することで、地方経済の活性化や地方の雇用機会を創出する。

イメージ



我が国は、観光資源等としてポテンシャルの高い豊かな自然を多数有する

魅力をさらに引きだすプログラム等を実施

① 国立公園等地域活性化促進連携事業

エコツーリズム、ジオパーク、ボランティア体制強化や協働型管理運営体制の導入により地域とともに利用推進。



② 国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業

国立公園等において、子どもの自然体験活動の推進体制及び受入体制を強化。



③ 日本の国立公園・世界自然遺産保護管理強化事業

貴重な自然環境は、国の資産。国立公園、さらには世界遺産として、質の高い保護管理を実施。



国立公園等の利用者増による地域の活性化及び雇用機会創出



希少種保護推進費

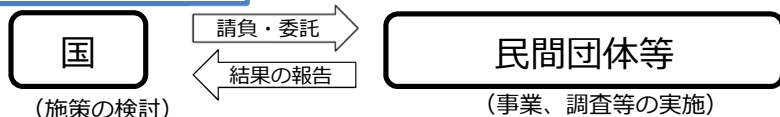
平成29年度要求額
463百万円（447百万円）

事業目的・概要等

背景・目的

生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、絶滅危惧種保全の推進に向けた基本的な考え方と早急に取り組むべき施策を示した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」が平成26年4月に策定された。本戦略に基づき、種の保存法の国内希少野生動物種の指定促進、保護増殖事業の実施等の取組みを通じて、絶滅のおそれのある野生生物の種の保存を図る。

事業スキーム



事業概要

- ・種の保存法に基づく保護増殖事業の実施（特定野生生物保護対策費）
- ・トキやツシマヤマネコ等の野生復帰の推進（希少野生動物野生順化特別事業費）
- ・レッドリストの作成・更新、国内希少野生動物種の追加指定の検討及び生息域外保全の推進等（希少野生動物種保存推進費）
- ・地域と連携した新規指定種等の保全対策の推進（希少野生動物種保全活動費）
- ・奄美大島、徳之島等における希少種保全のためのノネコ対策（希少種保全のためのノネコ対策事業費）

期待される効果

絶滅危惧種の個体数の減少を防止し、又は回復を図ることにより、種の絶滅を回避し、良好な自然環境を保全する。

レッドリスト等の作成・更新

（海洋生物についても2016年に公表予定）

野生生物の現状を把握する基礎資料として整備

イメージ



2020年までに新たに300種の新規指定

（2016年3月までに従前からの89種に加え86種を新規指定済み）

2013年種の保存法改正時の衆参附帯決議で求められた取組

各指定種の状況等に応じ、様々な保全対策を実施

■ 保護増殖事業の実施

調査、飼育繁殖、給餌、普及啓発、生息を脅かす要因の除去等保護増殖を図る優先度が特に高い種が対象（タンチョウ、ミヤコタナゴ、ウミガラス等）

さらに、特別な対策が求められている種、地域について、

■ 野生復帰を目指した順化特別事業の実施

トキ、ツシマヤマネコ、ヤンバルクイナ、ライチョウ等

■ 奄美大島、徳之島等におけるノネコ対策

世界遺産の価値であるアマミノクロウサギ等の保全

■ 地域等と連携した新規指定種の保全対策の実施

- ・地元関係者、企業等、多様な主体と連携し、より効果的に保全
- ・動植物園等と連携した生息域外保全の推進



我が国の野生生物の絶滅を回避



国際希少野生動植物種流通管理対策費

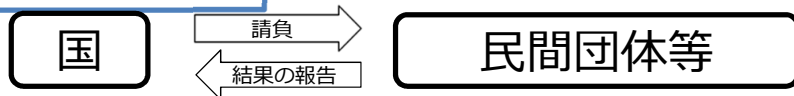
平成29年度要求額
42百万円（27百万円）

背景・目的

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」の科学当局としての責務を担うため、必要な科学的知見の集積及び関係機関への情報の提供を行う。

また、平成25年度に改正された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」の附則に、施行後3年を経過した場合、新法の規定を検討することとあることを踏まえ、国際希少野生動植物種の流通管理の施策の拡充を検討中。国際希少野生動植物の個体識別や登録票の更新制度の導入を想定していることから、登録データベースの改修、既登録データの電子化を行う。

事業スキーム



事業概要

- ・ワシントン条約の科学当局としての責務を担うための条約関連情報の収集、NDF判断のためのデータの収集等
- ・種の保存法の流通管理を適正に行うための普及広報、立入検査の実施
- ・種の保存法の届出電子システムの運用。登録票の更新制・個体識別導入に向けた、登録データベースの改修、既登録データの電子化

期待される効果

ワシントン条約の締約国としての責務を遂行するとともに種の保存法の改正後の施行準備を適切に実施することで、種の保存法に基づく国際希少野生動植物種の国内流通を適切に管理し、国際的に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図る。





遺伝子組換え生物対策事業

平成29年度要求額
25百万円 (21百万円)

背景・目的

カルタヘナ法（※）に基づき、遺伝子組換え生物の使用等の規制を行うとともに、最新の知見に基づく規制を実施するための情報収集や国民への情報提供を行い、我が国の生物多様性の確保を図る。

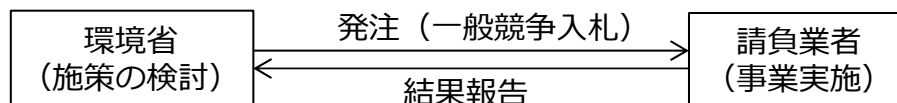
※遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律

事業概要

- ① 遺伝子組換え生物の使用等の承認にあたっての法に基づく学識経験者への意見聴取会合の開催
- ② (カルタヘナ法違反が疑われる場合等における) 立入検査等の実施
- ③ 遺伝子組換え生物に関する情報の収集、リスク評価手法の検討
- ④ 輸送中の種子のこぼれ落ち等に起因する野外での遺伝子組換え生物の生育状況監視
- ⑤ ホームページ（日本版バイオセーフティクリアリングハウス；J-BCH）の運営 等

事業スキーム

- ・ 上記①②③については国が直接実施。
- ・ 上記④⑤については、以下のスキームにより請負業者が実施。



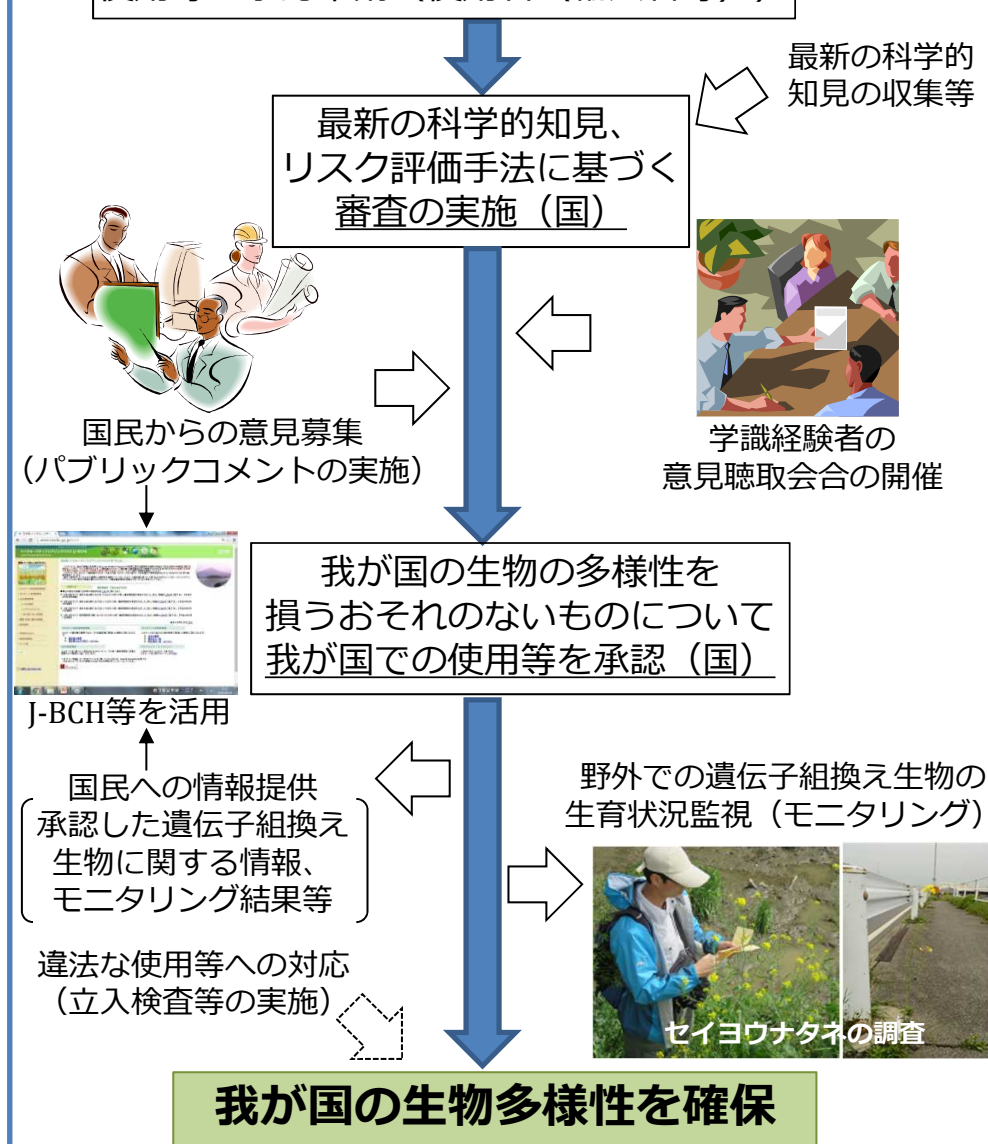
期待される効果

- ・ カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用等に係る審査・承認等の適正な実施
- ・ 野外での生息域が拡大するなど、既知の科学的知見では予測できなかった事態が発生した場合の早期発見・早期対応
→ 我が国の生物の多様性の確保
- ・ 国民に対する遺伝子組換え生物に関する適時・適切なタイミングでの情報提供

事業目的・概要等

遺伝子組換え生物の我が国における使用等の承認申請（使用者（輸入者等））

イメージ





西之島総合学術調査事業費

平成29年度要求額
33百万円（新規）

背景・目的

世界遺産である小笠原諸島の西之島は、2013年の噴火に伴って南東沖に新たな陸地が誕生した。

不毛の地から生態系が形成されていく過程を観察できる千載一遇のチャンスとして、国内外から注目を集めている一方で、自然改変や外来生物の持ち込みなどにより、その価値が損ねられる危険性があることから、早急に適切な保護担保措置を行う必要がある。

このため、西之島において総合学術調査を実施し、当該地の生態系の価値を判断し、当該価値を守るために必要な保護担保措置について検討を行う。あわせて、生態系の変化を記録するための長期のモニタリング計画を策定する。

事業目的・概要等

事業概要

○西之島における総合学術調査

自然環境に係る各分野の専門家による調査団を組織し総合学実調査を実施。あわせて、調査に係る計画や、調査後の分析評価、長期モニタリングに計画の策定等を行う学術検討会を実施。

○保護担保措置の検討に当たっての基礎的調査

保護区の必要面積に係る最新知見や事例収集、一般人の立ち入りの可能性やそのことによる生態系への影響に係る基礎的調査

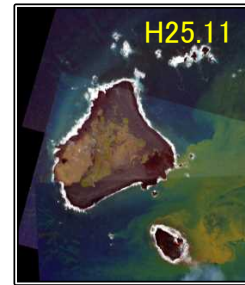
事業スキーム



期待される効果

- 拡大区域を含む西之島全域を保護区域に指定
- 世界自然遺産地域（小笠原諸島）への編入
- モニタリングサイトとしての厳正な管理

○ 噴火により南東沖に新たな陸地が誕生



0 0.5 1km

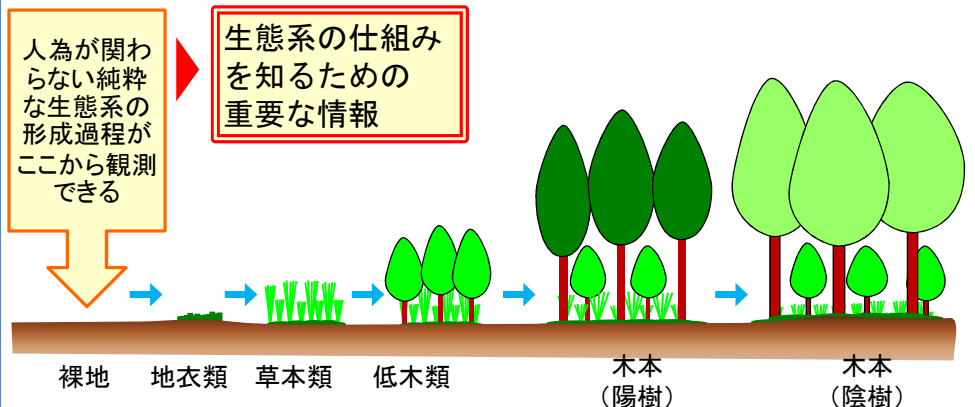
イメージ



撮影：
海上保安庁

出典：
海上保安庁HP

○ 生態系形成過程を一から観測できるチャンス



○ 当該地の価値を損ねないように厳正な管理が必要

島外からの生物（種など）の持ち込み、土地の改変などにより、本来の自然遷移を再現できなくなる可能性。



行為制限などを含む保護担保措置が必要



指定管理鳥獣捕獲等事業費

平成29年度要求額
1,500百万円 (500百万円)

背景・目的

- ニホンジカ及びイノシシによる自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化。
- 環境省と農林水産省は、2013年にニホンジカ・イノシシの個体数を10年後までに半減させる「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を発表。
- 捕獲数の大幅な拡大を図るため、鳥獣法の改正により、創設した指定管理鳥獣捕獲等事業を交付金により支援。
- 27年度において、ニホンジカは現状（23年度）の捕獲率の2.5倍の捕獲数（70万頭）が必要な状況にあり、また、高密度地域が広範囲に及んでおり、更なる捕獲の強化が必要。



事業概要

- 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき都道府県が実施する捕獲等を交付金により支援
- 対象鳥獣：指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）
- 対象者：指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県

交付対象事業	交付割合
① 実施計画策定等事業	➢ 事業費5,000千円を上限とする定額補助（ただし、定額を超えた分は事業費の1/2以内）
② 指定管理鳥獣捕獲等事業 ア 指定管理鳥獣捕獲等事業 イ ニホンジカ追加的捕獲重点管理事業	➢ アは、事業費の1/2以内（ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある県は、解除されるまでの間、事業費の2/3以内） ➢ イは、ニホンジカの捕獲を行う活動経費の一部を定額補助
③ 効果的捕獲促進事業	➢ 事業費10,000千円を上限とする定額補助
④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	➢ 事業費の一部を定額補助（ただし、定額を超えた分は事業費の1/2以内）

①、②イ、③の定額補助はH30までの時限措置

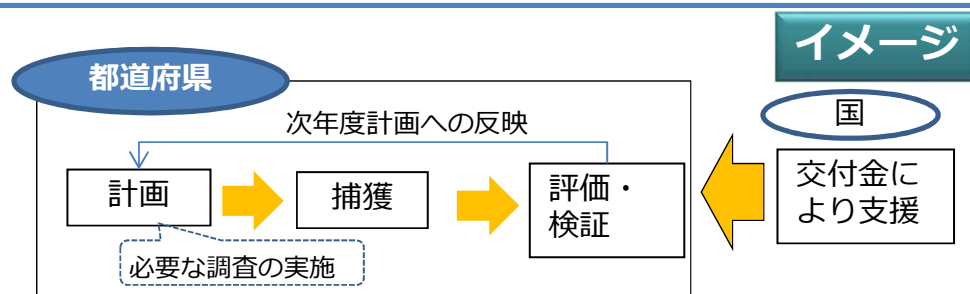
事業スキーム



期待される効果

- 都道府県による指定管理鳥獣の捕獲等を円滑かつ迅速に強化し、もって適正な指定管理鳥獣の管理を推進し、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与する。

事業目的・概要等



現状

- 指定管理鳥獣捕獲等事業は、市町村による捕獲が難しい奥山、鳥獣保護区、高標高地等の低密度地域における捕獲が中心のため、都道府県の捕獲目標は低く、また、捕獲数は低調。
- 一方、ニホンジカの高密度地域が拡大しているが、市町村や都道府県による捕獲が十分でない状況。

新たな課題

- ① 捕獲経験の少ない低密度地域における捕獲手法の確立。
- ② 急速に高密度地域が拡大しているニホンジカについて、集中的かつ広域的な個体群の管理を担う都道府県が、迅速に追加的捕獲を行う等、重点的な管理の強化が必要

拡充

効果的捕獲促進事業

- 効率の捕獲モデル・技術開発タイプ
- 市町村連携タイプ

新たな支援策

ニホンジカ追加的捕獲重点管理事業

- 市町村による捕獲が十分でない高密度分布地域において、追加的に捕獲を進めるため、都道府県が委託した認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲活動経費を定額補助

ニホンジカ、イノシシの生息頭数の半減に向けた捕獲を加速化



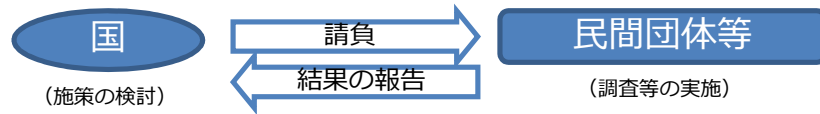
鳥獣保護管理強化総合対策事業費

平成29年度要求額
790百万円（768百万円）

背景・目的

- ニホンジカやイノシシ等による生態系、農林水産業、生活環境に係る被害が拡大・深刻化
 - ニホンジカについて現状の捕獲率では、2023年には2013年の約1.5倍まで増加
 - 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少
 - 国立公園等における生態系への影響の深刻化
 - 鳥インフルエンザ等の感染症発生時の対応
- ⇒担い手の育成等の鳥獣保護管理の強化に向けた総合的な対策が必要

事業スキーム



事業概要

- 鳥獣保護管理強化事業**
鳥獣保護管理のための担い手育成、特定鳥獣の実態調査・検討（希少鳥獣の保護・管理含む）、捕獲事業の推進
- 国立公園等シカ管理対策事業**
国立公園等におけるシカ管理体制の構築、シカ管理対策モデル事業の実施
- 鳥獣感染症発生時対策事業**
野生鳥獣に鳥インフルエンザ等の感染症が発生した際の調査・対策の適切な実施

期待される効果

- 鳥獣の捕獲等の促進とともに、感染症への適切な対応を図ることで鳥獣の保護及び管理が強化される

事業目的・概要等



イメージ

鳥獣保護管理強化事業

※赤字・下線は法改正、青字・下線は基本指針改訂に伴う事項。

担い手育成

- 狩猟免許取得促進
- 認定事業者の育成・支援、事業者の知見・技術向上 等

特定鳥獣の実態調査・検討

- ナベヅル・マナヅルの越冬地分散化の推進
- 希少鳥獣(ゼニガタアザラシ等)の保護・管理の推進 等

捕獲事業の推進

- 指定管理鳥獣の調査・指定検討
- ニホンジカ捕獲技術の検証等
- 捕獲情報収集システムの運用等
- 鉛中毒影響モニタリング 等

国立公園等シカ管理対策事業

- 国立公園等におけるシカ管理体制構築・シカ管理対策モデル事業の実施
- 広域対策の強化等に係る専門家活用

鳥獣感染症発生時対策事業

- 野生鳥獣に鳥インフルエンザ等の感染症が発生した際の調査・対策の適切な実施



改正鳥獣法（平成27年施行）や基本指針改定（平成28年秋）に伴う鳥獣の保護・管理の強化





外来生物対策費

平成29年度要求額
94百万円 (91百万円)

背景・目的

生物多様性条約第10回締約国会議で決議された「愛知目標」では、2020年（平成32年）までに、「侵略的外来種とその定着経路を特定し、優先度の高い種を制御すること」等が掲げられ、法律の改正、計画の策定等を推進。

- 外来生物法の改正（H26年6月施行）**
 - ・ 特定外来生物の対象への交雑種の追加
 - ・ 輸入品等の検査、特定外来生物が付着している輸入品等の消毒命令 等
- 外来種被害防止行動計画（H27年3月）**
 - ・ 国、地方自治体など各主体の役割
 - ・ 対策の優先度の考え方 等
- 生態系被害防止外来種リスト（H27年3月）**
 - ・ 侵略的外来種の特定
- アカミミガメ対策推進プロジェクト（H27年7月）**
 - ・ アカミミガメ対策の計画的な実施

これら法律、計画等の確実な執行、適切な運用を進め、愛知目標を達成し、外来生物による我が国の生態系等への被害を防止。

事業目的・概要等

イメージ

我が国の生態系に悪影響を及ぼす外来種への対応



事業概要

- 外来生物対策管理事業**
 - ・ 専門家による特定外来生物選定の会合
 - ・ 非意図的な導入対策にかかる調査・検討
 - ・ バラスト水に関するリスクアセスメント手法の検討
- 対策困難外来種防除計画策定調査**
 - ・ 日本中に蔓延し、対策が困難な外来種のアカミミガメの対策を検討

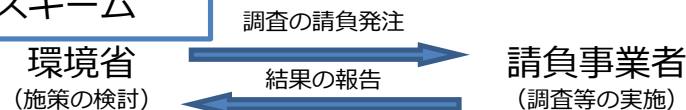
期待される効果

優先度を踏まえた特定外来生物の指定と計画的な規制等の実施

水際対策の強化などによる改正外来生物法の効果的な運用等

愛知目標の達成
我が国の生物多様性を確保

事業スキーム





特定外来生物防除等推進事業

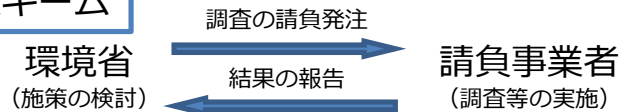
平成29年度要求額
486百万円（486百万円）

背景・目的

本来有する移動能力を超えて人為により海外から導入される外来生物の増加により、持ち込まれた地域の生態系等に被害が生じ、我が国の生物多様性損失の大きな要因となっている。これらの被害を防止するため、外来生物の防除を実施することが必要。

事業目的・概要等

事業スキーム



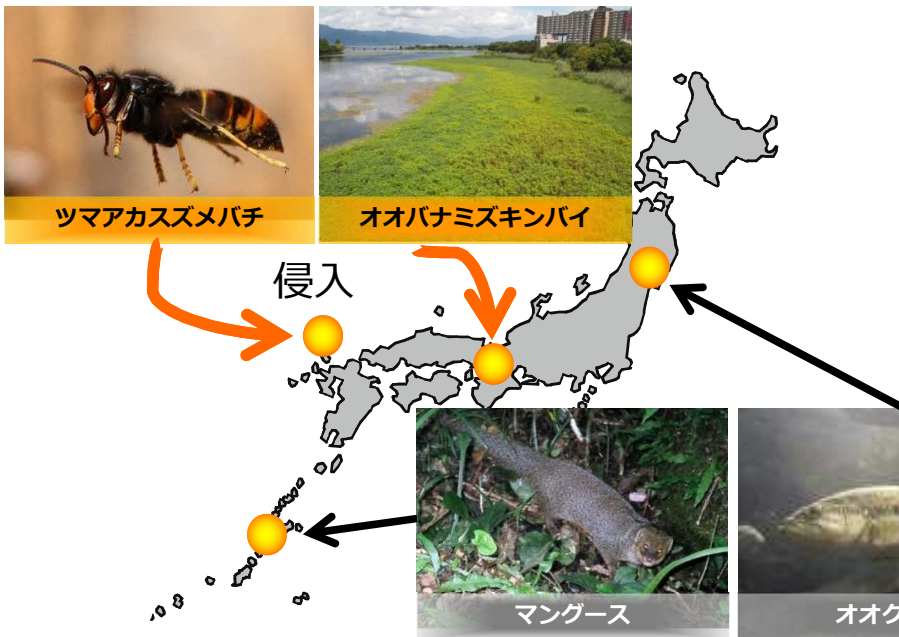
事業概要

我が国の生物多様性に重大な影響を及ぼす外来生物のうち、以下の3つの観点から優先度の高いものについて、防除（駆除など）を実施する。

- ① 特定外来生物防除直轄事業**
世界自然遺産候補地等の生物多様性保全上重要な地域における防除
- ② 侵入初期外来生物・交雑種緊急防除事業**
最も費用対効果の高い、国内（もしくは地域）侵入初期における緊急防除
- ③ 広域分布外来生物対策強化促進事業**
分布まん延期の外来生物の情報収集、共有など、関係機関との連携強化等

イメージ

② 侵入初期等緊急防除



③ 広域分布対策



期待される効果

外来生物の防除実施により、外来生物の生息・生育域の縮小及び密度の低下



希少種・生態系が回復するなど、我が国の生物多様性の保全を達成

① 特定外来生物防除



動物愛護管理推進費

平成29年度要求額
261百万円（207百万円）

背景・目的

- ◆動物愛護管理法
 - 平成25年9月に施行された改正法附則において、必要な措置を講じることとされており、調査・検討が必要
 - 地震等の災害を想定したペット飼養者への適正飼養意識の醸成及び自治体の受入れ体制強化
 - 都道府県等の収容施設に引き取られる犬及び猫の数は、平成26年度に約15.1万頭となっており、そのうち約10.1万頭が殺処分されている
 - 改正法を受けて策定された動物愛護管理法の基本指針に基づき、犬・猫の引取り数の削減、殺処分率の更なる減少等を目指す

主な事業概要

- 動物適正飼養推進・基盤強化事業【132百万円(102百万円)】
- 動物収容・譲渡対策施設整備費補助事業【119百万円(95百万円)】

事業目的・概要等

期待される効果

- 改正法の附則に係る措置についての調査・検討の推進
- 災害発生時における避難所でのペット受入れに関するトラブルを軽減し、適正飼養を実現
- 施設の改善を図ることにより、適正飼養の啓発の場の確保による引取り数の減及び返還・譲渡機会の増大が図られ、殺処分数、殺処分率の減少を図ることができる

事業計画

イメージ

動物適正飼養推進・基盤強化事業

動物収容・譲渡対策施設整備費補助事業

動物愛護管理法附則等に基づく調査・検討等

- 基本指針のフォローアップ調査
- 幼齢の犬猫を親等から引き離す理想的な時期に関する調査
- 販売される犬猫へのマイクロチップ義務化に向けた調査等

災害を想定したペット飼養者への適正飼養意識の醸成及び自治体の受入れ体制強化推進事業（新規）

- 飼い主の適正飼養意識の向上、避難所等におけるペット飼育規定の充実
- モデル事業の実施及び結果評価
- 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の改訂・フォローアップ等



保管施設の新築・改築・改修（増額）

（動物保護の観点から十分な保管スペース、電気・給排水設備、冷暖房設備等が必要）

動物収容・譲渡施設の新築、改築、改修の事業に対して、補助金を交付

- 交付先：都道府県、政令市及び中核市
- 補助率：1 / 2 以内





地域循環共生圏構築事業

平成29年度要求額
120百万円 (85百万円)

背景・目的

- 我々の暮らしは、自然の恵み（生態系サービス）によって支えられているが、人口減少や高齢化により、人と自然のつながりが希薄になり、これまでのきめ細やかな管理が困難になることにより、生態系が劣化し、全国民が享受する生態系サービスへの影響が懸念。
- 地域の自然資源のストック（自然資本）の持続的な管理手法とそれを支える仕組みを備えた「地域循環共生圏」を構築し、日本の豊かな生物多様性と、その恵みを持続的に次世代に継承していく「環境・生命文明社会」の実現を目指すもの。

事業概要

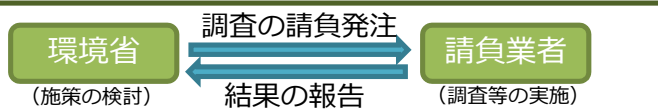
- ①自然の恵みとのつながりを可視化し評価する手法の開発
②資金や労力を確保するための方策検討、活動指針の策定
③自然の恵みをひきつぐ国民運動
- ボトムアップによって取組を進める新たな仕組みの構築

事業目的・概要等

期待される効果

- 生物多様性とそこから得られる恵みの次世代への継承
- 国土強靱化、健全な水循環の形成

事業スキーム



1. 自然の恵みをひきつぐ地域循環共生圏実現に向けた方策検討

イメージ

(1)自然の恵みの評価手法の開発 (H28-H30)



主要プログラムによる実証調査

①プログラムの効果の定量的評価→②プログラムの検証と評価手法の開発

8つの地域プログラム	
森林のメタボ解消・健全化プログラム	健康で心豊かな社会づくりプログラム
生態系を活用したしなやかな災害対策	鳥獣等から国土・国民生活を守るプログラム
江戸前などの地域産食材再生のための環境づくり	森里川海からの産業創造プログラム
トキやコウノトリなどが舞う国土づくり	美しい日本の風景再生プログラム

効果と地域間のつながりの見える化、生態系ごとのプログラムの組立・活用

3つの全国プログラム

森里川海の中で遊ぶ子どもの復活プログラム
森里川海の恵み見える化プログラム
森里川海と繋がるライフスタイルへの転換プログラム



(2)資金や労力を確保するための方策検討・指針の策定 (H28-H30)

資金メカニズム、ナショナルトラスト、地域間連携、地域資源を活用した流通システム、人材育成や雇用の環境づくり等の事例の収集・分析及び、これらを実現するための研究開発の実施や活動指針の策定

(3)自然の恵みをひきつぐ国民運動 (H28-H31)

戦略的な広報活動、民間企業との連携、シンポジウムの開催等により (1)(2)の成果の情報発信、国民の気運醸成

2. 自然の恵みをひきつぐボトムアップ型の仕組みの構築 (H30-H31) 全国協議会及び地域ブロック会議の設置



生物多様性保全推進支援事業

平成29年度要求額
75百万円(75百万円)

地域の多様な主体による自発的な活動が展開されることにより、国土全体の生物多様性を保全

これまでの支援内容

希少野生動植物種の保存

種の保存法に基づく、絶滅のおそれのある野生動植物の保護対策

※2020年までに新たに約300種の国内希少野生動植物種を指定予定。



外来生物対策

外来生物法に基づく特定外来生物の対策
※全国において特定外来生物が蔓延。交雑種などを新たに追加されている



重要地域の保全・再生

自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護法など法律等で指定された保護地域における保全再生



現在の支援の課題

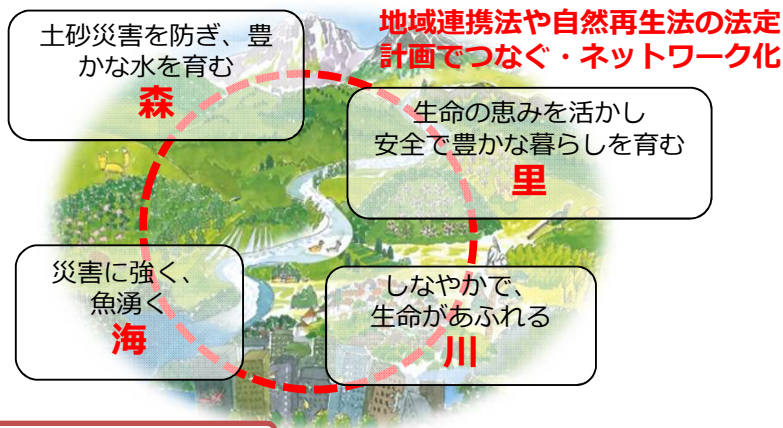
国内希少種・特定外来生物・国立公園等特定のものに限られ、非常に限定的。また、個々の取組支援であり、“点”の取組。

追加

支援対象事業の拡充

生態系ネットワークの構築

国のイニシアティブのもと、流域単位や広域連携等による森里川海の保全、自然再生、生態系ネットワークの構築に向けた地域の取組を支援する



追加する支援メニュー

- 森里川海のつながり確保や生態系ネットワークの構築を目的とした生物多様性地域連携促進法及び自然再生法に基づく計画の策定
- 上記の計画に基づく取組

事業内容

生物多様性保全推進支援事業（交付金：国費1/2以内）



交付金

地域生物多様性協議会

地方公共団体の他、地域住民、土地所有者、NPO法人、民間企業等で構成される

地域における生物多様性の保全・再生に資する先進的・効果的活動（下記①～④のいずれか1つ以上に該当するもの）

- ①国内希少野生動植物種等対策
- ②特定外来生物防除対策
- ③生物多様性保護地域保全再生
- ④流域単位や広域連携等による森里川海の保全再生、生態系ネットワークの構築（追加）



一般廃棄物処理施設の整備

平成29年度要求額
81,585百万円（51,240百万円）

事業目的・概要等

背景・目的

- 市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援している。
- 平成当初以降にダイオキシン類対策のため整備した廃棄物処理施設の老朽化に対応するため、新たな更新需要も踏まえ、循環型社会構築に寄与できる一般廃棄物処理施設の整備に取り組む必要がある。
- ごみ焼却施設を中心とする地域の廃棄物エネルギー利用のポテンシャルは高く、自立・分散型エネルギー拠点としての役割が期待できるとともに、施設の災害対応能力を強化することで、大規模災害時における地域の災害対応拠点としての役割も期待できる。

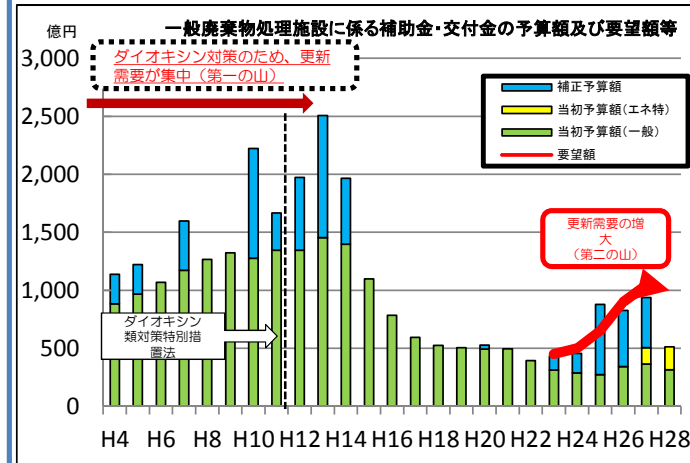
事業概要

- 市町村等が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである廃棄物処理施設の整備を支援。
- 更新需要の増大を踏まえ、施設の更新時期の平準化に資する施設の改良による長寿命化の取組を重点的に支援。併せて、高効率エネルギー回収及び災害廃棄物処理体制の強化に資する取組も重点的に支援。

期待される効果

- 老朽化した廃棄物処理施設の適切な更新を行う一方、施設の改良による長寿命化を図ることで、地域における安全・安心を確保。
- 地球温暖化対策や災害対策の強化により、地域における自立・分散型エネルギー拠点や災害対応拠点となる処理施設を構築。

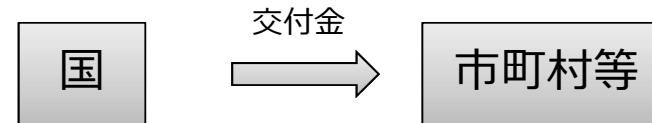
イメージ



＜廃棄物焼却施設・老朽化の現状＞
 全国1,162施設のうち
 築20年超：417施設
 築30年超：184施設
 築40年超：28施設



事業スキーム



【交付先】

市町村等（一部事務組合、広域連合、特別区含む）

【交付対象施設】

ごみ焼却施設、最終処分場、既存施設の基幹的設備改良事業、等

【交付率】

交付対象経費の1/3。ただし、一部の先進的な施設については1/2。



浄化槽整備の推進

平成29年度要求額
11,000百万円 (8,421百万円)

背景・目的

- 全国に、未だに約1,300万人が汲み取り便槽や単独処理浄化槽等を使用しており、**生活雑排水が未処理の状態。**
 - 3省（国交省、農水省、環境省）が連携し、自治体に対して汚水処理施設整備構想の見直しを要請し、**汚水処理施設の早期整備（10年概成）**を目指す中、各地域において集合処理整備区域から個別処理整備区域への計画見直しが進行中。
 - 浄化槽は①下水道と同等の処理性能②設置コストが安い③地震に強いなどの特徴があり、今後のその役割は増大。公共インフラとしての公設浄化槽の更なる普及も求められている。
 - 新設が禁止されている**単独処理浄化槽が、未だ約423万基**残っており、合併処理槽への**早期転換が大きな課題。**
- ⇒浄化槽の整備推進を図り、**地域の水環境を保全し、自立・分散型の地域社会の構築**を目指す。

事業概要

- 浄化槽設置整備事業（個人設置型）
 - ・ 通常事業（交付率1/3）
 - ・ 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（1/2）
- 浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）
 - ・ 通常事業（1/3）
 - ・ 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（1/2）
 - ・ 公的施設単独処理浄化槽集中転換事業（1/3,1/2）

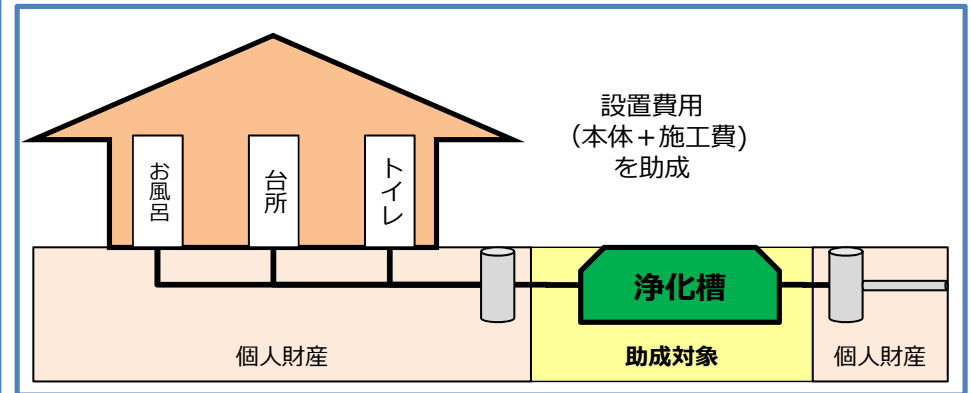
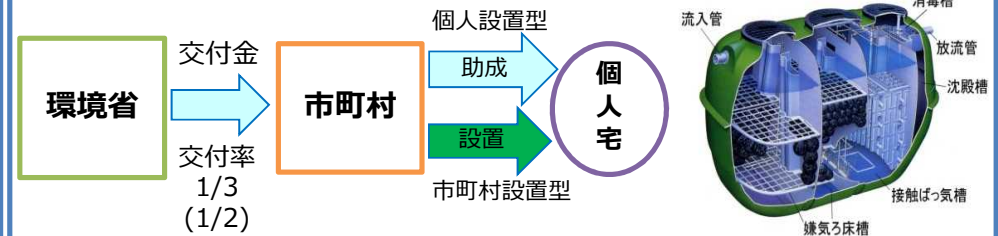
新・地域くらしの水環境整備促進モデル事業（1/2）

改・市町村相互間の広域・共同化を実施する場合の基数要件緩和

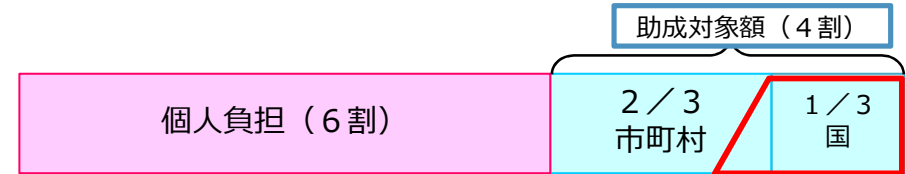
期待される効果

- 汚水処理未普及が解消され、地域の水環境保全が図られるとともに、地域での快適な暮らしが確保され、**地方創生に大きく寄与**
- 浄化槽を活かした災害に強いまちづくりを推進、**国土強靱化に貢献**

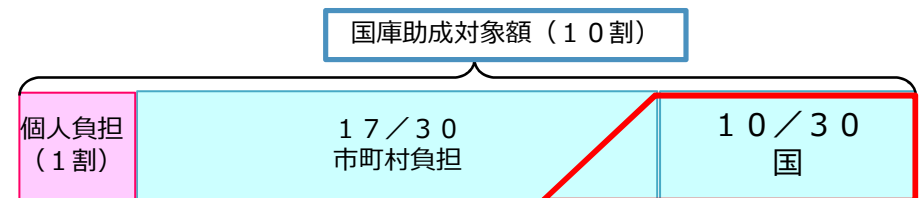
事業スキーム



○浄化槽設置整備事業（個人設置型）



○浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）





大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業

平成29年度要求額
872百万円（4百万円）

事業目的・概要等

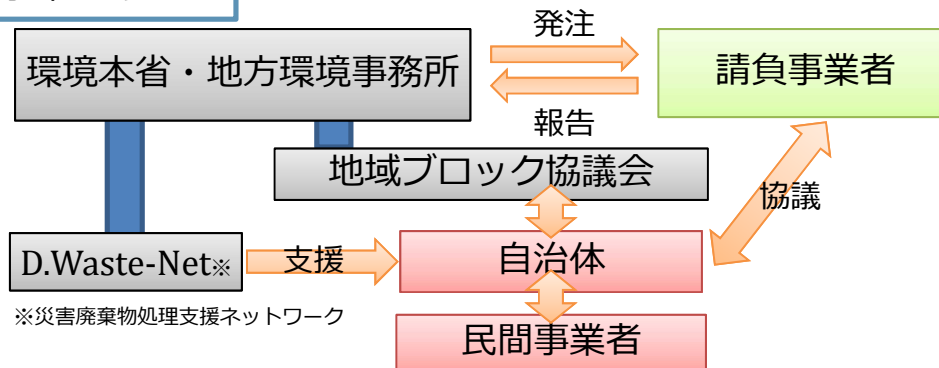
背景・目的

- 本年4月に熊本地震が発生し、熊本県及び大分県を中心に大きな被害が発生し、100万トンを超える量の災害廃棄物が発生している。また昨年は9月に関東・東北豪雨災害が発生し、茨城県や栃木県、宮城県において大きな被害が発生し、今もなお災害廃棄物処理が実施されている。このように毎年のように激甚な災害が発生し、その都度さまざまな課題への対応が求められている。
- 東日本大震災を超える規模の首都直下地震や南海トラフ巨大地震の発生も懸念されており、骨太方針2016においても重点事項とされている国土強靱化の観点からも災害廃棄物処理システムの強靱化の一層の推進が必要とされている。

事業概要

- 大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築
 - 1) フォローアップと継続的な発信
 - 2) 自治体レベルの取組の加速化
 - 3) 地域ブロック単位での広域的な災害廃棄物連携体制の整備
 - 4) 全国レベルでの広域的な災害廃棄物連携体制の整備

事業スキーム



イメージ

1) フォローアップと継続的な発信

- 毎年のように発生している大規模な災害の分析
- 災害廃棄物対策に関する継続的な情報発信



2) 自治体レベルの取組の加速化

- 災害廃棄物対策指針の改定
- 自治体レベルの取組加速化のためのモデル事業
 - ①複数市町村による災害廃棄物処理計画策定モデル事業
 - ②災害時処理困難物適正処理モデル事業
 - ③災害廃棄物分野のBCP策定及び図上演習モデル事業



3) 地域ブロック単位での広域的な災害廃棄物連携体制の整備

- 大規模災害時における災害廃棄物対策行動計画作成
- 地域ブロック協議会の設置、協議

4) 全国レベルでの広域的な災害廃棄物連携体制の整備

- 混合廃棄物の処理フロー、広域輸送、広域的施設の活用
- D.Waste-Netを通じた専門家の派遣体制の維持、充実



期待される効果

- 事前に災害時の対応体制（必要な廃棄物処理施設の整備を含む）を整備することにより、災害発生時において、国民の生活環境が保たれ、早期の復旧・復興につながる。



富山物質循環フレームワーク等国際動向を踏まえた次期循環型社会形成推進基本計画等検討事業

平成29年度要求額
114百万円（51百万円）

背景・目的

- ・本年度我が国で開催されたG7富山環境大臣会合において、資源効率性に関する共通ビジョン及びG7各国による様々な3R行動を盛り込んだ「**富山物質循環フレームワーク**」を策定し、G7伊勢志摩サミット首脳宣言において支持されている。
- ・また、昨年度国連で決定された**SDGs(持続可能な開発目標)**では、そのGoalの1つとして、資源の持続可能な管理及び効率的な使用の達成を謳っている。
- ・さらに、**UNEPの国際資源パネル**（IRP=気候変動におけるIPCCに相当）による資源生産性向上に向けた政策決定者向けサマリーや**OECD**による政策ガイダンスの報告書がとりまとめられている。
- ・このように、資源生産性・3Rへの取組が世界的な潮流となっている中で、中長期的な観点からの次期循環型社会形成推進基本計画の検討や新たな施策、国際的な取組の強化を図っていく。

事業概要

(1) 富山物質循環フレームワーク等を踏まえた次期循環基本計画策定事業

- ①2050年・2030年の循環型社会検討とモデルによるシナリオ分析
- ②循環型社会を実現するための具体的な目標・指標の検討
- ③目標・指標を達成するための個別政策の検討
- ④循環型社会の形成による経済・社会便益分析

(2) 資源効率性・3Rの抜本強化に向けた新政策ロードマップ策定

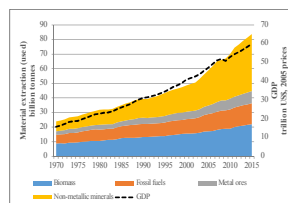
- ①ライフサイクル全体を踏まえた環境負荷評価・認証等
- ②ストック資源の質・量の向上に向けたロードマップ等
- ③バイオマスプラスチック等再生可能資源利用促進ロードマップ等
- ④IoT(Internet of Things:モノのインターネット)やAI(artificial intelligence:人工知能)など、技術革新を踏まえた資源効率性向上のポテンシャル分析

(3) 廃棄物処理等に関わる中長期行動指針の策定

- ①一般廃棄物処理の現状や取り巻く環境の整理・分析
- ②一般廃棄物処理に関する中長期行動指針(ビジョン)の策定検討

(4) 富山物質循環フレームワークフォローアップ事業

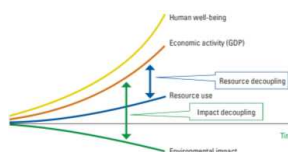
- ①G7アライアンスの開催等を通じた富山物質循環フレームワーク全体のフォローアップ
- ②各国の政策を更に後押しするための国際的な共通理解の醸成
- ③非G7国へのアウトリーチ



【世界の物質採掘量とGDPの推移】

世界の物質採掘量(色塗部分)は増加し続けており、2000年以降、GDP(点線)を上回るペースで増加しているように見える。世界の物質採掘量は2050年に現在の2倍以上の1,830億トンに達すると予測される。

出典：UNEP (2016)、UNSD (2015)



【デカップリング(資源利用と経済成長の分断)】

持続可能な開発と、パリ協定などの気候変動対策実現のためには、経済成長と資源消費・環境負荷のデカップリングが不可欠。

出典：UNEP (2011)



【SDGsのうち天然資源の持続的利用に直接依存する目標】

IRPによれば、SDGsの17のGoalのうち、12のGoalの達成が資源効率性向上の取組に依存。

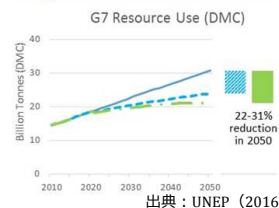
出典：UNEP (2016)



【フレームワークにおける共通ビジョン】

地球の環境容量内に収まるように天然資源の消費を抑制し、再生材や再生可能資源の利用を進めることにより、ライフサイクル全体にわたりストック資源を含む資源が効率的かつ持続的に使われる社会を実現。

資料：橋本征二ほか「循環型社会像の比較分析」より環境省作成



【G7諸国におけるシナリオ予測】

資源効率政策の導入により、気候変動対策と兼ね合わせることによって2050年におけるG7の資源採掘量を最大31%削減できる。

既存トレード 資源効率政策 資源効率政策+気候変動対策 (2℃目標)



食品廃棄物等リデュース・リサイクル推進事業費

平成29年度要求額
80百万円（35百万円）

背景・目的

平成27年7月に策定された食品リサイクル法の新たな基本方針、同年10月の国連持続可能な開発目標（2030年までに小売・消費レベルでの世界全体の一人当たり食料廃棄を半減）等を踏まえ、特に食品リサイクルが低調な食品小売業者・外食産業についての再生利用等実施率の向上のほか、家庭系食品ロス・食品リサイクルの実態把握の促進・優良事例の展開のための施策を講じる必要がある。

一方、平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不適正な転売事案を受けて、食品関連事業者による転売防止対策に関する省令改正等を行うとともに、食品リサイクル事業者への指導を強化する必要がある。

事業概要

- 食品リサイクル法に基づく安全・安心な3R促進事業(13,650千円)
 - 食品関連事業者の発生抑制・再生利用等の取組実態調査を実施。
 - 食品関連事業者等による再生利用等促進のための情報整理事業を実施。
- 食品関連事業者による取組支援事業(31,446千円)
 - 食品廃棄物の転売防止対策の観点から、信頼性の高いリサイクル事業者を選択するよう促すため、優良事業者を評価するための客観的な基準を作成するのに必要な調査を実施。
 - 各地域におけるリサイクルループ形成促進や登録再生利用事業者の育成等のため、リサイクルループ等の事業の実施状況・事業化動向調査、事業者・自治体向けのセミナー等を活用したマッチングを実施。
 - 食品関連事業者及び登録再生利用事業者等への指導を強化。
- 地域力を活かした食品ロス削減等促進事業(35,203千円)
 - 食品ロス・リサイクルに係る市町村の取組状況の実態調査を実施するとともに、市町村における、家庭系食品廃棄物・食品ロスの排出状況の実態把握や、3R見える化ツールなどを活用した家庭系食品ロス削減取組を支援。
 - 学校給食等の実施に伴い排出される廃棄物の3R促進のモデル事業を実施。

事業目的・概要等

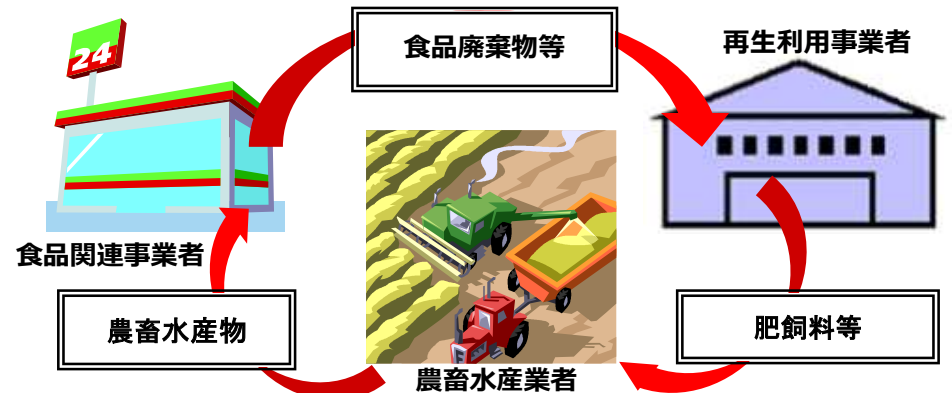
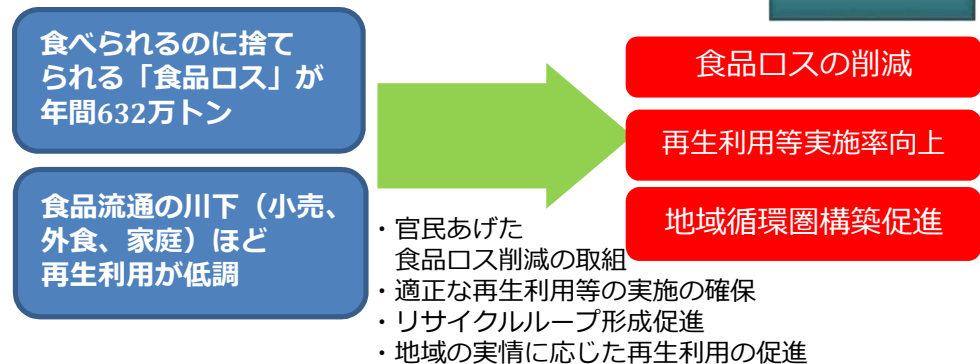
事業スキーム



期待される効果

家庭・学校給食等から排出されるものも含めた食品ロスの実態把握が進み、食品ロス削減の先進事例の共有が図られる。また、食品リサイクル法基本方針に基づく食品関連事業者の再生利用等の実施率が向上するとともに、地域循環圏の構築が促進される。

イメージ





ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業

平成29年度要求額
97百万円（100百万円）

背景・目的

○電子マニフェストとは

マニフェストの記載内容を電子データ化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりする仕組みにより、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理し、排出事業者としての処理責任を徹底し、不法投棄等を防止するためのもの。

不適正事案の発生

本年1月、産業廃棄物処理業者による食品廃棄物の不適正転売事案が発生。当該処理業者は電子マニフェストで虚偽報告をしていたが、現行システムにこれを検知する機能がなかったため、看過されていたもの。

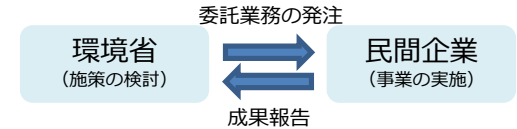
事業概要

- 電子マニフェストシステムの機能強化
- 電子マニフェスト普及啓発事業の実施

期待される効果

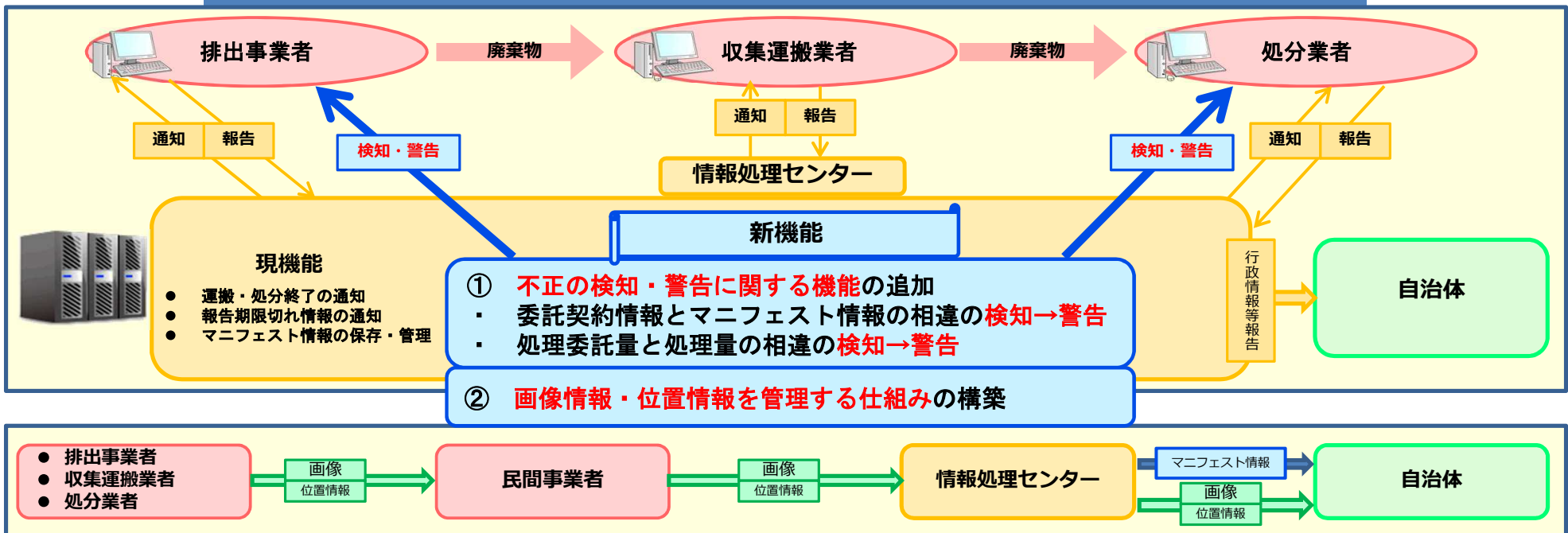
- 廃棄物処理システムの透明化、法令遵守の徹底等が可能となり、排出者責任の確保及び不法投棄の未然防止に寄与。

事業スキーム



不正事案の防止及び排出事業者の処理責任の徹底へ向けた電子マニフェストシステムの機能強化が重要課題

食品廃棄物の不適正転売事案を踏まえた電子マニフェストシステムの機能強化



電子マニフェスト普及啓発事業の実施

- 研修会（電子マニフェストの仕組み、メリット、導入事例等を説明）及び操作説明会（システムの実際の画面を使用し、操作方法を説明）の開催、利便性の改善へ向けたシステムの改修等の検討
- 別途電子マニフェスト加入の義務化を検討

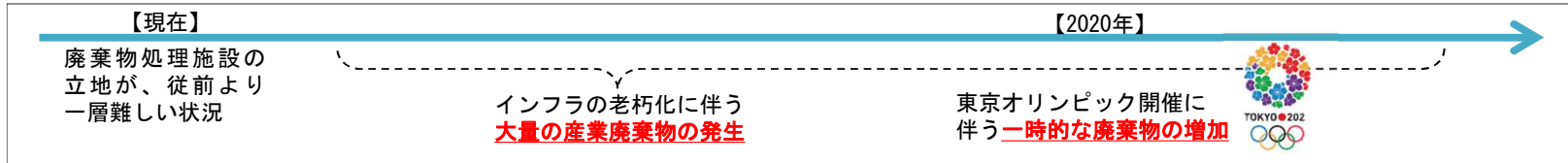


産業廃棄物処理業のグリーン成長・地域魅力創出促進支援事業

平成29年度要求額
100百万円（100百万円）

背景・目的

廃棄物処理業は社会に不可欠な産業であるものの、施設設置の適地が限られていることや設置に当たっての住民合意の取得の難しさなどが課題となっている。一方、今後、インフラの老朽化に伴う産業廃棄物の大量発生や東京オリンピック（2020年）の開催による廃棄物の一時的な増加が見込まれる。産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処理業を、循環型社会の中核として地域社会からの要請に応え、これまで以上に社会的信頼を得られる「環境産業」とも呼ぶべき産業廃棄物処理業へと転換すること（グリーン成長）が喫緊の課題となっている。

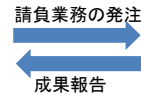


事業概要

地域社会への貢献や国際展開等を含めた産業廃棄物処理業の振興策の検討

事業スキーム

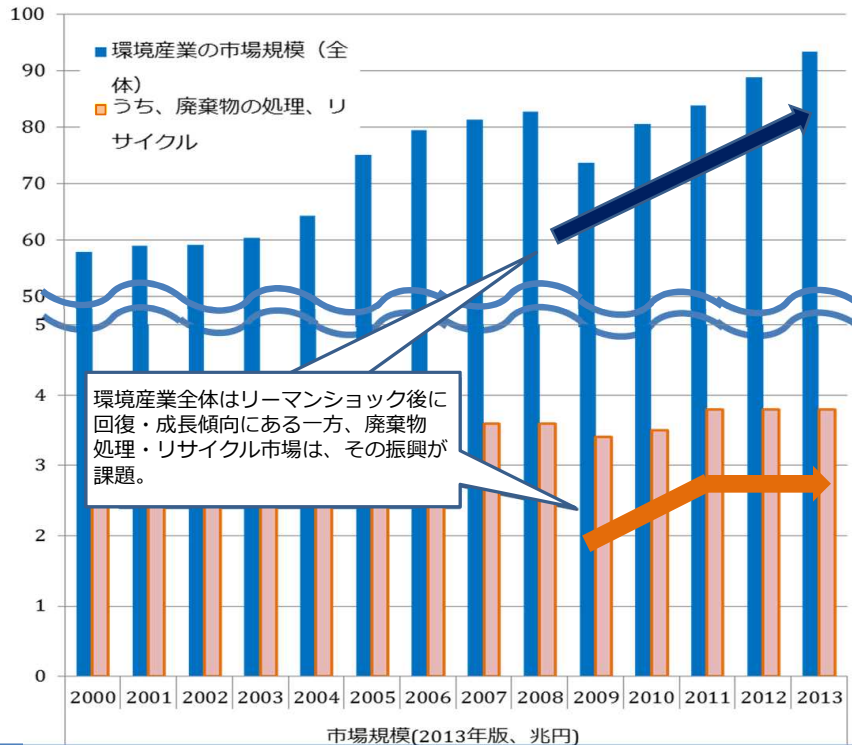
環境省
(施策の検討)



民間企業
(事業の実施)

期待される効果

- ・産業廃棄物処理業のグリーン成長
- ・高度化・優良化
- ・地方創生
- ・循環型社会の形成
- ・地球温暖化対策



	H28	H29	H30	H31
産業廃棄物処理ビジネスの振興策支援				
産業廃棄物処理業の経営戦略作成支援				
産業廃棄物処理業の付加価値の検討				
低炭素型産業廃棄物処理のポテンシャルの検討・BAT/BEPリストの作成				
マニフェスト等産業廃棄物処理に係る情報の更なる活用に向けた検討				
排出事業者と産業廃棄物処理業者とのマッチングを通じた3Rの推進				
海外展開の促進				
食品残さ等を扱う優良な産廃処理業者の育成				
地域社会に貢献できる産業への転換支援				
地域の魅力創出への貢献策の検討				
担い手の確保及び技術労働者の育成支援				
産業廃棄物処理振興ビジョンの策定				
優良産廃業者に関する情報発信				
優良産廃業者に関する情報発信				



化学物質緊急安全点検調査費

平成29年度要求額
248百万円（223百万円）

背景・目的

2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）で合意された目標（WSSD2020年目標）に向けて、工業用化学物質の安全性を緊急的に点検し、国民の暮らしの安心の基盤となる化学物質対策を実施する。また、平成21年の化審法改正時の附則に基づき、改正法施行5年目（平成28年4月）の見直しに向けた所要の検討を行う。さらに、WSSD2020年目標のための国際戦略（SAICM）に重点分野として位置づけられた途上国の能力向上のための支援について、環境大臣間で署名した環境協力の覚書に基づき現地での講習等を実施する。

事業概要

① 上市後化学物質のリスク評価の加速化等

既存の試験法では有害性評価が困難な物質について試験法の検討、複雑な組成からなる混合物（例：石油由来化合物等）の評価手法の検討等を実施することにより化審法に基づくリスク評価を加速化する。

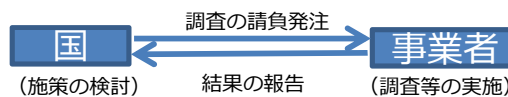
② 化学物質審査等の規制改革の推進

施行5年目の見直しに向けて化審法の施行状況を点検し、化学物質のリスクの最小化による安全・安心の一層の確保に向け、我が国の実態に則した具体的な措置を検討し、中央環境審議会等での審議に供する。その際、国民の安全・安心の確保のためのセーフティネット確立と、規制合理化や国際基準調和の推進による我が国事業者の競争力向上との両立を目指す。

③ アジア諸国の化学物質対策能力向上促進

我が国とインドネシア・ベトナムの環境大臣間の覚書に基づき、化学物質の製造規制・排出規制を含めた政策パッケージについて、我が国の知識・経験や手法を伝達して両国の能力向上に資するため、実務者を現地に派遣し、行政官等を対象に講習を行う。

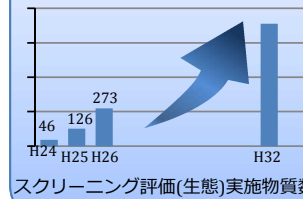
事業スキーム



期待される効果

・化審法に基づくリスク評価の加速化を実施し、リスクを低減すべき物質を特定する。

上市後化学物質のリスク評価の加速化等



(1) 生態毒性試験困難物質の試験法検討事業

疎水性・難水溶性等の評価が困難な化学物質について、新たな毒性試験法を検討・確立。また、事業者向け説明会の開催により、事業者に生態毒性試験の実施を促す。

(2) リスク評価単位グループ化検討事業

複雑な組成からなる混合物（石油由来化合物、界面活性剤等）などについて、海外での具体的な評価事例や既存の知見を収集し、生態毒性の評価手法を構築する。

化学物質審査等の規制改革の推進

○化学物質の用途・使用方法に応じた対策

・化学物質の用途や使用方法に応じた一層のリスク管理措置、情報伝達手法を検討・確立（例：環境への排出を抑制すべき物質に係る情報伝達など）

○化学物質含有製品への対策

・高懸念の化学物質を含む製品等のリスクの評価手法や規制手法を検討（化学物質を使用した製品の製造・使用・廃棄などライフサイクル全体を踏まえた対策の確立）

○新規化学物質審査制度の一層の合理化

・産業界からの合理化要望の是非・セーフティネットのあり方を検討
〔H29年度からは、少量新規制度（全国・個社10トン以下）に加え低生産量新規制度（全国・個社10トン以下）も検討〕

○産業界のリスク評価・リスク管理の促進

・化学物質の取扱い・排出実態の把握、産業界のリスク評価・リスク管理促進のための具体的な手法の検討、事業者用マニュアル等の整備、国による産業界の取組の評価手法等を検討

中央環境審議会等での審議結果を受けて、必要に応じて法改正や政省令改正及び各種規定の整備等による運用改善を行う。

アジア諸国の化学物質対策能力向上促進

目的：現地での講習会等の開催等により、相手国の化学物質対策能力の向上を促進し、アジアにおける適正な化学物質対策の実現を図る。

講習の主な議題：

- 当該国における化学物質対策の現状と課題
- 化学物質対策に関する日本の知識と経験
- 化学物質のリスク評価手法

講習開催実績：ベトナム（H23～ 5回開催）

インドネシア（H26～ 2回開催）

講習参加者：相手国政府の関係各部署、地方自治体、その他行政関係者





化学物質環境実態調査費及びPRTR制度運用・データ活用事業 (うち、化学物質環境実態調査費)

平成29年度要求額
569百万円 (449百万円)
うち、367百万円 (319百万円)

背景・目的

化学物質審査規制法（化審法）における規制対象物質の選定、化学物質排出把握管理促進法（化管法）における届出対象物質の選定、環境リスク初期評価などの、化学物質対策を推進するために必要となる、基礎データ（化学物質の残留状況）を得るための調査である。

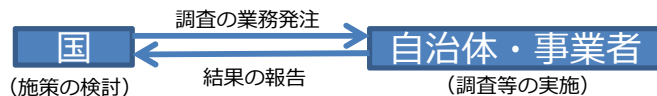
さらに、国際的な関心が高まっている環境中の医薬品等（PPCPs）についても実態を調査し対応の必要性を検討する。

事業概要

環境省内の化学物質管理施策を行っている部署から要望があった物質について、分析法を開発し、全国各地の一般環境での環境媒体（水質、底質、大気、生物等）を採取・分析し、調査物質の残留実態を把握する。

調査結果については、精査・解析を行い、要望を受けた部署にフィードバックし、各種の化学物質対策関連の施策に活用される。

事業スキーム



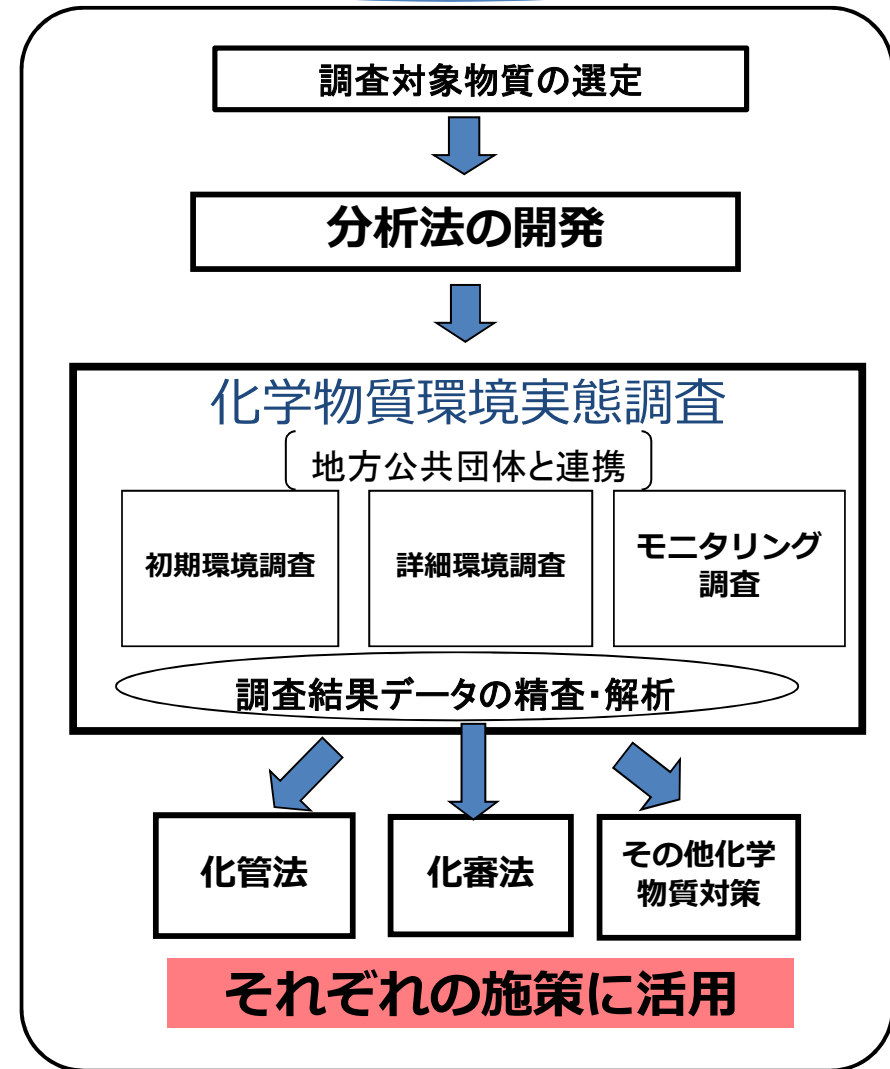
期待される効果

有害性の高い化学物質の環境汚染状況を速やかに把握することにより、環境リスクの評価・管理を促進し、環境リスクを削減させるとともに、化学物質による環境汚染の未然防止にもなる。

事業目的・概要等

イメージ

化学物質環境実態調査の体系



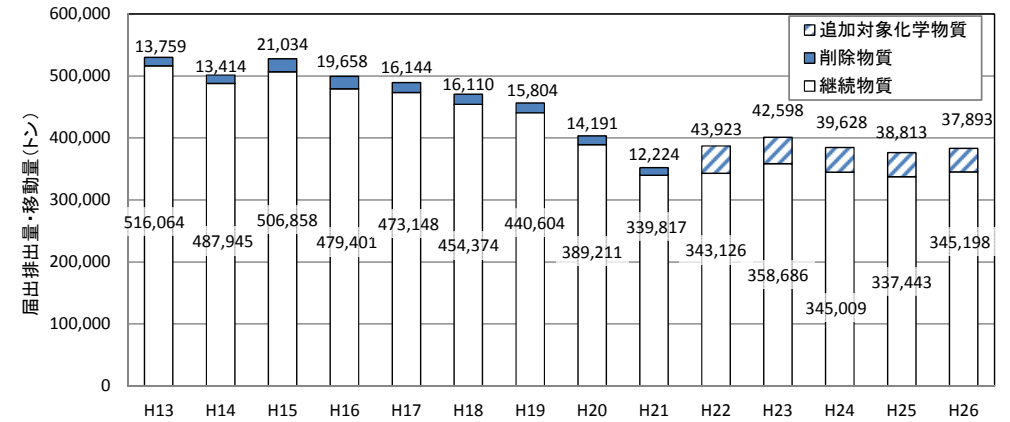


化学物質環境実態調査費及びPRTR制度運用・データ活用事業 (うち、PRTR制度運用・データ活用事業)

平成29年度要求額
569百万円 (449百万円)
うち、202百万円 (130百万円)

背景・目的

- 化学物質排出把握管理促進法（化管法）に基づくPRTR制度は、これまでの「規制的手法」に代わる「情報的手法」として、環境汚染の未然防止と事業者の自主的な化学物質管理の促進に効果を上げてきたが、制度の定着に伴い、一層の対策の推進が重要。
- 平成28年度より制度見直しに向けた検討経費を計上しているが、規制改革会議に登録されている規制見直し時期（平成30年）を踏まえ、検討を加速していく必要がある。
- WSSD2020目標の達成に加え、2020年オリンピック・パラリンピックの開催、2030・2040年代を見据えて必要な対策についても検討を行う。



【届出排出量・移動量の経年変化】

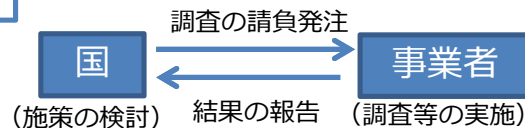
事業概要

化管法の制度見直しに関する検討

- 以下のような具体的な観点に着目し、制度見直しの検討を加速化する。
【PRTR制度】 施行状況(正確性、自主管理の改善)・対象物質・対象事業者要件・届出事項・未届け事業者に対する対応・届出排出量等の把握手法・届出外排出量の推計手法・リスクコミュニケーション・多面的利用
【SDS制度】 履行状況、GHSとの整合
- 検討には、国民・現場行政の期待、諸外国・地方公共団体の動向、事業者にとっての負担と便益等を考慮する。
- 検討結果のアウトプットとして、制度の改良に加え、共有情報の充実(分析法、応急措置等)により環境保全上の支障を未然に防止することも念頭に置く。
- 特に対象物質の見直しについては、候補物質や情報源の拡充の必要性を踏まえた選定の検討を行う。

※**化管法の着実な運用**に加え、**届出事業者による算出方法の改善やPRTR届出の促進に向けた実態調査**を行う。

スキーム



期待される効果

- 平成32年（2020）年の施行を見据え、平成30（2018）年までに制度に係る必要な見直しを行い、WSSD 2020年目標の達成に貢献。



土壌汚染対策費

平成29年度要求額
311百万円(288百万円)

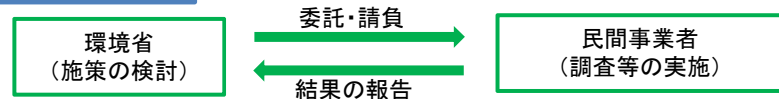
背景・目的

- 平成21年の土壌汚染対策法の改正により、汚染土壤のある土地について、区域を分類して指定し(要措置区域、形質変更時要届出区域)、要措置区域における措置や、搬出される汚染土壤の処理施設での処理を義務づけるなど、リスク管理を推進。
- 一方で、土壌汚染が存在する可能性がある土地における調査がすみやかに行われていなかったり、健康被害が生ずるおそれがある区域における対策内容や施工方法の確認が不十分なケースが存在。また、自然由来等の基準不適合土壤についても、人為由来と同様に汚染土壤処理施設での処理が義務づけられており、人の健康へのリスクに応じた規制とすべきという要望がある。

事業概要

- 適正な土壌汚染調査・対策の推進
 - ・土壌汚染が存在する可能性がある土地における調査方法、調査結果報告書、措置実施計画、措置完了報告等に係る調査・対策ガイドラインの改訂等。
 - ・土壌汚染有害物質の基準、土壌溶出量試験等の見直し等。
- 汚染土壤の適正処理推進、自然由来基準不適合土壤等の活用の推進
 - ・自然由来等基準不適合土壤の活用に係る土地ごとの評価方法の確立、評価マニュアルの作成等。
 - ・汚染土壤の処理に係るガイドラインの改訂等。
- 指定調査機関、技術管理者等の能力向上の推進
 - ・技術管理者の役割強化を踏まえた指定調査機関に係るガイドラインの作成、技術管理者試験・講習の実施。
 - ・指定調査機関や自治体を対象とした説明会、研修の実施。

事業スキーム



期待される効果

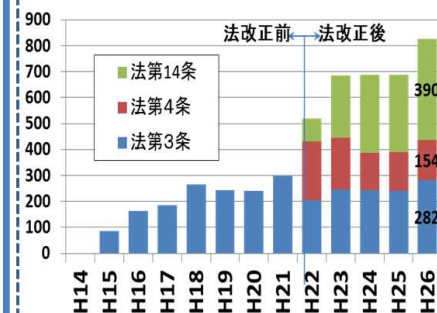
- 汚染のおそれがある土地や人の健康影響を及ぼすおそれがある土地の調査・手続きの強化・迅速化
- 汚染土壤の現場管理・活用の推進等、含有する特定有害物質のリスクに応じた管理の適正化

事業目的・概要等

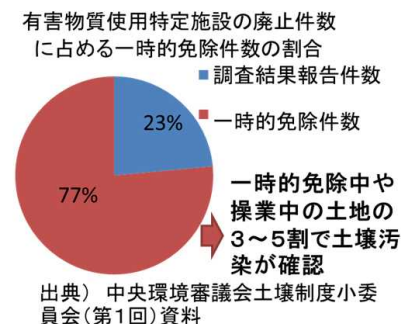
イメージ

土壌汚染対策法の施行状況等

調査結果報告件数の推移



土壌汚染のおそれの存在



土壌汚染対策の今後の方向性

(現在、中央環境審議会で審議中)

○汚染のおそれがある土地や人の健康影響を及ぼすおそれがある土地の調査・手続きの強化・迅速化

- ・一時的免除中・操業中の事業場の土地における調査
- ・調査手続きの迅速化
- ・調査対象範囲の適正化 等



原位置における浄化の例

○汚染土壤の現場管理・活用の推進等、含有する特定有害物質(自然由来を含む)のリスクに応じた管理の適正化

- ・要措置区域内で行う措置に関する計画の届出
- ・自然由来や埋立材由来の基準不適合土壤の活用の推進
- ・要措置区域及び形質変更時要届出区域における認定調査の合理化
- ・汚染土壤処理施設に対する監督の強化 等



子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）

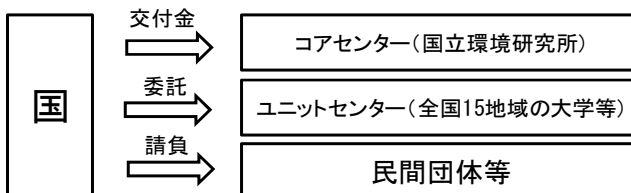
平成29年度要求額
5,606百万円(4,462百万円)

事業目的・概要等

背景・目的

子どもの健康に環境化学物質が与える影響が解明されておらず、子育てへの不安が広がっている。その解明のため、大規模な疫学調査が必要。

事業スキーム



事業概要

エコチル調査とは、胎児期から小児期にかけての化学物質曝露が子どもの健康に与える影響を解明するための、長期的・大規模な追跡調査。

期待される効果

子どもの健康に影響を与える環境要因を明らかにすることにより、適切なリスク管理体制を構築し、安心・安全な子育て環境の実現と少子化対策への貢献に繋げる。

事業内容

イメージ

10万組の参加登録
※平成26年3月20日、
10万人(母親)に到達

妊娠初期・中期

- ・インフォームドコンセント
- ・妊婦血液、尿の採取
- ・質問票調査



出産時

- ・母の血液・毛髪、父の血液の採取
- ・出生児の健康状態を確認
- ・ろ紙血(出生児)の採取
- ・臍帯血の採取



1ヶ月時

- ・赤ちゃんの毛髪の採取
- ・母乳の採取



13歳の誕生日まで

- ・質問票調査(半年ごと)
- ・面接調査(数年ごと)
- ・環境試料の採取



- ・化学物質等の測定、分析
- ・生体試料の長期保存 等

- ・遺伝要因、生活習慣要因、社会要因等と併せて統計分析

安全・安心な子育て環境の実現



※本調査は2016年のG7富山環境大臣会合において高く評価され、推進すべきとされた。



水銀に関する水俣条約実施推進事業

平成29年度要求額
319百万円（260百万円）

背景・目的

- ❑ 水銀に関する水俣条約（水俣条約）の発効を見据え、国内における「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）」に基づく関連施策の適切な運用を図る。
- ❑ 水俣条約の適切な運用により水銀による環境リスクが低減されるよう、条約に規定されるガイダンス、有効性評価に資するモニタリングデータ等の水俣条約の運用体制の整備支援をするとともに、関係国・機関と連携しつつ我が国の水銀対策手法の国際展開を通じた途上国支援を行う。

事業目的・概要等

事業概要

○水俣条約の発効に向けた国内体制の整備

水俣条約発効時からの水銀汚染防止法の本格施行を見込み、制度周知、実施状況のフォロー等を関係者と協力して実施、同法関連施策の適格な運用を図る。また、平成29年夏頃に開催が見込まれる第1回締約国会議で採択が予定されているガイドライン等を踏まえ、国内施策の検討を行う。

○水俣条約運用体制の整備支援

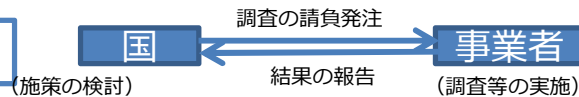
- ✓ 条約交渉において、水銀対策先進国としての立場を活かして、国際的なルール作りを主導。 例：世界モニタリング計画の策定支援
- ✓ 条約の確実な実施を進めるため、評価に必要なモニタリングデータ等の整備を進める。 例：大気モニタリングの継続、毛髪水銀データベースの整備

○我が国水銀対策手法の国際展開

- ✓ 水銀マイナスプログラムに基づき、途上国の水銀対策ニーズ調査結果をもとに、我が国の技術、知見を活用した途上国を支援を実施。その際には米国等の関係国・機関と密接に連携するとともに、既存の内外資金メカニズムの活用を目指す。

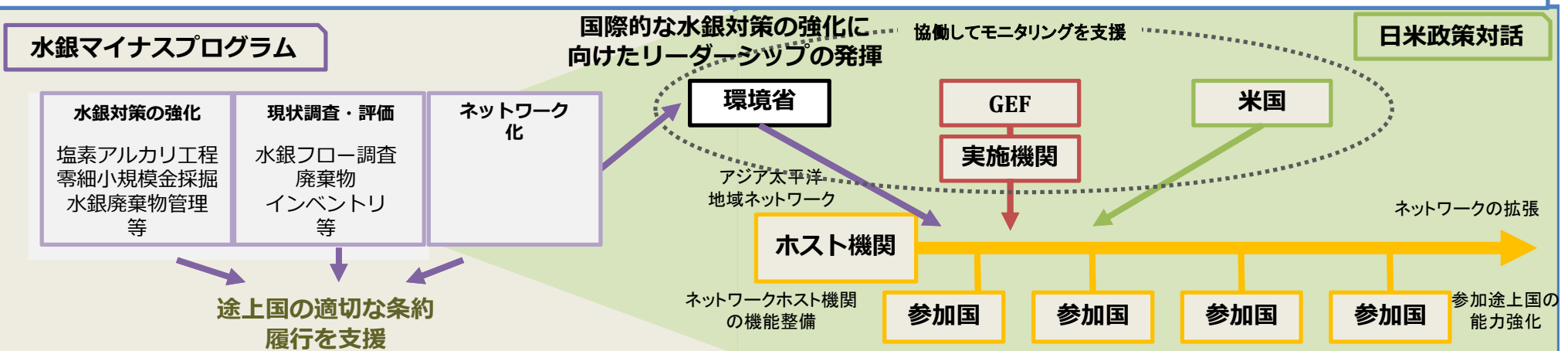
例：GEF資金を活用したアジア地域における水銀モニタリング能力強化、JCM、JICA等の資金メカニズムを活用した協カプロジェクトの形成推進

事業スキーム



期待される効果

国内外の水銀対策を推進しグローバルな「マーキュリー・ミニマム」の環境の構築に貢献





PCB廃棄物の適正な処理の推進等

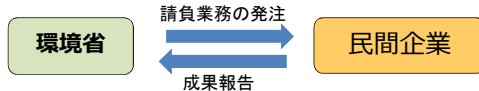
平成29年度要求額
8,030百万円 (5,850百万円)

背景・目的

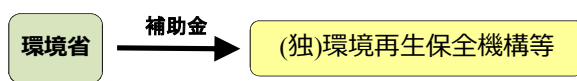
- 平成26年6月にPCB廃棄物処理基本計画の変更を行い、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）による全国5箇所のPCB処理施設の期限を延長。この際、地元自治体の受入条件として、「期限の再延長はしない」ことを約束
- 地元と約束した期限を確実に達成するため、平成28年4月にPCB特措法を改正し、原則、約束期限の1年前までに保管事業者に対してJESCOへの処分委託を義務付け
- 改正法で処分委託を義務付けた処分期間は、**北九州地域では平成29年度末に終期を迎えるという逼迫した状況**
- 期限達成には、国内にある全ての高濃度PCB廃棄物の処分委託が必要であり、地方自治体が把握していない高濃度PCB廃棄物の掘り起こし調査の早急の完了、処理費用の軽減等が重要である。また、安全第一とした適正かつ確実な処理のための処理施設の更新・補修が必要
- 一方、低濃度PCB廃棄物については、処理促進のための受け皿の充実・多様化が必要

事業スキーム

事業概要①②③



事業概要④



事業概要⑤⑥



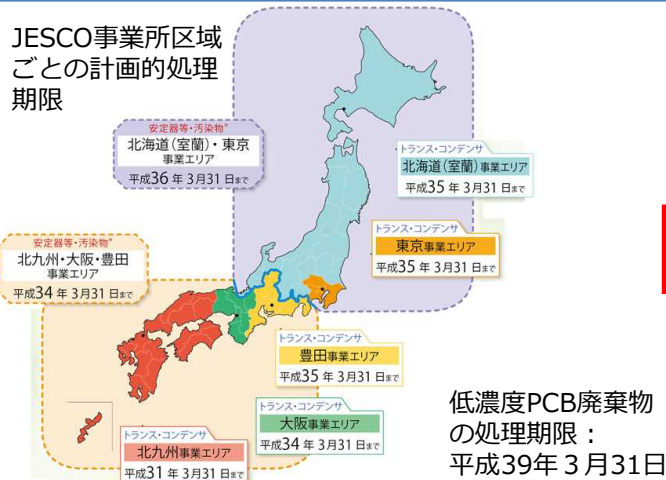
事業概要

- ① 地方自治体や掘り起こし調査対象事業者からの調査実施に係る相談に対応するための専門家を派遣し、現場に出張して直接支援を行い、調査の効率化・早期化を図る
- ② 地方自治体の掘り起こし調査の実施状況及び調査結果を集約し、これをインターネット等で公開することにより、調査の進捗状況を管理
- ③ 低濃度PCB廃棄物について、処理技術の評価や施設の認定を行い、無害化処理認定制度の着実な運用を図る
- ④ PCB廃棄物処理基金を(独)環境保全再生機構に造成し、国及び都道府県が協調した中小企業者等に対する処理費用軽減補助やPCB使用製品製造者と協調した行政代執行に係る自治体の負担軽減のための支援費用の積立等を行う
- ⑤ JESCOの設備の安全性について点検、補修更新及び処理能力向上のための改造を行う
- ⑥ JESCOに対し、処理施設のPCB除去及び撤去を行うための資金を出資する

期待される効果

- 地方自治体が行う掘り起こし調査の実施加速化
- JESCOの計画的処理期限内での高濃度PCB廃棄物の処理完了
- 低濃度PCB廃棄物の処理促進及び期限内処理の履行
- PCB処理施設の健全性の確保

JESCO事業所区域ごとの計画的処理期限



地方自治体における掘り起こし調査の加速化の支援

中小企業者等への高濃度PCB廃棄物の処分費用負担軽減補助や行政代執行に係る自治体の負担軽減のための支援等

JESCOの設備の点検、補修、改造

JESCOでの処理完了後のPCB除去及び原状回復のための費用積立

イメージ

- JESCOの計画的処理期限内での高濃度PCB廃棄物の確実かつ早期処理の完了
- PCB処理施設の安全性の確保



広域大気環境対策費（うち、大気環境監視システム整備経費）

平成29年度要求額
543百万円（502百万円）
うち177百万円（160百万円）

背景・目的

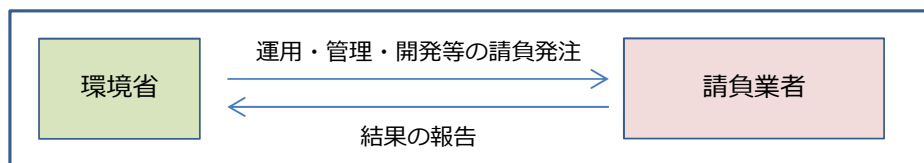
大気汚染防止法に基づく、各種の大気汚染物質の濃度等の大気汚染及び花粉飛散状況の情報提供について、全国で一元的にリアルタイムで表示できるシステムを運用することによって実現している。

PM2.5の注意喚起情報等もリアルタイムで情報提供することにより、健康被害の未然防止及び安心・安全の確保の観点から国民からのニーズも高い。

事業概要

- ・全国50の自治体等とオンラインで接続した大気汚染物質広域監視システム「そらまめ君」により、大気汚染常時監視結果や光化学オキシダント注意報の発令状況等をホームページ上でリアルタイムに公開。
- ・全国120箇所に設置した花粉自動計測器から携帯通信網で接続した花粉観測システム「はなこさん」により、花粉飛散数をホームページ上でリアルタイムに公開。
- ・スマートフォンのアプリを通じて国民が簡便かつ明解にPM2.5の情報にアクセスできるようにすることで「見える化」を促進。
- ・黄砂飛来状況の情報提供やPM2.5に関して国内・国外へ情報提供。

事業スキーム

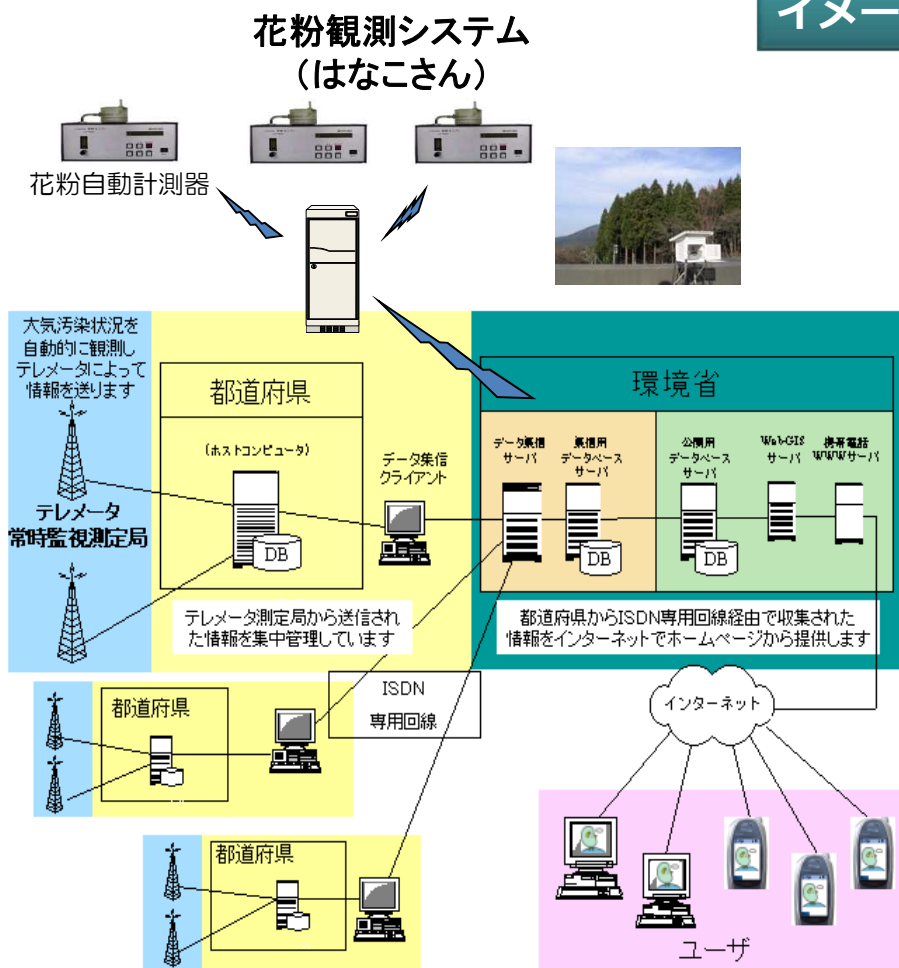


期待される効果

大気汚染常時監視及び花粉飛散データを、簡便かつリアルタイムに情報提供することにより、環境基準達成等に係る国民の意識を醸成するとともに、大気環境に対する安心・安全を確保し、健康被害を未然に防止する。

事業目的・概要等

イメージ



測定項目

- ・ NO₂ NO NO_x
- ・ SPM O_x SO₂
- ・ CO NMHC PM2.5
- ・ CH₄ THC WD, WS
- ・ TEMP など

大気汚染物質広域監視システム（そらまめ君）



広域大気環境対策費（うち、越境大気汚染対策推進費）

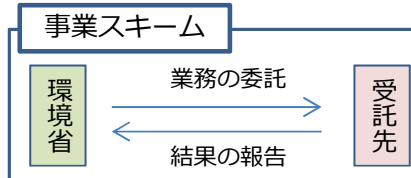
平成29年度要求額
543百万円（502百万円）
うち366百万円（342百万円）

背景・目的

- 東アジア地域の急速な発展に伴い、我が国への黄砂や越境大気汚染が懸念される。
- 継続的にモニタリングを実施し、越境大気汚染や黄砂に関する実態解明を着実に推進する。
- 国際的には、EANET参加国のモニタリング等の能力向上を図るとともに、TEMUの枠組みの下、大気汚染に関する政策対話やワーキンググループを通じた協力や、黄砂に関する共同研究を進める。

事業概要及びスキーム

- 東アジア地域における越境大気汚染対策のための国際協調推進費（97百万円：民間団体委託）
- 越境大気汚染モニタリング推進費（269百万円：民間及び地方公共団体委託）



期待される効果

- 越境大気汚染や黄砂の実態解明、科学的な知見に基づく国際協力の推進。
- 我が国への黄砂や越境大気汚染の緩和。

東アジア地域における越境大気汚染対策のための国際協調推進費

東アジア地域における大気環境管理戦略の検討

東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）活動や日中韓三カ国環境大臣会合（TEMU）の枠組み等を活用した、東アジア地域の大気汚染防止のための戦略の検討。

EANETの発展の促進

EANET参加国（日本を含む13か国）の協働によるPM2.5・オゾン等のモニタリング強化等。

TEMUの下での国際協調の推進

TEMU等における合意を踏まえた、大気汚染や黄砂に関する協力（ワーキンググループや技術ネットワークを通じた協力）の推進。

データや
知見の活用

越境大気汚染モニタリング推進費

「越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画」（H26年3月改定）に基づき、越境大気汚染・酸性雨の影響を早期把握するための体制構築とモニタリング実施。

黄砂の飛来実態の把握のため、黄砂実態解明調査、飛来状況リアルタイム観測網構築・情報提供等を実施。



自動車排出ガス・騒音規制強化等推進費

平成29年度要求額
243百万円 (181百万円)

背景・目的

自動車排出ガス・騒音規制の導入及びその強化により環境は改善傾向にあるものの、大気汚染や騒音に係る環境基準が依然として達成されていない状況

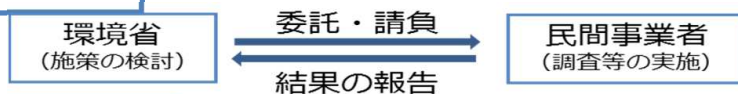
H26年度環境基準達成率 自排局 NO₂ : 99.5%、PM_{2.5} : 25.8%
騒音 (幹線道路) : 88.5%

また、排出ガス後処理装置等、高度な排出ガス低減技術の導入により排出ガスの性状が変化し、未規制物質の増加が懸念される

事業概要

- ①交換用マフラーに係る騒音対策強化等調査 (16百万円)
交換用マフラー騒音性能等調査
- ②自動車次期排出ガス規制策定 (176百万円)
 - ・自動車からの排出ガスについて、実使用環境 (路上走行時) の気象条件や交通状況等を考慮した排出原単位及び排出量推計の見直しをするとともに、路上走行検査の導入に向けた必要な検証を行う
 - ・給油時等の燃料蒸発ガス対策に係る調査・検討
- ③使用過程におけるNO_x後処理装置の性能確保対策 (14百万円)
性能低下メカニズム解明のための調査及び性能確保のための方策を検討
- ④自動車からの微小粒子状物質・未規制物質等実態分析 (37百万円)
 - ・PRTR法に基づく排出量算定のための未規制物質の排出量を調査
 - ・PM粒子数・成分等の調査及び粒子数による測定方法の検討

事業スキーム



期待される効果

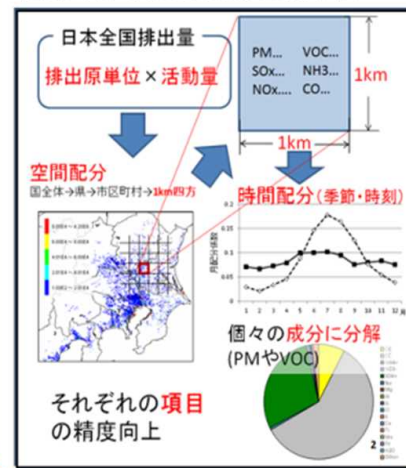
- ・排出量についてより精度よく把握することが可能となる
- ・燃料蒸発ガスの抑制によるVOCの低減
- ・実使用環境を考慮した自動車排出ガス対策等の導入
- ・未規制の排出ガス等に対する新たな規制の導入
- ・使用過程における自動車排出ガス・騒音の低減

事業目的・概要等

○現行規制の強化・見直しのための実態の把握

イメージ

PM2.5等の排出原単位の作成 シミュレーションのための 自動車からのPM2.5排出原単位

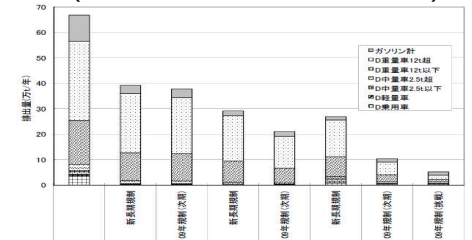


自動車からのPM2.5等の排出原単位を作成し、時刻別、地点別の排出量の分布を分析するための排出インベントリを作成

車載式排出ガス測定システムによる 路上走行時の排出ガス実態把握



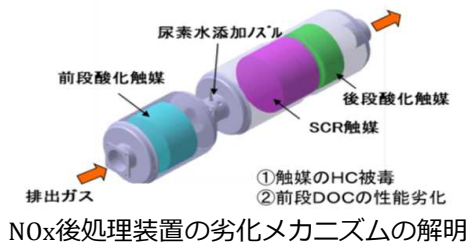
規制による削減効果 (ポスト新長期規制導入検討時の例)



規制強化による排出ガス削減効果を試算することが可能

○使用過程車の排出ガス・騒音対策強化

NO_x後処理装置の使用過程における性能低下対策



交換用マフラーの騒音対策



交換用マフラーの騒音低減技術、騒音値等の検証



海岸漂着物等地域対策推進事業

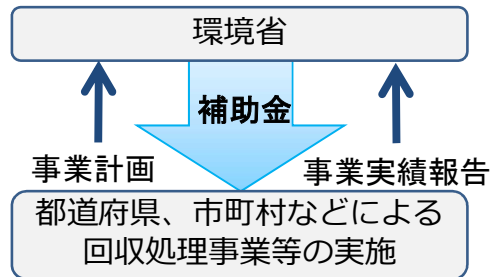
平成29年度要求額
3,850 百万円 (400百万円)

背景・目的

日本の海岸には毎年、多くのごみが漂着している。海洋ごみは、国内外を問わず様々な地域由来のものが混在しており、地方公共団体は漂着したごみの処理責任はあるものの、自ら発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況にあることから、国が補助金による支援を実施し海洋ごみ対策を進める必要がある。

事業スキーム

都道府県に対して補助金を一括交付する。市町村事業への補助は都道府県を通じた間接補助事業となる。



事業概要

海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において高上げを実施する。

(補助率)

地域計画策定事業 (都道府県のみ) . . . 補助率 1 / 2

回収・処理事業、発生抑制対策事業 . . . 補助率 9 / 10 ~ 7 / 10

(予算実績) 平成28年度予算額 4億円 平成27年度補正予算額 26億円

期待される効果

全国における海洋ごみ対策の推進により、海洋環境の保全を図るとともに、将来に亘って海洋の優れた景観を維持・保全することにより、地域社会や漁業・観光等の地域の基幹産業の振興に欠かせない美しく豊かな海の実現に努める。

イメージ

漂流・漂着ごみの及ぼす様々な影響

海洋環境

沿岸居住環境

船舶航行

観光・漁業



海洋ごみの回収処理事業等の推進



重機やボランティアによる海洋ごみの回収処理活動

**全国の漂流・漂着・海底ごみ対策の推進により、
海洋環境の保全等を図る。**



漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業費 (うち、漂着ごみ対策総合検討事業、漂流・海底ごみ対策総合検討事業)

平成29年度要求額
157百万円 (79百万円)
うち107百万円 (79百万円)

事業目的・概要等

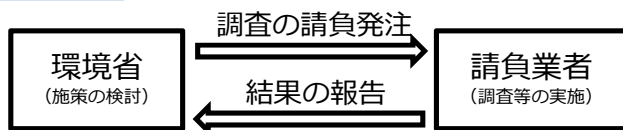
背景・目的

- 海洋プラスチックごみの主要排出源である東アジア等（東南アジア含む）の海洋ごみ対策は、世界における喫緊の課題。
- このため、本年5月のG7 富山環境大臣会合において、関係国等へのアウトリーチの重要性について合意。
- 我が国にとっても、東アジア等各国は、海流の上流域に当たることから、我が国近海の海洋ごみ削減のためには、東アジア等各国における海洋ごみ対策の促進が必須。
- 東アジア等各国における海洋ごみ削減のためには、これらの国から排出された海洋ごみの実態把握が急務。

事業概要

- 漂流・漂着・海底沈降に係る一連のプロセスを把握するため、マイクロプラスチックを含む漂流・海底ごみの量・分布等の実態を把握するとともに、マイクロプラスチックに含まれる有害物質の抽出等を実施する。
- H29年度からは、調査海域を拡大し、本州・九州等の近海に加え、我が国南方海域における東アジア等由来の海洋ごみの実態把握を進める。

事業スキーム



期待される効果

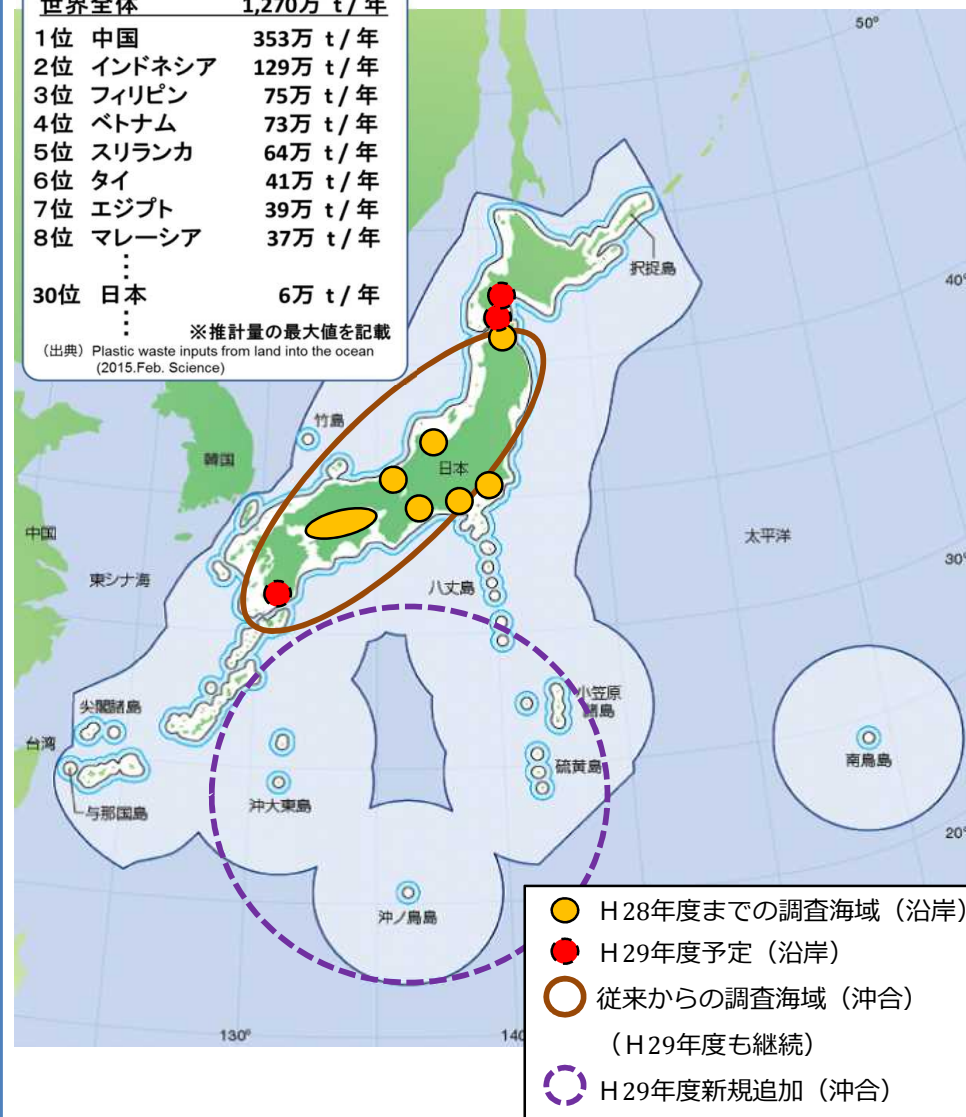
- 主要排出国である東アジア等由来の海洋ごみの実態把握により、当該国における海洋ごみ対策を促進する。
- これにより、我が国近海の海洋ごみを削減するとともに、世界的な海洋ごみ排出量の削減を図る。

陸上から海洋に流出したプラスチックごみ発生量(2010年推計)ランキング

世界全体	1,270万 t/年
1位 中国	353万 t/年
2位 インドネシア	129万 t/年
3位 フィリピン	75万 t/年
4位 ベトナム	73万 t/年
5位 スリランカ	64万 t/年
6位 タイ	41万 t/年
7位 エジプト	39万 t/年
8位 マレーシア	37万 t/年
...	...
30位 日本	6万 t/年
...	...

※推計量の最大値を記載
(出典) Plastic waste inputs from land into the ocean (2015, Feb. Science)

イメージ





漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業費 (うち、海洋ごみ国際戦略総合検討事業)

平成29年度要求額
157百万円 (79百万円)
うち50百万円 (新規)

背景・目的

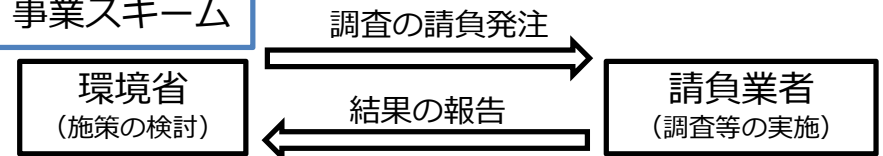
- 主要排出源である東アジア等（東南アジア含む）における海洋ごみ対策は、我が国のみならず世界にとって喫緊の課題。
- マイクロプラスチックについては、実態把握が急務であるとともに、効果的な実態把握には、モニタリング手法の標準化・調和が必要。
- 2016年5月のG7 富山環境大臣会合において、関係国等へのアウトリーチやモニタリング手法の標準化・調和に向けた取組が優先的な施策とされた。
- 海洋ごみについては、国際的に非常に多種多様な取組が実施されているところ。これらの国際動向を適時・的確に調査し、我が国の実情・施策を踏まえて整理することにより、以下の取組を実施する。
 - グッドプラクティスを積極的に導入し、我が国における効果的・効率的な海洋ごみ対策を促進する。
 - 我が国の海洋ごみに係る国際協力施策の戦略的な実施により、各国・国際機関等と連携し、主要排出国等への効果的なアウトリーチを行う。

事業概要

- ①海洋ごみに係る戦略的国際展開のあり方を検討する。
- ②東アジア等における海洋ごみ調査に係る人材を育成する。
- ③モニタリング手法の調和に向けた国際連携を実施する。

事業目的・概要等

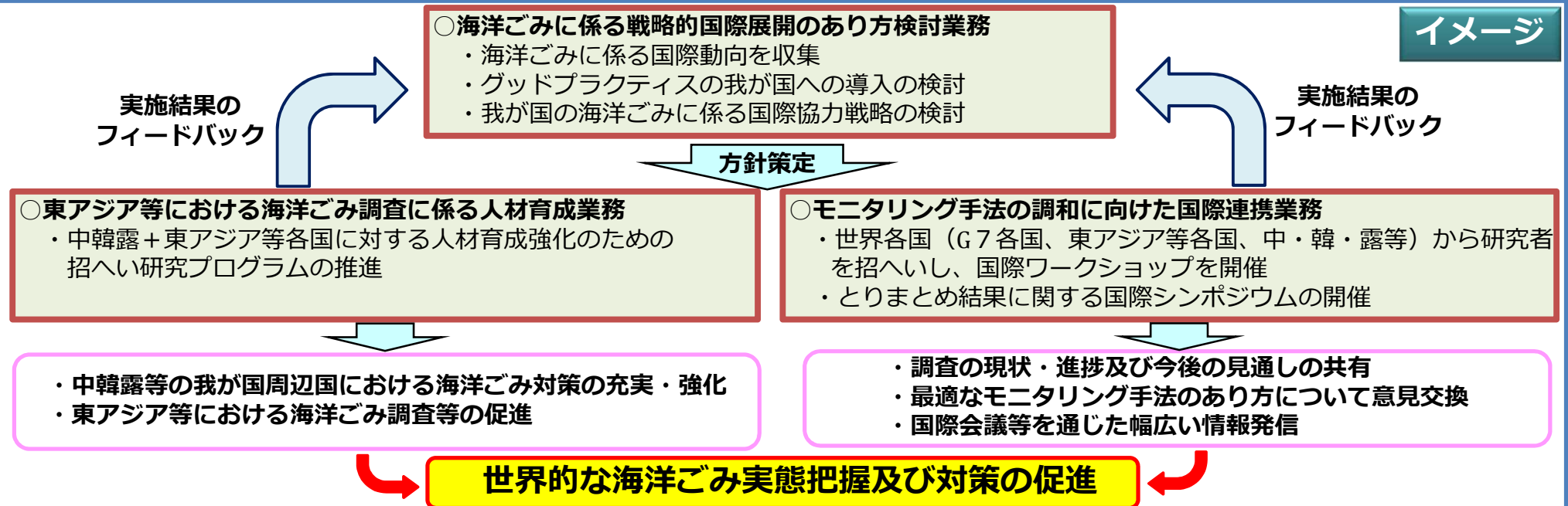
事業スキーム



期待される効果

これらの取組を総合的に推進することにより、海洋ごみ、とりわけマイクロプラスチックの削減を図り、海洋環境保全に資するとともに、国際協力により、我が国のプレゼンス強化に資する。

イメージ





豊かさを実感できる海の再生事業

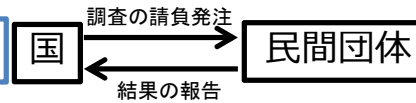
平成29年度要求額
135百万円 (135百万円)

背景・目的

- 瀬戸内海等の閉鎖性海域では、水質は全体として改善傾向である一方、赤潮や貧酸素水塊等の問題も依然発生。
- 生物多様性・生物生産性が確保された「豊かな海」の観点から、藻場・干潟の保全・再生、栄養塩類の適切な管理、気候変動による影響把握等の重要性が指摘されるなど、新たな課題への対応が求められている。
- 平成27年2月に『瀬戸内海環境保全基本計画』が閣議決定、同年10月に『瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律』が公布・施行され、新たな課題への対応を含め「豊かな海」を目指した施策を推進していくこととされた。

新たな課題に対応した調査・検討が必要！

事業スキーム



事業目的・概要等

事業概要

1. 里海づくり活動促進
2. 底質蓄積・溶出メカニズム調査
3. 気候変動の栄養塩類への影響把握等

期待される効果

瀬戸内海等を対象として「豊かな海」の観点から重要な調査・検討等を行い、科学的な知見に基づく適切な海域管理方策をとりまとめるとともに、各海域における里海など「豊かな海」に向けた各種取組を促進する。

平成27年度～

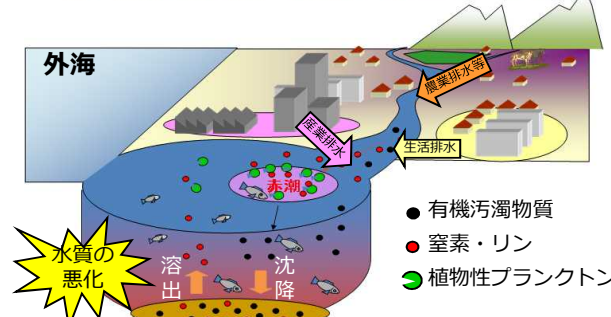
1. 里海づくり活動促進



- モデル海域（瀬戸内海）における藻場・干潟の分布調査。
- 様々な水質改善技術の効果等を定量的に把握。

平成27年度～

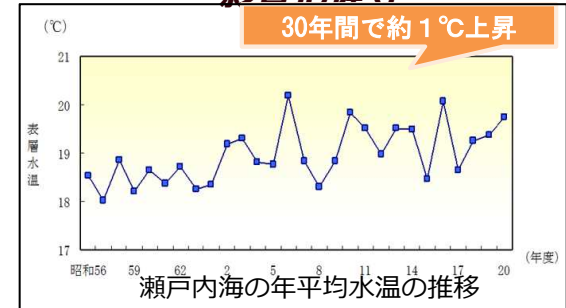
2. 底質蓄積・溶出メカニズム調査



- 底質環境の総合的な調査により現況を把握し、過去の調査結果と比較・分析。
- 底質からの、栄養塩類等の海中への溶出メカニズムを分析・検討。

平成28年度～

3. 気候変動の栄養塩類への影響把握等



- 気候変動による影響（水質（栄養塩類等）、生物多様性・生物生産性）の把握。
- 影響を踏まえた適応策の検討。

イメージ

「豊かな海」の観点から、海域ごとの実情に応じた海域管理の実現



琵琶湖保全再生等推進費

平成29年度要求額
32百万円（新規）

背景・目的

琵琶湖では、これまでの水質保全対策によって、湖への流入負荷量は減少傾向にあるものの、環境基準であるCODの高止まり、アオコの発生、水草の大量繁茂や在来魚介類の減少等といった問題が依然として発生している。

また、琵琶湖の保全及び再生に関する法律が平成27年9月に公布、施行され、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図ることが求められている。

このため、主務大臣が策定する琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針(28年4月21日策定)、滋賀県が策定する琵琶湖保全再生計画等を勘案しつつ、総合的かつ効果的に関連施策を推進することにより、琵琶湖の水質及び生態系の保全及び再生を図る。

事業概要

水質だけでなく生態系を含めた現状の把握、解析モデルによる影響要因や影響度の分析、環境修復実証事業（モデル事業）による効果検証等といった新たな手法により、湖辺の環境修復対策等の検討を行う。

- (1) 水質及び生態系に関する現状把握
- (2) 水質及び生態系モデルによる影響要因や影響度の分析・評価
- (3) 環境修復実証事業（モデル事業）による改善効果の検証
- (4) 効果的な湖辺の環境修復対策等の検討
- (5) 適切な管理のあり方の検討に資する成果の取りまとめ

事業スキーム

- ・琵琶湖の水質及び生態系の保全・再生対策調査（請負）
- ・環境修復実証事業（地方公共団体委託）

期待される効果

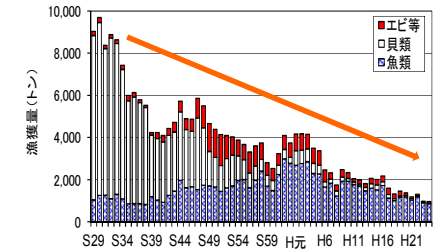
- ・琵琶湖の水質の汚濁の防止及び改善、生態系の保全及び再生の推進。
- ・琵琶湖における施策の成果を発信することにより、全国湖沼の保全及び再生に寄与。

事業目的・概要等

現状と課題

琵琶湖では以下の課題がある

- ・流入負荷量は減少傾向にあるものの、CODは高止まり
- ・アオコの発生
- ・水草の大量繁茂
- ・在来魚介類の減少（右図）



イメージ

事業内容

水質及び生態系に関する現状、モデルによる影響要因や影響度の分析、環境修復実証事業による効果検証等により、湖辺の環境修復対策等の検討を行う

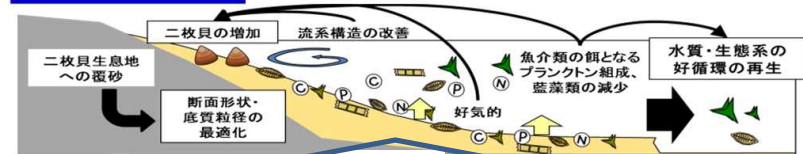
○ 琵琶湖の水質及び生態系の保全・再生対策調査

- ・水質及び生態系に関する現状把握
- ・水質及び生態系モデルによる影響要因と影響度の分析
- ・効果的な湖内及び湖辺の環境修復対策等の検討 など

○ 環境修復実証事業

- ・環境修復実証事業（モデル事業）による改善効果の検証

【施策の方向性(想定例)】



連携

※その他琵琶湖に関連する施策
水質の汚濁の防止及び改善のための調査研究(継続)等

琵琶湖の健全で恵み豊かな湖沼の保全及び再生の実現



水俣病総合対策関係経費

平成29年度要求額
11,611百万円（12,026百万円）

背景・目的

平成21年7月に成立し、公布・施行された「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置等の円滑な実施に向け必要な措置を講ずる。

また、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進する。

さらに、水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信する。

事業概要

1. 水俣病被害者の救済のための措置

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給、健康不安者への検診等の事業を行う。

- (1) 水俣病被害者等医療費等支給事業
- (2) 水俣病被害者等手当支給等事業
- (3) 健康管理事業

2. 医療・福祉及びもやい直し・地域振興に関する施策

水俣病発生地域における医療・福祉対策及びもやい直し・地域の振興を目指す多彩な活動を推進する。

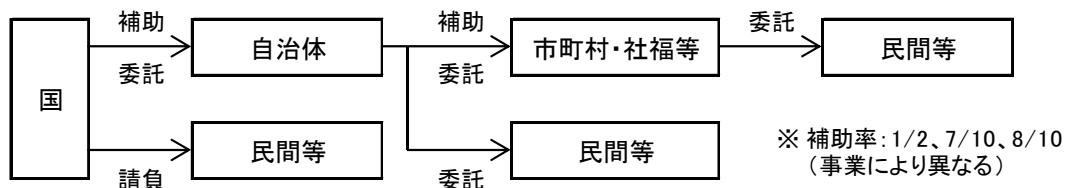
- (1) 胎児性水俣病患者や高齢化した水俣病被害者等の地域生活を支援する事業
- (2) 離島等における医療・福祉レベルの向上のための事業
- (3) 慰霊行事や地域のもやい直しを推進する事業
- (4) 水俣病問題の環境学習を推進する事業
- (5) 環境と経済が一体となった新しい地域づくり推進事業（「環境首都水俣」創造事業）

3. その他

以下の事業を引き続き実施する。

- (1) 公害医療研究事業
- (2) 水俣病検診機器整備事業
- (3) 水俣病国際貢献推進事業

事業スキーム



期待される効果

すべての水俣病患者が安心して暮らしていける環境づくり、もやい直しの推進、水俣病のような問題を二度と起こさないための教訓の伝達・継承に資する。

○平成29年度に取り組む主な事業

1. 水俣病発生地域医療・福祉連携推進事業

水俣病患者、家族、地域住民が安心して暮らしていけるよう、地域の医療・福祉対策を推進

- ・リハビリテーション事業の推進
- ・福祉対策の推進、胎児性水俣病患者等の生活支援（相談窓口の設置、社会活動・在宅支援等）



2. 水俣病発生地域再生・融和推進事業

水俣病の発生により疲弊した地域社会の絆を修復、水俣病の経験と教訓を継承、環境学習を推進

- ・もやい直しの推進（火のまつり、もやい祭り等）
- ・環境学習、情報発信等の推進（水俣病の教訓の伝承、関係資料の収集・保存等）



3. 環境首都水俣創造事業

地域の振興と活性化を図るため「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」を推進

- ・護岸道路整備に伴う渚造成等整備
- ・水俣環境アカデミアの活動支援





水俣病の治療向上に関する研究調査

平成29年度要求額
67百万円（22百万円）

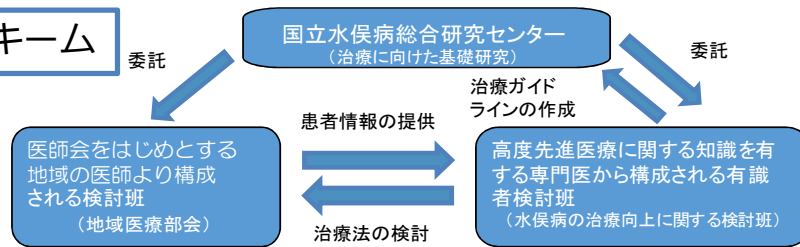
背景・目的

1. 近年、神経内科、機能外科分野での新たな治療法が急速に進展したことから、それらを用いてこれまで有効な治療法がなく積極的な治療や病態評価のなされなかった水俣病の治療効果の検証を行い、治療ガイドラインを作成する。
2. 既に血管疾患等の治療薬として実用化されている酵素阻害剤を転用した水俣病症状の改善を図る治療法の実用化に向けた基礎研究を進める。

事業概要

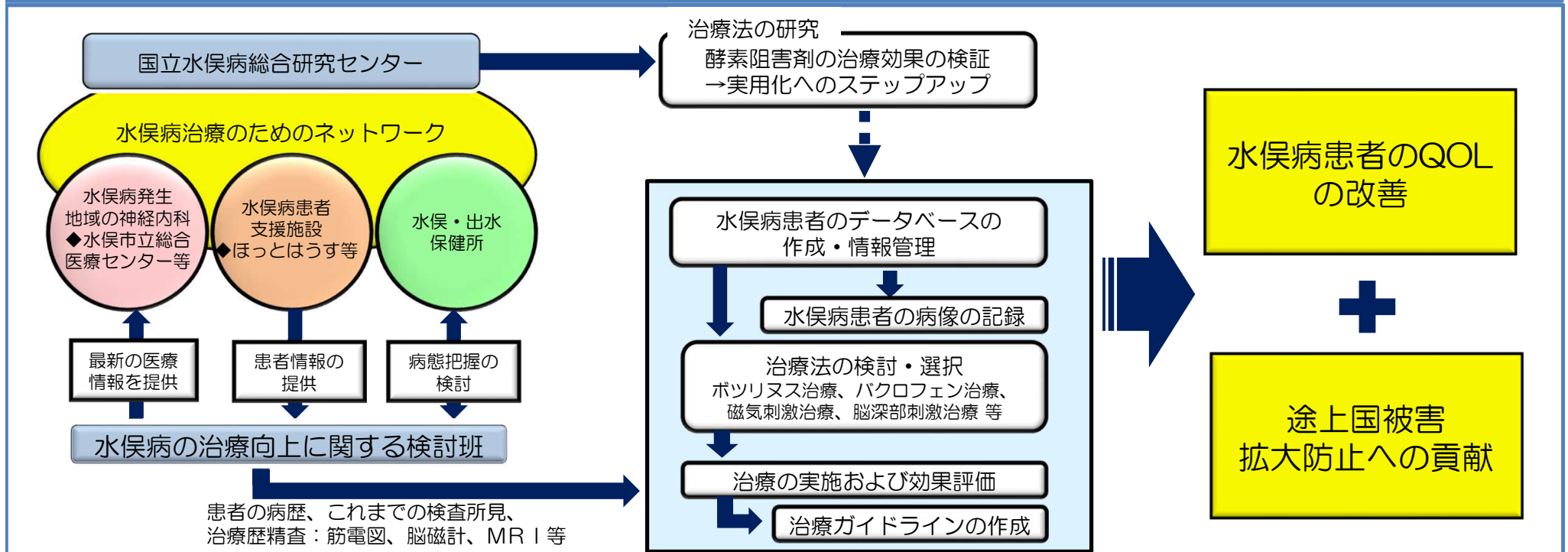
1. 水俣病発生地域の医師会、医療機関、福祉施設等の有識者による治療ネットワークの構築、及び高度先進医療に関する知見を有する専門医から構成される有識者検討班の設置により、水俣病患者のデータベースを作成した後、水俣病の治療効果の検証を行い、治療ガイドラインを作成する。
2. 酵素阻害剤を用いた水俣病治療の実用化に向けた動物実験等の基礎研究を促進し、治療法の実用化に向けた基礎研究を進める。

事業スキーム



期待される効果

1. 高度先端医療等による治療、及び既成薬を転用した治療に向けた基礎研究を進め、水俣病治療ガイドラインを作成、周知することで水俣病患者の生活の質（QOL）が改善されることが期待される。
2. 治療ガイドラインを活用することで、小規模金採掘等による途上国における被害拡大防止に役立つことが期待される。





石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査

平成29年度要求額
222百万円（200百万円）

背景・目的

石綿による健康被害の救済に関する法律案に対する附帯決議（平成18年1月）

「石綿に暴露した可能性のある周辺住民に対する健康相談及び問診の実施や、さらに医学的に必要と認められる住民に対する定期的な経過観察等、健康管理対策を図るよう努めること。」

石綿健康被害救済制度の在り方について（二次答申）（平成23年6月）

「健康管理によるメリットが、放射線被曝によるデメリットを上回るような、より効果的・効率的な健康管理の在り方を引き続いて検討・実施するべきである。」

第1期・第2期における石綿の健康リスク調査の主な結果と考察について（石綿の健康影響に関する検討会）（平成28年3月）

「健康管理を行うに当たっては、健康管理による不安減少等のメリットと検査に伴う放射線被ばくのデメリットを踏まえて、放射線画像検査のみならず健康相談等を組み合わせて、効果的・効率的な健康管理の在り方を検討する必要がある。」

事業概要

（対象者）

かつて石綿取扱い施設が稼働していた地域の住民

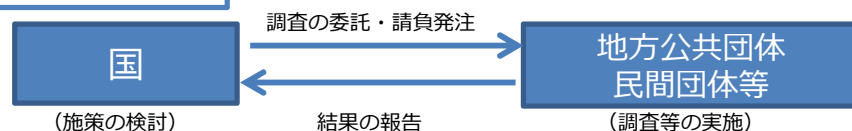
（実施項目※）

石綿ばく露状況の聴取、石綿ばく露の評価、保健指導 等

※肺がん検診等で実施する胸部X線検査の画像を活用する等、可能な限り、既存の検診事業と一体的に実施

※対象者の選定、検査頻度の適正化等により、放射線被ばくの影響を可能な限り低減

事業スキーム



期待される効果

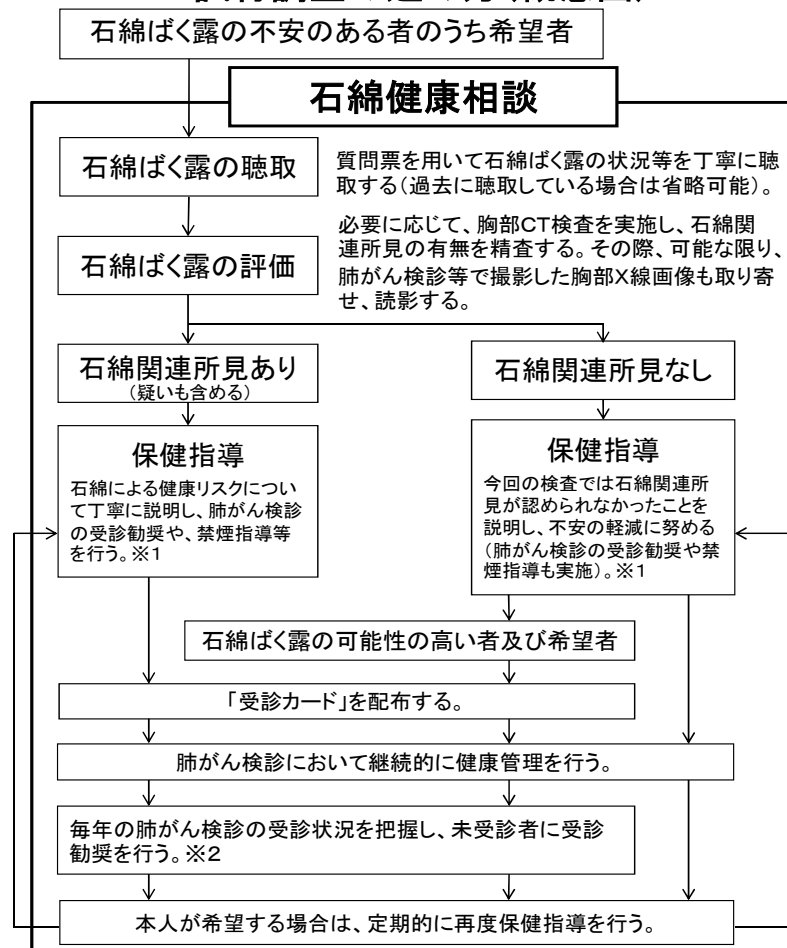
効果的・効率的な健康管理による

- ・石綿ばく露地域の**住民の不安の解消**
- ・石綿関連疾患の**早期発見・早期治療**
- ・石綿健康被害救済制度による**早期の救済・支援**

事業目的・概要等

イメージ

石綿ばく露者の健康管理に係る 試行調査の進め方（概念図）



※1 精密検査の必要があると判断された場合は、医療機関を受診するよう指導する。

※2 調査対象者が希望する場合には、リスク等を説明の上で年1回に限り胸部CT検査を実施できる。



環境保健サーベイランス調査費（健康影響等調査）

平成29年度要求額
193百万円（192百万円）

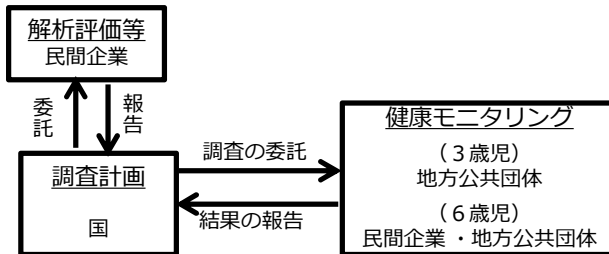
背景・目的

環境保健サーベイランス調査は、昭和63年の公害健康被害補償法改正（第一種地域指定解除）に伴い、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるために、平成8年度から毎年度実施している。

事業概要

地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察する。また、近年の大気汚染の状況や局地的大気汚染に関する科学的知見等を考慮して本調査の改善を行い、大気汚染と健康状態の観察の更なる充実を図る。

事業スキーム



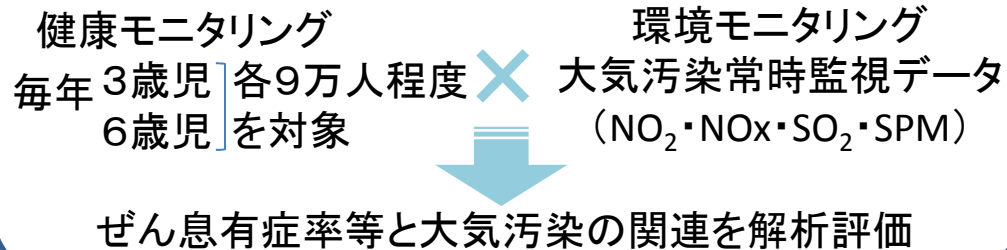
期待される効果

地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察することで、必要に応じて所要の措置を早期に講ずることができる。また、局地的大気汚染の考慮及び大気汚染指標としてPM2.5等を追加することで、本調査によるより効果的な監視体制の充実を図ることができる。

課題

幹線道路沿道における自動車排ガスへの曝露による健康影響を注視する必要

現在のサーベイランス調査



課題

PM2.5の越境汚染等による健康影響の懸念

【サーベイランス調査充実のための検討】

- ◆ そらプロジェクト(局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査)の知見を活用し、局地的大気汚染を考慮した濃度推計モデルを検討
- ◆ PM2.5等の評価も追加するため推計濃度の算出方法等を検討

地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係の定期的・継続的な監視体制の充実